

名勝伊豆西南海岸保存活用計画





令和４年（2022 年）３月

西伊豆町　　松崎町　　南伊豆町

名勝伊豆西南海岸保存活用計画策定委員会

西伊豆町



堂ヶ島天窓洞上空より伝兵衛島（象島）を望む



三四郎島とトンボロ

松崎町



烏帽子山から千貫門を望む



雲見海岸より牛着岩と富士山を望む

南伊豆町



弓ヶ浜の砂浜



中木のヒリゾ浜と渡し船

序

名勝伊豆西南海岸は、国内でも珍しい、西伊豆町、松崎町、南伊豆町の３町にまたがる名勝地です。豊かな自然と美しい海岸線は、県下の誇るべき景勝の地であり、「大地の衝突により生まれた雄大な自然美と環境に育まれた文化が共生する海岸線」として多くの人から愛され親しまれている地域であります。

３町を代表する文化財である名勝伊豆西南海岸は、昭和 12 年に国の名勝に指定され、以来 80 年以上が経過しています。

昭和 63 年には、観光需要の開発により、風致・景観が損なわれることを守るため、「名勝伊豆西南海岸保存管理計画」が策定され、３町による統一的な保存管理を図ってきました。

しかしながら、長い年月の経過とともに名勝地を取り巻く社会環境の変化などにより、文化財保護の在り方も多様化し、多くの問題が顕在化してきました。

また、平成 30 年には文化財保護法の改正により、管理から活用へ方針の転換がありました。

そのため、保存管理団体である３町は、有識者で構成する名勝伊豆西南海岸保存活用計画策定委員会を立ち上げ、文化庁の補助事業を活用して、既存の「名勝伊豆西南海岸保存管理計画」を見直すこととしました。

ここに、その成果をまとめた「名勝伊豆西南海岸保存活用計画」を、関係各位のご指導・ご助言により刊行することができました。今後は、この比類なき名勝伊豆西南海岸の価値を損なうことなく、末永く後世へ引き継ぐことが私たちに課せられた責務と考えております。

なお、名勝地の保全管理を万全なものとするためには、地元住民をはじめ、民間開発業者や観光関連業者、さらには公共インフラ整備を担う公共団体等、多くの方々の理解と協力が不可欠です。そのためにも、今後ともより多くの関係者に本計画の周知を図る所存です。

末筆になりますが、本計画を刊行するに当たり、名勝伊豆西南海岸保存活用計画策定委員の皆様をはじめ、文化庁、静岡県並びに関係各位のご指導、ご協力に対しまして厚くお礼申し上げます。

令和４年３月

西伊豆町長　星野　淨晋
松 崎 町 長　深澤　準弥
南伊豆町長　岡部　克仁

目　　次

表紙写真：堂ヶ島海岸の空撮（上）　海より望む波勝赤壁（左下）　石廊崎先端（右下）

第１章　計画策定の目的および対象区域 …… 1

第１節　計画策定の背景と目的 …… 1

第２節　委員会の設置・経緯 …… 1

1　設置および委員等 …… 1

2　委員会設置要綱 …… 3

3　審議経過 …… 4

第３節　計画の対象範囲 …… 5

第４節　計画の期間 …… 6

第２章　名勝伊豆西南海岸の概要 …… 7

第１節　指定に至る経緯 …… 7

第２節　指定の状況 …… 8

1　指定告示 …… 8

2　指定説明文 …… 9

第３節　名勝伊豆西南海岸を取り巻く環境 …… 11

1　自然的環境 …… 11

2　歴史的環境 …… 21

3　人文的環境 …… 29

4　社会的環境 …… 32

5　他の計画との関連 …… 38

第４節　対象区域における現状変更の経過 …… 47

1　現状変更の経過 …… 47

2　近年の現状変更の傾向 …… 48

第３章　本質的価値と構成要素 …… 49

第１節　名勝指定地の価値評価 …… 49

第２節　新たな価値評価の視点 …… 50

1　自然的要素の価値評価 …… 50

2　人文的要素の価値評価 …… 51

第３節　名勝伊豆西南海岸の本質的価値 …… 52

1　自然的価値 …… 52

2　人文的価値 …… 52

第４節　名勝伊豆西南海岸の構成要素 …… 53

1　構成要素の分類 …… 53

2　本質的価値の構成要素 …… 54
3　その他の構成要素 …… 77

第４章　現状と課題 …… 81

第１節　保存（保存管理）の現状と課題 …… 81
1　指定地全体の現状と課題 …… 81
2　構成要素別の現状と課題 …… 83
第２節　活用（公開活用）の現状と課題 …… 84
1　指定地全体の現状と課題 …… 84
2　構成要素別の現状と課題 …… 85
第３節　整備の現状と課題 …… 87
1　指定地全体の現状と課題 …… 87
2　構成要素別の現状と課題 …… 87
第４節　運営・体制の現状と課題 …… 88
1　管理団体における現状と課題 …… 89
2　関係機関、関係団体等との連携における現状と課題 …… 89

第５章　保存・活用の理念と基本方針 …… 91

第１節　保存・活用の理念 …… 91
第２節　基本方針 …… 91
1　保存に関する基本方針 …… 91
2　活用に関する基本方針 …… 91
3　整備に関する基本方針 …… 91
4　運営に関する基本方針 …… 91

第６章　保存（保存管理） …… 92

第１節　保存管理の方向性 …… 92
第２節　保存管理の方法 …… 92
1　名勝の本質的価値を構成する諸要素 …… 93
2　その他の諸要素 …… 93
第３節　保存管理区分と取扱い基準 …… 94
1　名勝の保存管理区分 …… 94
2　取扱い基準の設定と運用上の留意点 …… 97

第７章　活用 …… 98

第１節　活用の方向性 …… 98
第２節　活用の方法 …… 98
1　普及啓発活動 …… 98
2　公開 …… 98

3　人材育成 ····· 99

第８章　整備 ····· 100

第１節　整備の方向性 ····· 100
第２節　整備の方法 ····· 100
1　保存のための整備 ····· 100
2　活用のための整備 ····· 101

第９章　運営・体制の整備 ····· 103

第１節　運営・体制の整備の方向性 ····· 103
第２節　運営・体制の整備の方法 ····· 103
1　管理団体の体制 ····· 103
2　広域連携の体制 ····· 103

巻末資料 ····· 104

名勝伊豆西南海岸に係る法規制と規制内容 ····· 104
文化財保護関係法令 ····· 104
名勝指定地内における近年の現状変更行為の一覧 ····· 110

第１章　計画策定の目的および対象区域

第１節　計画策定の背景と目的

名勝伊豆西南海岸（以下「伊豆西南海岸」という。）は、その類まれな地形・地質的特徴や良好な風致景観が評価され、昭和12年（1937年）６月15日に史蹟名勝天然紀念物保存法により国の名勝として指定された。その指定は、昭和25年（1950年）には文化財の保存・活用と国民の文化的向上を目的として制定された文化財保護法に引き継がれ、引き続き保護してきた。

その後、観光開発需要などの社会情勢の変化に対し、将来的な文化財の保存と活用を適切に調整していくための統一的な指針が必要とされたことから、伊豆西南海岸の管理団体である西伊豆町・松崎町・南伊豆町（以下「３町」という。）では、昭和63年（1988年）３月に『名勝伊豆西南海岸保存管理計画』を策定し、伊豆西南海岸の適切な保存を図ることとした。

さらに、平成16年（2004年）に、西伊豆町では『名勝伊豆西南海岸安城岬保存管理方針整備活用計画』が策定され、計画に基づき、伊豆西南海岸のもつ価値の理解と体感の拠点として安城岬ふれあい公園が整備された。

また、近年では平成30年（2018年）に伊豆半島ジオパークがユネスコ世界ジオパークの認定を受けたほか、東日本大震災や近年の風水害を契機とした防災・減災対策の見直し、地球温暖化に対する懸念から、再生可能エネルギー施設の隣接地域での導入等、伊豆西南海岸を取り巻く環境は大きく変化している。

他方、名勝指定から80年以上、保存管理計画策定から30年以上が経過した現在、保存管理団体である３町においては、人口減少や少子高齢化、産業の衰退等に起因した文化財保護の担い手減少や、文化財を活用した地域活性化に対して、施策を講じることが必要となっている。

このような中、平成30年（2018年）に文化財保護法が改正（平成31年４月１日施行）され、保存活用計画の認定や市町村による文化財保存活用支援団体の指定等の制度化などが位置づけられた。

こうした経緯を踏まえ、諸々の課題を解決するとともに、名勝伊豆西南海岸の価値を再認識し、その保存と活用を適切に実施し後世へ継承することを目的に、令和２・３年度（2020・2021年度）の２カ年で、文化庁の補助事業（国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金）を利用し、現行の保存管理計画を見直し、改めて『名勝伊豆西南海岸保存活用計画（以下「本計画」という。)』として策定した。

第２節　委員会の設置・経緯

１　設置および委員等

本計画を策定するにあたっては、３町の各教育委員会が合同で名勝伊豆西南海岸保存活用計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の策定委員および事務局員を次のとおり

選任した。併せて、文化庁文化財第二課および静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課の指導・助言を得た。

なお、計画の策定にあたり、令和２年度（2020年度）は南伊豆町教育委員会が、令和３年度（2021年度）は松崎町教育委員会が事務局を担当した。

表　策定委員

	氏名	職名	備考
1	池邊　このみ	千葉大学大学院　園芸学研究科　環境造園デザイン学研究室　教授（名勝・景観有識者）	委員長
2	鈴木　雄介	静岡大学 未来社会デザイン機構 准教授（地質関係有識者）	副委員長 Ｒ２
	小山　眞人	静岡大学　未来社会デザイン機構　教授（地質関係有識者）	副委員長 Ｒ３
3	早川　宗志	ふじのくに地球環境史ミュージアム　准教授（植物関係有識者）	
4	藤井　駒一	西伊豆町文化財保護審議会　会長	
5	鈴木　貞夫	西伊豆町観光協会　事務局長	
6	齋藤　省一	松崎町文化財保護審議会　会長	Ｒ２
	白井　文義	松崎町文化財保護審議会　会長	Ｒ３
7	清水　里司	松崎町観光協会　事務局長	
8	渡邉　守男	南伊豆町文化財保護審議会　会長	
9	大野　寛	南伊豆町観光協会　事務局長	

表　事務局

	氏名	職名
1	山本　文彦	西伊豆町まちづくり課　係長
2	松田　恵一	西伊豆町教育委員会　係長
3	佐藤　公彦	松崎町企画観光課　主任主事
4	齋藤　将	松崎町教育委員会　主任主事
5	鈴木　英俊	南伊豆町商工観光課　主事
6	桑原　信孝	南伊豆町教育委員会　係長

表　オブザーバー

	氏名	職名
1	平澤　毅	文化庁文化財第二課　主任文化財調査官（名勝部門）
2	菊池　吉修	静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課文化財地域支援班　班長
3	大谷　宏治	静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課文化財地域支援班　班長
4	安原　歩美	静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課文化財地域支援班　主査
5	島田　章広	静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課文化財地域支援班　技師

２　委員会設置要綱

○名勝伊豆西南海岸保存活用計画策定委員会設置要綱

平成17年４月１日
教委要綱第２号

（設置目的）
第１条　名勝伊豆西南海岸の保存活用計画について検討、協議及び策定するため、名勝伊豆西南海岸保存活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

（組織）
第２条　委員会は、学識経験者及び地元代表者等のうちから、南伊豆町教育委員会、松崎町教育委員会及び西伊豆町教育委員会(以下「３町教育委員会」という。)が委嘱する者によって構成する。

（委員の任期）
第３条　委員の任期は、委員会設置の日から、2年までとする。

（会長及び副会長）
第４条　委員会には、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は会務を総理する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議）
第５条　委員会は、会長の承認を受けて開催地の教育委員会教育長が招集する。

（専門委員会）
第６条　委員会は、専門の事項を調査、検討するために必要があるときは、専門委員若干人を選出して専門委員会を置くことができる。
２　専門委員会は、会長の承認を受けて開催地の教育委員会教育長が招集する。

（事務局）
第７条　委員会の庶務は、３町教育委員会事務局において処理する。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長にはかって３町教育委員会教育長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月19日教委要綱第１号）
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

３　審議経過

日　時	会議名等	場　所	主な議題
令和２年 12月10日	令和２年度　名勝伊豆西南海岸保存活用計画 第１回策定委員会	南伊豆町役場 ３階　議場	○正副会長選出 ○現地視察（弓ヶ浜、石廊崎オーシャンパーク、雲見海岸、室岩洞、堂ヶ島天窓洞、堂ヶ島トンボロ、大田子海岸） ○意見交換
令和３年 ３月23日	令和２年度　名勝伊豆西南海岸保存活用計画 第２回策定委員会	南伊豆町健康福祉センター ２階　会議室	○現状と課題の整理 ○方針案（骨子）の検討
令和４年 ２月28日	令和３年度　名勝伊豆西南海岸保存活用計画 第１回策定委員会	松崎町農村環境改善センター ２階　研修室	○計画（案）の検討




令和２年度第１回策定委員会（現地視察）の様子




令和３年度第１回策定委員会の様子

第３節　計画の対象範囲

伊豆西南海岸は、西伊豆町の田子の弁天島から南伊豆町の東端である盥（たらい）岬までの、東西15km、南北23km、総延長約40kmに及ぶ海岸線およびその周辺地域で構成される。指定地内は大きく堂ヶ島海岸、波勝海岸、石廊崎海岸の３つに大別される。

指定地内には島しょや奇岩、崖地や湾、入り江、砂浜などの多様な地形が見られ、それらが海や植生とともに織りなす風致景観は雄大かつ変化にあふれる自然美を形成している。

本計画の対象とする範囲は、指定地内とし、伊豆西南海岸の周辺で、その風致景観や保存・活用に重要な影響を及ぼす要素についてはその取扱いについても併せて考え方を示すこととした。

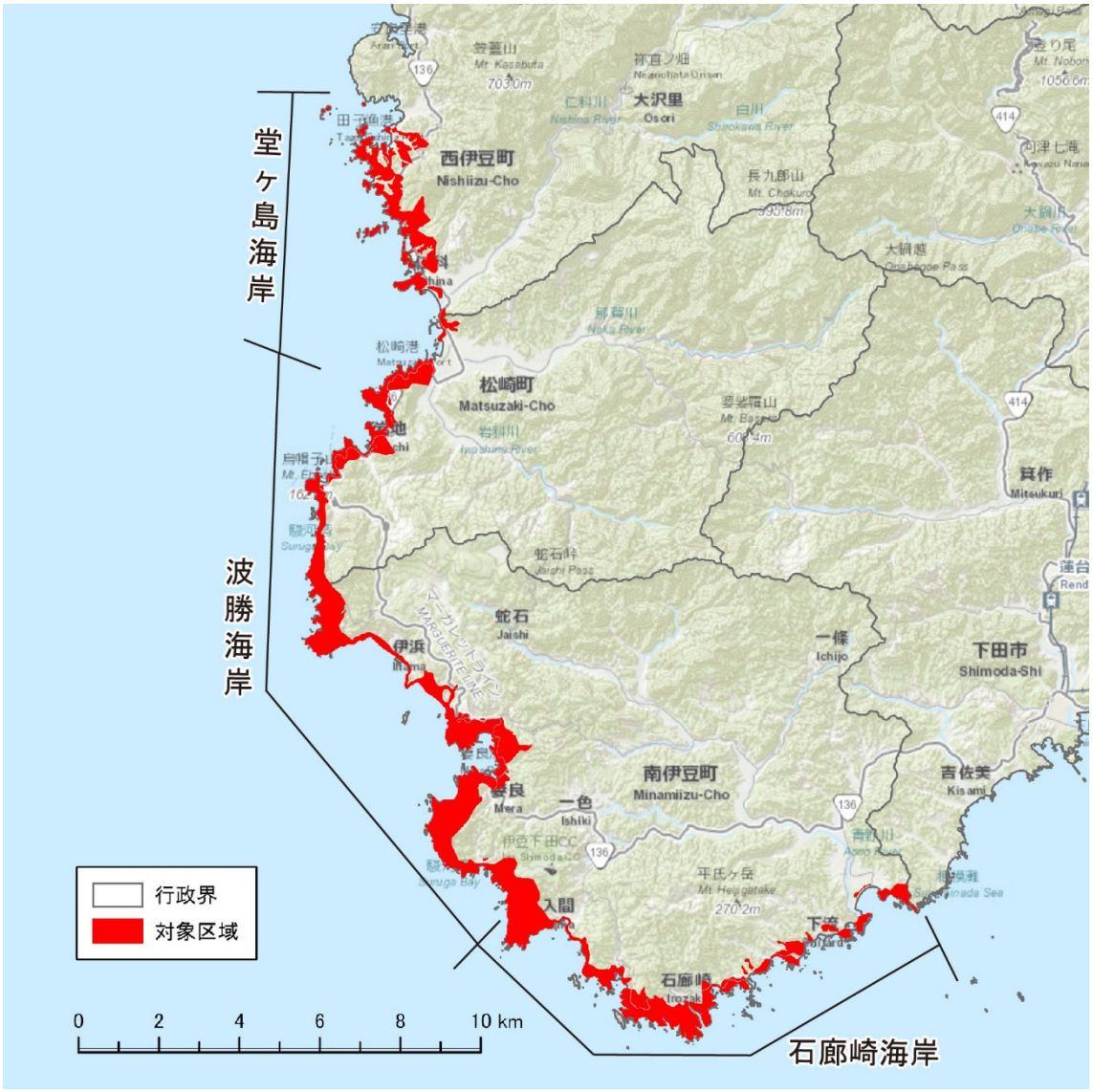


図　計画の対象範囲

第４節　計画の期間

本計画の実施期間は、令和４年（2022年）４月１日から令和14年（2032年）３月31日までの10年間とする。

また、毎年実施する名勝伊豆西南海岸保存管理連絡協議会において、本計画に示す「基本方針」、「保存」、「活用」、「整備」、「運営・体制の整備」で示す事項の実施状況を把握し、現状変更の内容や指定地内において想定される事業等について、情報共有を行い、本計画の推進と実現を図る。

第２章　名勝伊豆西南海岸の概要

第１節　指定に至る経緯

伊豆西南海岸は、伊豆の西海岸から南海岸の海岸線およびその周辺の島しょ・奇岩の地質、風致景観の価値が評価され、指定されたものである。

指定に係る調査については、静岡県や文部省嘱託員らにより、昭和７年６月25日から27日にかけての３日間で実施され、『静岡縣史蹟名勝天然紀念物調査報告 第九集』において報告された。調査報告では、以下の５点を伊豆西南海岸の特色としている。

一、集塊巖を主とし礫岩凝灰岩を交へ、約十里に亘つて大規模なる區をなすこと。
二、洞穴殊に岩門多きこと。
　舟を入るゝことを得るもの　　七
　目ぼしき岩門　　一六
　目ぼしき洞穴　　二七
三、海岸に沿ふて一帯に岩石島多きこと。
四、背景をなす山が、前面の尖角を成せる岩石山と異なり、鈍重なる角度を示し、穏によく調和し居ること。
五、魚附の爲に保存せられ、到る處森林の狀況極めて良好なること。

解説

１．集塊岩（火山角礫岩）を主とし、礫岩凝灰岩（凝灰角礫岩や凝灰岩など）を交え、約十里（39km）にわたって大規模な区をなす。
２．洞穴、ことに岩門が多いこと(船で入れるもの7、目ぼしい岩門16、目ぼしい洞穴27)。
３．海岸に沿って一帯に岩石島が多いこと。
４．背景をなす山が、前面にある尖角をなす岩石山と異なり、鈍重な角度を示し、穏やかによく調和していること。
５．魚つき（魚の繁殖や保護）のために保存されたことにより、至るところ森林の状況が極めて良好なこと。

調査成果等に基づき、その価値が認められ、伊豆西南海岸は昭和12年（1937年）６月15日に史蹟名勝天然紀念物保存法により名勝に指定された。

なお、名勝指定地内の「手石の弥陀ノ岩屋」、「堂ヶ島天窓洞」についても調査が実施され、(『静岡縣史蹟名勝天然紀念物調査報告 第十集』昭和８年（1933年))、名勝の指定に先立ち、手石の弥陀ノ岩屋は昭和９年（1934年）12月28日に、堂ヶ島天窓洞は昭和10年（1935年）８月27日に、それぞれ国の天然紀念物に指定されている。

第２節　指定の状況

１　指定告示

（１）　名称

伊豆西南海岸

（２）　指定種別

名勝

（３）　指定年月日

1937年(昭和12年) ６月15日

（４）　指定の事由

保存要目名勝ノ部第４及第10ニ依ル

解説

史蹟名勝天然紀念物保存要目解説　名勝之部（内務省・1921年）

第４：著名ナル奇岩（材木岩、俵石、天然橋、石柱等）

第10：著名ナル海岸、島嶼其ノ他景勝ノ地）

※なお、現在の指定要件に置き換えると、「第５：岩石、洞穴」、「第８：砂丘、砂嘴、海浜、島嶼」に該当する。

（５）　保存の要件

公益上必要已ムヲ得ザル場合ノ外風致ヲ損傷スベキ現状ノ変更ハ之ヲ許可セサルコトヲ要ス

解説

公益上やむを得ない場合を除き、風致を損傷する現状変更は許可しない

（6）　**官報告示**（原文ママ、旧字体のみ新字体に改めている）

◉文部省告示第二百六十號

史蹟名勝天然紀念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十二年六月十五日

文部大臣　安井　英二

第一類

名勝

伊豆西南海岸	静岡縣賀茂郡松崎町字江奈	小字釜ノ本山、巨鯛島及外部山全部
	同田子村	小字唐太、油坂、北大久保、北後谷、八久保、半部、上ノ山、平床、狸久保、瀧ノ上、長玉、東姥浦、姥ヶ崎、東地頭田、青浦、南竹之浦、本宮、目光、鳥ヶ下、界島、尊ノ山、田子島、竝島及辮天島全部
	同仁科村字濱	小字外部、高砂、安城、安城山、歌瀬片峯、形峯、崩下、肥地、高山、宮ノ脇、清水ヶ澤口、大洞口、大洞、大金口、芋ヶ洞、蛇島、堂ヶ島、三堂、立野、煎餅坂口、濱ノ上、瀬濱上、瀬濱、高島、鍔澤、鍔澤上、浮島堤、山ノ澤、細久保、通リ、南濱、御庵、田口及燈明全部
	同岩科村字道部	小字横道、横道上及室全部
	同字岩地	小字日尻望、白根道上、白根、白根道下、萩谷濱、丸山廻、丸山、萩谷、日影平、大久保、大久保嶽、細水、萩谷道、清水上、清水、前濱、西ノ田、船附濱、日和山、古浦濱、古浦濱上及嶽澤全部
	同字石部	小字アゼ、附ノ浦、中附ノ浦、上附ノ浦、小舟及黒崎全部
	同字雲見	小字木ヶ下、三競、藪ラ磯、長ヶ磯、雲見嶽、向山、角谷見、眞磯平、平浪、外山、眞林、長ヶ崎及小磯平全部
	同三濱村字伊濱	小字瓜森、磯山、大窪段、波勝岬、日面テ、高見場平、淡深、下白根、豆塚、小濱、沼、越前、新田、濱田、西前、曾根、三次田、中島、東輪サ、石廊畑、窪尻、高見場、大柄澤、柄澤、切立、中ノ瀬、田代濱ノ田、堂ノ前、ウルヰ島、椚林、椚林道下山、高根山、奥澤及中出平全部
	同字子浦	小字外濱、馬場、日和山、高見場、鈴ヶ窪、坪井、中濱、神田、和久良、岡道、宮ノ谷、上ノ山、眞子浦、上河原、伊鈴濱及濱田全部
	同字妻良	小字人附、大人附、七坂、小田面、濱田面、東條、向井條、風早、大風早、西ノ久保、谷川、平石、横手、高見崎、南谷、竹ノ内、大山及白木全部
	同三坂村字入間	小字富戸、大乗越、大向、萩原、里條、島條、大平、庵曾原、釣切、宮ノ前、小城、神港、白岩及池ノ原全部
	同南崎村字長津呂	小字池ノ原、竹古浦、石室山、石室崎東、鍋浦山、足金平、吉子峯、本瀬入、本瀬及吉子全部
	同字大瀬	小字吉子、吉子峯、立野、向山、高見山、佛浦、佛ヶ浦山及口谷全部
	同字下流	小字佛ヶ浦、高見場、瀬畑、松山、潮満、辮慶及溝ヶ谷全部
	同竹麻村字手石	小字濱ノ上、横瀬及海老穴全部
	同字湊	小字一本松、大坂、逢耕地、釜向井、のろヶ谷戸及盥全部
		田子村辮天島ヨリ竹麻村字湊小字盥ニ至ル間ノ各地先四〇〇メートル以内ノ海面、島嶼、岩礁

2　指定説明文

伊豆半島ノ西岸及ヒ南岸ノ一部ヲ占メ田子ノ島ヨリ石廊崎ヲ經テ竹麻村ノ東端ニ至ル間ノ海岸ニシテ斜長石英粗面岩石英安山岩輝石安山岩及ビ凝灰岩ヲ主體トシ地質関係ノ頗ル複雑多様ナルニ加ヘテ伊豆半島中波濤ノ最モ激甚ナル部分ニ屬シ太平洋岸稀ニ見ルノ勝景ヲ作成シタルモノナリ

該海岸ハ風景上及地質上堂ヶ嶋海岸波勝海岸石廊崎海岸ノ三部ニ分ツヲ適當トス堂ヶ嶋海岸ハ白色ノ浮石質凝灰岩ヨリ成レル液蝕海岸ニシテ岩上ニ松樹茂リ嶋列ノ間ニ静カナル海灣ヲ抱キ大小ノ島嶼其ノ附近ニ散點シテ奥ノ松嶋ニ似タル所アリ又天窓洞ノ如キ頗ル特色アル洞窟ヲ藏セリ其ノ南ノ波勝海岸ハ大部分淡青灰色ノ石英安山岩ヨリ成リ北部ニハ暗灰色ノ集塊凝灰岩現ハレ其ノ石英安山岩ハ岩質堅硬ナルヲ以テ波勝崎雲見淺間崎間ニ雄大無比ノ大絶壁ヲナシ其ノ一部ノ赤褐色ヲ呈スル部分ヲ波勝赤壁ト云ヒ景中ノ王座ヲ占ム又

其ノ附近ニ千貫門ノ大洞門アリテ景趣ヲ添フ南部ノ石廊崎海岸ハ大部分ガ暗黒色ノ輝石安山岩質ノ集塊熔岩ヨリ成リ石廊崎ノ大岩壁簑掛嶋ノ奇巖手石彌陀窟ノ奇勝等其ノ間ニアリ又斜長石英粗面岩輝石安山岩、トラキ安山岩等ノ諸岩交雑シ諸種ノ岩脈之ヲ貫イテ島嶼岬角岩窟小灣ノ出入多ク變化ニ富メル海岸風景ヲ構成セリ

松崎以南波勝崎ニ至ル間ノ山厓ニハ翠松ノ影ヲ碧波ニ涵スアリ岩石ノ赭色ト相俟テ色彩交雑ノ美ヲ極ム彌陀窟辯天嶋附近ノ松林モ亦大ニ景趣ヲ添フルヲ見ル

解説

名勝伊豆西南海岸は、伊豆半島の西岸および南岸の一部に広がる、西伊豆町田子の弁天島から石廊崎を経由して南伊豆町の東端に至る間の海岸のことで、流紋岩、デイサイト、輝石安山岩および凝灰岩を主体とした地質学的に極めて複雑多様な特徴を有するに加えて、伊豆半島においては大波（波濤）の最も激しい地域として知られ、太平洋岸においては希少かつ優れた風致景観が形成されていることで知られる。

当該海岸は、風景としても、また地質学的にも堂ヶ島海岸、波勝海岸、石廊崎海岸の三つに分けて捉えることができる。

堂ヶ島海岸は、白色を呈した軽石質凝灰岩によって形作られた液蝕海岸（海蝕崖）であり、岩上には松の木が繁り、島列（象島（伝兵衛島）、中ノ島、沖ノ瀬島、高島からなる三四郎島の列）の間に穏やかな入り江を抱き込むようにしてあり、その付近に大小の島々が散在しているところは、かの「奥松島」（宮城県）に似ている。また極めて特色ある天窓洞などの洞窟を有している。

堂ヶ島海岸の南に位置する波勝海岸は、その大部分が淡青灰色のデイサイトからなるが、北部では暗灰色の凝灰角礫岩が見られる。デイサイトの岩質は堅固であり、波勝崎と雲見浅間崎との間に雄大無比の大きな絶壁を形成しており、一部の赤褐色を呈した部分は「波勝赤壁」と呼ばれ、価値的に風景のクライマックスに位置付けられるものである。その付近に千貫門と呼ばれる大きな洞門状の海蝕洞があり、風致景観に趣きを添えて醸し出している。

最も南に位置する石廊崎海岸は、その大部分が暗灰色の輝石安山岩質の水冷破砕溶岩によって形成されていて、石廊崎の大岩壁、蓑掛岩（蓑掛島）の奇岩、国指定天然記念物「手石の弥陀ノ岩屋」などの類まれな素晴らしい景色がその間にあり、流紋岩、デイサイト、輝石安山岩等の種々の岩体が入り乱れ、多種の岩脈がこれを貫いて、大小の島しょや岬、岩窟、湾や入り江の出入りも多く、変化に富んだ海岸風景を構成している。

松崎以南の波勝崎に至る間の山や崖上には松の緑の影に紺碧の波が徐々にしみこんでいくようなその景色は、岩石のもつ赤褐色と相まって、色彩が複雑多彩な美しさを極めている。弥陀ノ岩屋や弁天島（弁天岬）付近の松林も、また大いに風致景観に趣きを添えている様を見てとることができる。

第３節　名勝伊豆西南海岸を取り巻く環境

１　自然的環境

（１）地形

北より西伊豆町から、松崎町、南伊豆町にわたる名勝伊豆西南海岸は、入り江と岬が発達していることで極めて複雑に入り組んだ海岸線を形成している岩石海岸であり、その総延長は約40kmに及ぶ。海岸の前縁には田子島や伝兵衛島（象島）、蓑掛島等の島々が散在しており、また、離れ岩と呼ばれる大小様々な岩塔（陸地と切り離されて残った孤立岩）が至るところに見られる。このうち、堂ヶ島の北方に位置する伝兵衛島（象島）と陸域間には干潮時にのみ海面上に現れるトンボロ(陸繋砂州)が発達しており、昭和58年（1983年）に「瀬浜海岸のトンボロ」として静岡県指定の天然記念物に指定されている。

比高270ｍに達する絶壁の「波勝赤壁」をはじめとする海食崖が海岸の大半を占め、海面から屹立する雄大な露岩斜面の全貌は、その厳しい地形条件から陸上より視認できないものも少なくない。海食崖の基部には岩盤の弱線部や低強度部が波食作用により著しく浸食されることで形成される海食洞が発達する。西伊豆町の「堂ヶ島の天窓洞」は、この海食洞の天頂部が崩落したものであり、昭和10年（1935年）に国の天然記念物に指定されている。

伊豆西南海岸の入り江に分布する低地は、いずれも小規模な谷底平野である。山地が海に迫り険峻な岩場が海岸線に連続する伊豆西南海岸においては、この谷底平野が希少な平地であるため、人々の生活・生産活動の場として活用されている。また、伊豆西南海岸域における谷底平野の中でも、松崎低地は相対的に面積が広く、幅約１km、奥行き５kmに達する。山間域を東から西へ流下する那賀川の河口に位置し、地形的には海岸部に発達する砂州とその東側に広がる後背湿地に細分される。

その他、石廊崎付近にはわずかな範囲ではあるものの、海成段丘が認められる。海成段丘の形成年代の詳細は不明であるものの、開析程度や堆積物から、最終間氷期最盛期ないしは中期更新世であるものと考えられている。また、石廊崎には北西－南東の走向で右横ずれ変位を伴う石廊崎断層が明瞭なリニアメントとして認められる。活断層である石廊崎断層は昭和49年（1974年）の伊豆半島沖地震で、右ずれ約0.5mの変位を記録している。

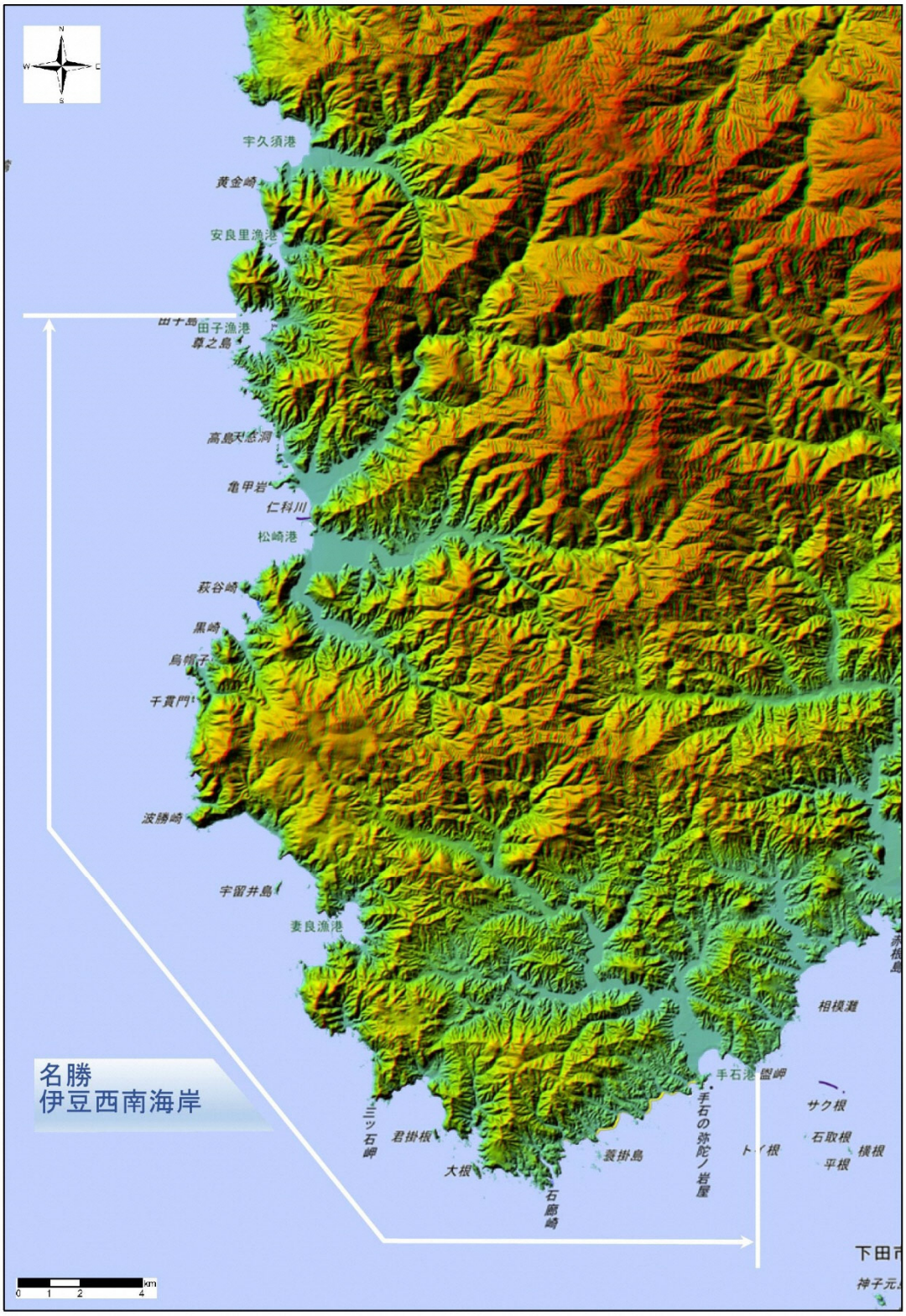


図　伊豆西南海岸の地形図（アナグリフ）

出典）国土地理院Webサイト（https://maps.gsi.go.jp/）　アナグリフ（カラー）を加工

（２）地質

日本は４枚のプレート(アムールプレート、オホーツクプレート、太平洋プレート、フィリピン海プレート)が交錯する場に位置しており、これらの相互作用により活発な火山活動や地震が引き起こされている。フィリピン海プレートの下には太平洋プレートが沈み込んでおり、この沈み込みによってフィリピン海プレートに伊豆－小笠原弧と呼ばれる火山性島弧が形成されている。伊豆半島は伊豆－小笠原弧の北端に位置する。

伊豆の原型となるフィリピン海プレート上の海底火山や火山島は、約2000万年前に本州から数百km南に位置していた。その後長い時間を費やし、海底火山や火山島はプレートの北進とともに北上し、約100万年前に本州へ衝突、20万年前には現在の伊豆半島の形状となった。

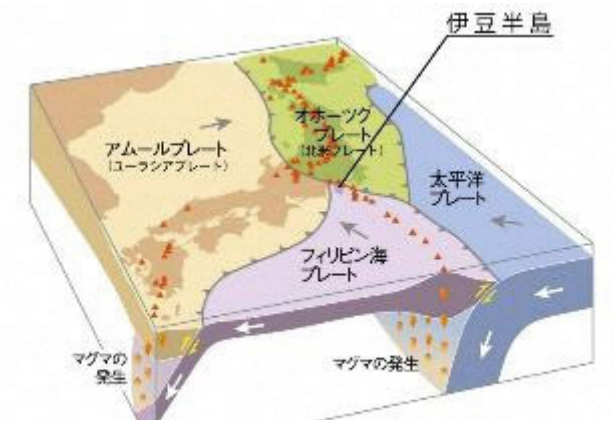


図　日本を構成するプレートの概要

出典）伊豆半島ジオパーク HP:(https://izugeopark.org)

次に、伊豆半島の地質について概説する。

伊豆半島西南部の基盤岩類は、古い時代より前期～中期中新統の仁科層群、中期中新統～鮮新統の湯ケ島層群および白浜層群により構成され、これらの基盤岩類を第四紀火山噴出物が不整合に覆っている。また、低地には完新統の軟弱な谷底低地堆積物や氾濫原および後背湿地堆積物、砂州、砂丘および海浜堆積物が分布している。

仁科層群は伊豆半島で最も古い地層であり、水底堆積の玄武岩質溶岩および火砕岩類と凝灰質砂岩等から構成され、西伊豆地域中部を流下している仁科川沿い周辺に限定的に分布している。周囲を断層により画され、一部で上位の湯ヶ島層群および白浜層群により傾斜不整合で覆われている。伊豆西南部の広域に分布する湯ケ島層群および白浜層群は、水底堆積（白浜層群の一部は陸上堆積）の玄武岩～安山岩質ならびにデイサイト～流紋岩質の溶岩および火砕岩を主体とし、軽石質凝灰岩、凝灰質砂岩を伴っている。

伊豆半島西南部の第四紀火山噴出物は前～中期更新統の蛇石(じゃいし)火山、ならびに中期更新統の南崎(なんざき)火山の２つに分類され、どちらも陸上噴出の特徴を有している。蛇石火山は南伊豆町蛇石の西方に分布し、玄武岩～安山岩溶岩および火砕岩からなる成層火山体である。南崎火山は南伊豆町の石廊崎付近に局所的に分布し、アルカリ玄武岩～安山岩溶岩および火砕岩からなる単成火山の噴出物である。なお、松崎町の雲見から波勝崎に至る海岸沿いに分布する軽石質凝灰岩に貫入したデイサイト～流紋岩貫入岩体を、数少ない放射年代測定値を根拠として前期更新統に分類する研究もあるが、地形開析の程度や周辺地層の層序と矛盾するため今後の検討を要する。

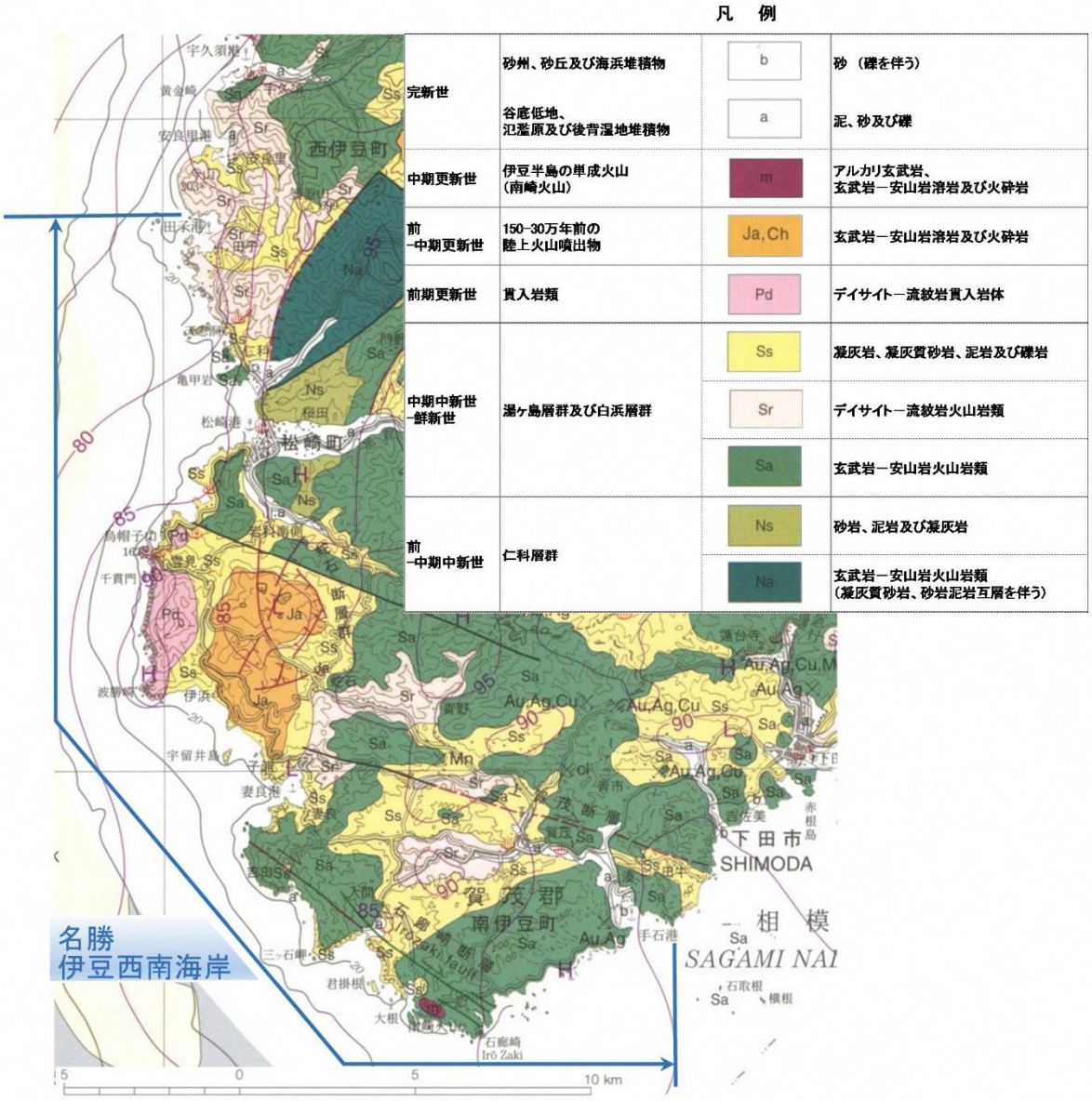


図　伊豆半島南部の地質図

出典）20万分の1地質図幅「静岡及び御前崎」（第2版）[（独）産業技術総合研究所地質調査総合センター]（2010年）より引用、一部改変。

（３）植物

名勝指定範囲の大部分は富士箱根伊豆国立公園（伊豆半島地域）としての自然公園法による保護が図られている地域と重なるところが多い。国立公園の第１種特別地域に指定される地域には海蝕崖および優れた自然植生等が残されている。

環境省の「1/5万現存植生図(昭和54年～平成10年整備)」に指定区域を追加した現存植生図によると、指定区域の沿岸部はウバメガシ－トベラ群集やイソギク－ハチジョウススキ群集、ススキ群団など、内陸部はコナラ群落やシイ・カシ萌芽林が多い。

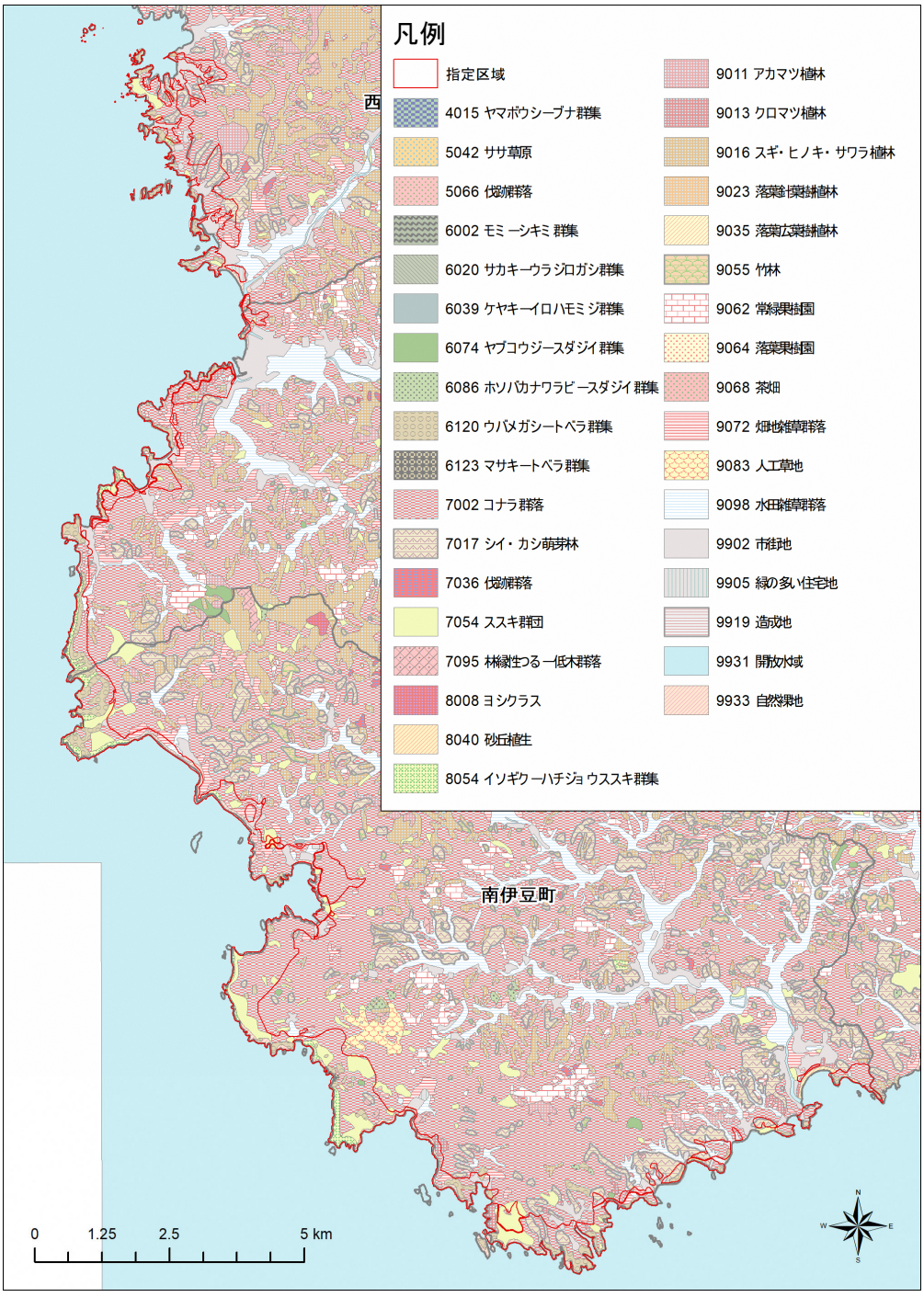


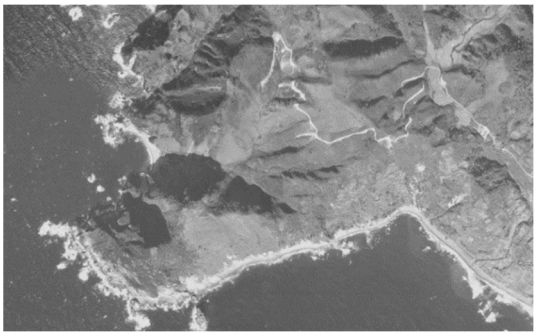
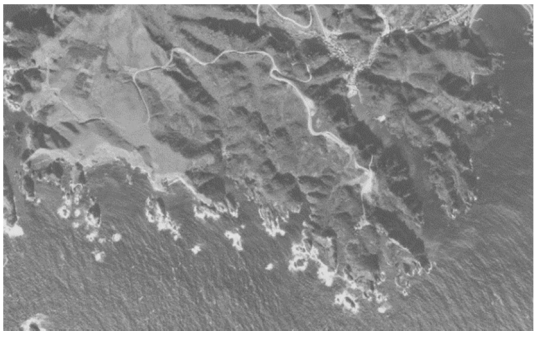
図　現存植生図

出典）「1/50,000　植生図　下田(2)・神子元島　GISデータ」（環境省生物多様性センター）（1982年）

伊豆西南海岸の代表地点である堂ヶ島海岸、波勝海岸、石廊崎海岸について、航空写真から植生の推移を示す。

土地利用や植生の大きな改変は見られないが、内陸部のコナラ・クヌギ林に常緑樹が侵入している様子や、石廊崎海岸のユウスゲ公園などの草原が減少している様子がうかがえる。

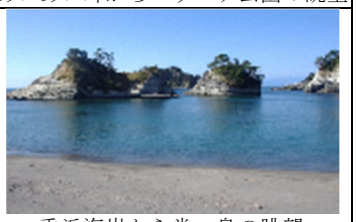
表　航空写真による植生の比較

	1961～1969年	2011～2013年
堂ヶ島海岸		
波勝海岸		
石廊崎海岸		

出典）「地理院タイル(34.699182/138.808047)」（国土地理院）を加工

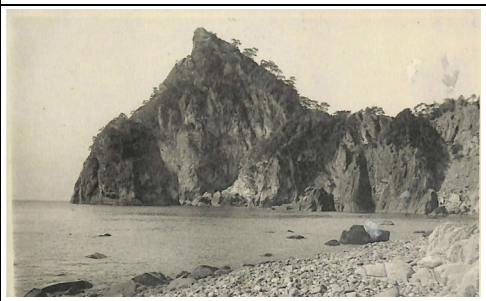
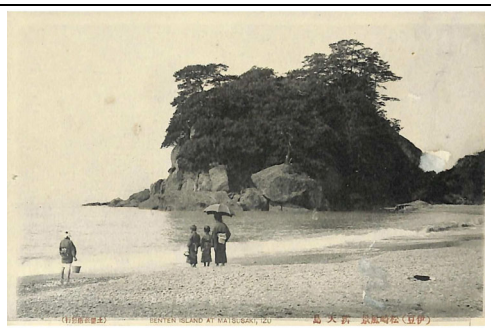
伊豆西南海岸の代表的な植生区分（保存管理計画書「Ⅱ 4. 伊豆西南海岸の植生」を参考）ごとに現況を確認した結果、保存管理計画策定時と現在では、同様の植生による風致景観が確認された。しかし、全体的に植生遷移も見られ、草刈りや薬剤などによる人為的な管理のもと維持されている植生も見られた。また、病害虫による松枯れやナラ枯れ、園芸種の逸出などによる外来種、放棄竹林などが確認された。

表　植生区分ごとの現況

植生区分		保存管理計画書の記載	現況	写真
斜面の風衝林	自然林	風衝地帯の植物景観 樹高1.5-2.0m(高木) ウバメガシ、シラカシ、アラカシなど	・同様の植生が見られる ・風を受けにくい谷部や内陸部では樹高2.0m以上の個体も見られる	 石廊崎灯台から西方面の眺望
	草原	荒原の景観 樹木類の侵入なし ススキ、アズマネザサなど	・樹木の侵入が見られる ・ユウスゲ公園では、草刈りによる管理が行われている	 あいあい岬からユウスゲ公園の眺望
クロマツ林	極盛相	極盛相の景観 表土・水分は欠乏 岩盤の露出した半島突端・島しょの地域	・同様の植生が見られる ・半島突端では、ビャクシンやウバメガシなどの樹木の侵入が見られる	 乗浜海岸から堂ヶ島の眺望
	代償植生	表土の残存する地域 遷移の途中 （ヤブツバキクラス域の常緑広葉樹からなる照葉樹林に遷移）	・林は減少している ・松枯れも確認される ・観光地では薬剤による管理を行っている	 南伊豆ジオパークビジターセンターから西方面の眺望
内陸部の広葉樹林	シイ・カシ萌芽	伐採により萌芽更新した樹木の壮令林 カシ類、シイ、タブノキなど（エノキ、コナラなど落葉樹も含む）	・同様の植生が見られる	 乗浜海岸から堂ヶ島の眺望
	コナラ・クヌギ林	木炭生産の遺物 （大正初期） 薪炭林ではなく、専ら椎茸栽培用榾木生産の森林となっている	・常緑広葉樹の侵入や、ナラ枯れが見られる	 吉田海岸から東方面の眺望

古絵葉書写真と現況を比較すると、主に半島突端でクロマツ林が減少し、ウバメガシやビャクシン等の優占する植生へ遷移している様子が見られる。代表例は次のとおりである。

表　古写真・絵葉書と現況

名称	古写真・絵葉書（戦前の状況）	現況
手石の弥陀ノ岩屋		
石廊崎		
烏帽子山		
松崎の弁天島		
堂ヶ島		

瀬浜海岸のトンボロと三四郎島		

出典）静岡県立中央図書館　デジタルライブラリー

（４）動物

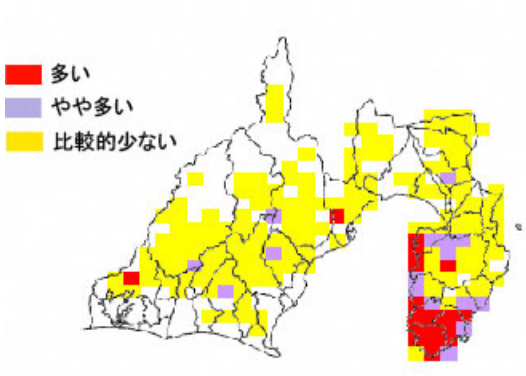
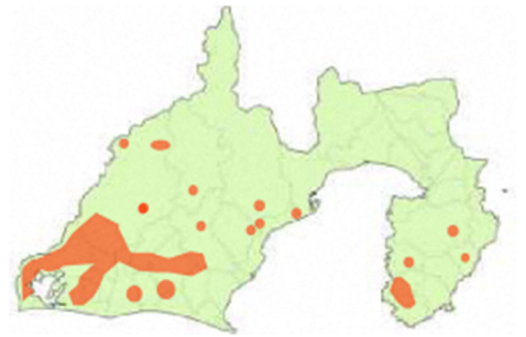
伊豆半島を対象とした動物類の概要について、「ふるさとの自然　伊豆編」（静岡県生活環境部自然保護課　昭和63年3月31日）、レッドデータブック静岡県（静岡県2020）を踏まえ、現地での確認状況を加えて整理すると次のとおりである。

表　動物相の概要

区分	概　　要	現況・その他
哺乳類	伊豆半島を対象とした報告として、陸棲種15科43種、海棲種20種程度が確認されている。他の地域と比較してキツネが少ないという特徴があるほか、海棲哺乳類の確認が多く、マッコウクジラ、スナメリ、スジイルカなどが確認されている。 海岸周辺の海蝕洞穴や石丁場跡にモモジロコウモリやキクガシラコウモリなどの希少なコウモリ科の生息が確認されている。	ニホンイノシシやニホンジカの増加による食害が懸念されており、指定区域においてもイノシシの掘り起こし跡やシカの食痕が見られる。 波勝崎モンキーベイ周辺ではニホンザルの群れ300頭程度が生息するとされる。
鳥類	伊豆半島は温暖な気候と変化に富んだ地形を持ち、漂鳥、渡り鳥をはじめ、多様な鳥類の生息地となっている。 指定区域周辺ではハヤブサやオオタカ、ミサゴなどの希少種が確認されている。	指定区域ではイソヒヨドリを広い範囲で確認したほか、海岸付近ではウミネコ、ウミウ、トビの個体数が多かった。 白鳥神社でハヤブサを確認した。周囲には営巣に適した岩場もあり営巣の可能性もある。
両生類 爬虫類	両生類としてはヒダサンショウウオ、ダルマガエルを除くと県内に生息する種は概ね生息する。 爬虫類はヘビ類、トカゲ類に加えてアカウミガメなどの海棲の爬虫類の生息が確認されている。	弓ヶ浜海岸はウミガメの産卵地として知られ、ウミガメ保護のため条例を制定し、監視員による保護活動を行っている。 伊豆地域には伊豆諸島と伊豆半島周辺のみに生息するオカダトカゲが生息する。
昆虫類	伊豆半島は気候が比較的温暖であることから暖地性の種に富む。 指定区域周辺ではウラナミアカシジミなどのチョウ類やコガネグモ等のクモ類等の希少種が確認されている。	石廊崎周辺ではヒメクダマキモドキのような暖地性の昆虫が生息しており、日本の分布の北限となっている。

また、特に植生および利用者に影響を及ぼす可能性のある動物類の概要は次のとおりである。

表　植生および利用者に影響を及ぼす可能性のある動物類の概要

ニホンジカ
 伊豆南地域で平成13年度（2001年度）～平成15年度（2003年度）にかけて実施された調査ではニホンジカの生息は確認されていないが、その後生息域は拡大傾向にあり、生息が確認されているエリアでは10頭/k㎡程度の個体密度にまで増加している。 指定区域においては南伊豆町、松崎町ではシカの明確な痕跡を確認することはできなかったが、西伊豆町では道路沿いの樹木でシカの食害を確認した。 伊豆地域は海岸付近まで山が迫っているという特徴があり、今後も生息域が拡大した場合ユウスゲや海浜植生への影響も懸念されることから注意が必要である。 出典）「静岡県第2種特定鳥獣保護管理計画　ニホンジカ　第4期」（平成29年4月）
ニホンイノシシ
 伊豆南地域はニホンイノシシの個体数が40頭/k㎡を超えており、県内でも突出して個体密度の高い地域となっている。 指定区域においても子浦のウバメガシ林散策路において、イノシシの掘り起こし跡を確認した。急峻な地形に位置する狭い散策路でのイノシシとの遭遇は、重大な事故につながる危険があるほか、イノシシによる落石、マダニの媒介などにも注意が必要である。 出典）「静岡県令和2年度版狩猟者登録証　集計結果」（静岡県くらし・環境部環境局自然保護課　令和2年）
カシノナガキクイムシ
 伊豆地域では平成22年（2010年）頃まではナラ枯れの被害報告はなかったが、平成25年（2013年）以降ナラ枯れが拡大傾向にある。 指定区域の主要な風致景観の構成要素であるシラカシ、アラカシ、ウバメガシなどの樹木は、カシノナガキクイムシの被害を受ける可能性のあるブナ科の樹木であり、被害が拡大した場合景観面への影響も懸念される。 出典）「静岡県ナラ枯れ被害対策ガイド」（静岡県　平成28年）

２　歴史的環境

伊豆半島は半島全域にわたって海岸線には切り立った山肌が迫り、相模灘や駿河湾に注ぎ込む河川沿いの狭あいな平野部を中心に人々の生活が営まれている。河口付近では古くから人々の活動が認められており、太平洋の荒波を避ける入江として、数多くの小良港が点在するようになった。他方で内陸部は下田街道（天城街道）や下田松崎線(松崎街道)等の山間部を横断する街道を中心に集落が展開し、海岸部とは異なった様相を見せる。

このように海と山の風土を合わせもつことから、伊豆は独自の文化圏を形成しており、特に海と人々の生活や信仰は密接に関わっている。

（１）縄文時代～弥生時代

海岸に沿って洪積台地が併存する伊豆東海岸とは対照的に、伊豆西海岸は急峻な山脚が直ちに海に迫り、岩石海岸が形成されているため洪積台地や海岸平野に乏しい。こうした地形的な特徴は、先史時代の遺跡にも現れており、大規模な遺跡が所在する伊豆東海岸とは異なり、洪積平野に注ぐ川沿いの段丘上に小規模な遺跡が点在するのみとなっている。

西伊豆町域や松崎町域では、岩科川、那賀川、仁科川および支流小河川に沿って形成された狭小な河岸段丘に低地性の小規模な遺跡が確認されており、西伊豆町の築地遺跡では縄文時代中期中葉～後葉の遺物が出土している。また、松崎町の平野山遺跡では中期（曽利式期）に帰属する竪穴建物跡群とともに、呪術的な意味をもつともいう「埋甕」が確認されている。

弥生時代になると、南伊豆町域では、青野川の中流域から下流域にかけての地域に集中し、沖積地に立地するようになる。中期前葉に位置付けられる丸子式土器が出土する大日山遺跡や後期中葉、末期～古墳時代前期にかけて断続的に展開した集落であるミカノセ遺跡が知られる。松崎町では岩科南側の上野段遺跡で弥生時代末～古墳時代初頭にかけての集落が発見されている。また、西伊豆町域で小規模ながらも後期に帰属する遺跡が点在することが知られている。

（２）古墳時代～奈良時代

弥生時代から引き続き、河川の中流域から下流域側にかけて人々の活動が見られるが、徐々に人々の生活は下流域において活発化する。南伊豆町の日詰遺跡や下条遺跡では祭祀遺構と推定される遺構が確認されており、日野遺跡やタライ岬遺跡からは祭祀遺構・遺物だけでなく、製鉄関連の遺構・遺物や、奈良三彩・灰釉陶器が出土している。海浜の交通拠点という特殊な性格を有した集落が出現したことを示している。松崎町域では岩科川支流沿岸に立地する上野段遺跡において弥生時代から奈良時代まで集落が営まれていたことが確認されている。西伊豆町域では、栗原地区の標高90ｍの山腹に横穴式石室を有する円墳、栗原昔穴古墳の存在が知られ、古墳時代後期と考えられる。

『扶桑略記』の天武天皇９年(680) ７月条に「駿河二郡を別けて伊豆國となす」とあるように、伊豆は早くから独立した一令制国となっていた可能性が高く、８世紀中頃の記録である「平城京二条大路木簡」では、伊豆国が田方、賀茂、那賀の三郡から成ってることが記されている。伊豆の諸郡からは調として「堅魚」が多量に納められており、伊豆西南海岸周辺においても漁獲されていたと推定される。

（３）平安時代～中世

８世紀中頃より始まった土地制度の政策転換に伴い、西伊豆町田子から南伊豆町妻良にかけて寄進地系荘園である仁科荘が成立する。仁科荘は長講堂院領（後に宣陽門院領）として営まれ、沖積平野の肥沃な大地と港町に隣接するという立地から船による運搬が可能であり、松崎周辺は伊豆西海岸における中心的の地域となる。

荘園の存在と併せて当該地の発展に大きな影響を与えたのは流刑地としての側面であった。古代より、中央政権内の政争に敗れた知識人や文化人の多くは伊豆国へ流されており、伊豆西海岸の各地に文化や思想、信仰などがもたらされる。代表的な人物としては、修験道の祖とされる役小角、平治の乱に敗れた源頼朝、神護寺中興の祖である文覚などが挙げられ、彼らの与えた影響は伊豆各地に所在する平安期の仏像彫刻や式内社にみることができる。

平安時代後半になると中央政権や寺社勢力の衰退に伴い、当概地においても在地領主層が成長したと考えられる。彼らは海岸沿いに領地を持つことで、周辺の水運等を掌握し、治承寿永の乱の際は、源頼朝と敵対していた平家方の伊東祐親を鯉名湊（弓ヶ浜海岸）で捕縛することに助力したと彼らの活動を示す城館跡としては、西伊豆町域では田子城、小松城、安城山城、大城城、安良里城、松崎町域では、大沢城（砦山）、沢谷城、上の山城、南伊豆町域では、長田氏館、加納城（矢崎城）、路郡城（御殿屋敷）、白水城、村田氏館等が知られている。

やがて、明応年間（1492年～1501年）に、伊勢宗瑞（北条早雲）が堀越御所を攻め、伊豆に進出すると、在地領主の多くは後北条氏と姻戚関係を結ぶなどしてその傘下に入っていった。傘下に入った土豪たちは、水運や海賊衆としての任を担い、武田氏や豊臣氏との合戦で活躍した。山本氏（田子）、高橋氏（雲見）などは北条氏の関連資料に名前を見ることが出来る。

彼らは後北条氏の滅亡後、徳川家康の配下に組み込まれ、伊豆への巡検や朝鮮出兵では徳川軍の船手として参加している。関ヶ原の戦い後には、敗れた西軍の宇喜多秀家を八丈島に護送するなどの任務を果たした記録が残されている。

（４）近世～近現代

江戸時代の伊豆は概ね天領（幕府直轄領）となり、三島代官所（後に韮山代官所）の管轄下にあったが、幕末の状況をみると、松崎周辺には掛川藩の飛び地領であったほか、小田原藩の飛び地領や旗本領が混在しており、複雑な行政機構の中で統治されていたことが知られる。なお、松崎町には、江奈陣屋がおかれ、掛川藩の出先機関となっていて、昭和45年に取り壊されるまで、陣屋屋敷が残っていた。

18世紀末になると、外国船がしきりに鎖国中の日本に来航するようになったのを受けて、幕府は海防目的のために伊豆半島の巡検が頻繁に行われており、文化４年(1807)に、下田に台場が築かれた。ニューヨーク・パブリック・ライブラリー所蔵の掛川藩御用絵師・村松笠斎（以弘）による『伊豆沿海真景図巻』（文化７年(1810年)成立）は、まさにこうした時代の産物である。関東郡代付代官・三河口太忠（富秋園海若子）が幕府から南海沖までの伊豆諸島巡見を命ぜられて『伊豆七島島免具利の日記』を著したのもこの時期であった。

松崎を中心とした地域では、江戸時代以来盛んな伝統的な産業として藺草生産や製糸業があり、それぞれ「松崎表」や「松崎まゆ」といわれ高値で取引されたようである。他方、この地域は、古くからイルカ追い込み漁、クジラ漁、カツオの一本釣や秋ボラ漁が盛んであった。特にカツオブシは特産物の一つとして松崎・田子・安良里等の各漁港で盛んに生産され出荷された。それらは「伊豆節」と呼ばれ、「土佐節」と並ぶほどの名声を得て、他の水産加工物を圧倒していたという。

カツオ漁の隆盛によって、下田と並んで漁港として繁栄を極めていたのは松崎である。松崎港は江戸時代以来下田に次ぐ物資の集散地として知られ、その繁栄は明治時代に至っても引き続き栄え、外国船の出入りも頻繁であったという。こうした港町では「なまこ壁」造りの桟瓦葺き建造物や伊豆石を用いた石造蔵等が現在もなお多く残されており、人々の郷愁を誘う伝統的建造物群となって美しい町並みを形成している。建材としてなまこ壁や伊豆石を多く利用するのは、海浜部の狭小な集落域において万が一の延焼を防ぐための防火建材として重用され、前近代における人々の知恵としてよく反映され、独自の特徴を有する地形・地質や植物相と相まって、伊豆西南海岸の景観的特色をよく醸し出している。

西伊豆町の北方に位置する伊豆市の土肥金山をはじめとする金の採掘は、当時の産金量は日本一を誇ったにも関わらず、元禄年間以降採掘されなくなって荒廃していった。これが明治時代後期に至って再開発されると、あわせて発見された温泉とともに、地域振興の起爆剤となって次第に観光地化していった。やがて温泉旅館が建てられ、数を増加させていき、大正時代末期に８軒、昭和50年（1975年）までに54軒まで増えたという。

こうした歩みに合わせるように、交通網も次第に整備されるようになった。奈良時代以降人の往来があり、また荘園が成立するなど先進的な文化を受容してきたとはいえ、やはり配流地として設定されるだけあって、その特徴的な地形が故に交通形態としては陸路よりも海路に頼らざるを得ない伊豆西海岸域一帯は陸の孤島とも揶揄されることもあった。しかし、大正５年（1916年）の乗合馬車（下田～松崎間）の運航開始を皮切りに、国道・県道の建設工事とそれに伴う東海自動車株式会社による乗合バスの運行開始が当該地域を水陸両面での他地域との繋がりをもたらすこととなった。さらに昭和30年代末頃からの民宿営業の活発化や国民宿舎の設立は、当該地域が観光地に変貌していく大きなきっかけとなった。昭和40年（1965年）に閉山した土肥金山を、同運営会社が昭和47年（1972年）に観光施設として再生させると、再び国道等建設や駿河湾カーフェリーの就航を誘引し、昭和50年代に大型資本による商業施設・ホテルの建設を呼び込むこととなった。

こうして段階的に観光地として広く知られるようになった伊豆西南海岸は、次第に文人たちに愛されるところとなり、大正年間以来、彼ら文人たちの往来の増加とともに、多くの芸術作品に伊豆西南海岸が登場するきっかけとなった。


西伊豆町
河津町
下田市
松崎町
南伊豆町
辰ヶ口岩陰遺跡
小松城跡
田子城跡
田子港
大城城跡
栗原昔穴古墳
堂ヶ島天窓洞
安城山城跡
安城岬
仁科川
江奈陣屋跡
松崎弁天島（巨鯛島）
大沢城跡
下田松崎線（松崎街道）
那賀川
相生堂跡
円通寺
岩科川
沢谷城跡
黒崎
平野山遺跡
上野段遺跡
上の山城跡
千貫門
波勝崎
妻良・子浦港
村田氏館跡
吉田海岸（吉田港）
千畳敷
ミカノセ遺跡
加納矢崎城跡
日詰遺跡
日野遺跡
大日山遺跡
下条遺跡
路群館跡（路群城跡）
青野川
タライ岬遺跡
弁天岬（弁天島）
蓑掛岩
白水城跡
石廊崎、石室神社
凡例
行政界
歴史的環境の舞台や主要地点
指定区域
0
2
4
6
8
10 km

図　主な文化財等の位置

表　指定地周辺の文化財等

指定区分および種別等			名称	所在	指定年月日	備考
3町						
国	名勝	名勝地	伊豆西南海岸		S12.6.15	
西伊豆町						
国	記念物	天然記念物	堂ヶ島天窓洞	西伊豆町仁科字堂ヶ島地先	S10.8.27	
県	有形文化財	彫刻	木造釈迦如来坐像・木造阿弥陀如来坐像・木造薬師如来坐像	西伊豆町仁科字三堂（長平寺（薬師堂））	S29.1.30	
県	有形文化財	工芸品	釣燈篭	西伊豆町宇久須（宇久須神社）	S42.10.11	
県	民俗文化財	無形の民俗文化財	人形三番叟	西伊豆町宇久須（牛越神社）	S44.5.30	
県	民俗文化財	無形の民俗文化財	仁科の人形三番叟	西伊豆町仁科（佐波神社）	S47.3.24	
県	民俗文化財	無形の民俗文化財	海名野神明神社の人形三番叟	西伊豆町中574（神明神社）	H29.3.24	
県	記念物	天然記念物	永明寺のイチョウ	西伊豆町宇久須	S43.7.2	
県	記念物	天然記念物	瀬浜海岸のトンボロ	西伊豆町仁科地先（瀬浜海岸）	S58.9.27	
県	記念物	天然記念物	黄金崎のプロピライト	西伊豆町安良里（黄金崎）	S63.3.18	
町	有形文化財	絵画	白岩山岩壁窟画	西伊豆町仁科	S52.12.23	
町	有形文化財	絵画	三十六歌仙扁額	西伊豆町宇久須（宇久須神社）	H20.3.24	
町	有形文化財	工芸品	人形浄瑠璃の首と面	西伊豆町仁科（佐波神社）	S52.12.23	
町	有形文化財	民俗資料	生産加工（鰹節製造）用具	西伊豆町田子	H15.8.22	
町	有形文化財	歴史資料	哆胡神社文亀３年棟札	西伊豆町田子（哆胡神社）	H15.8.22	
町	有形文化財	歴史資料	佐波神社慶長10年棟札	西伊豆町仁科（佐波神社）	H15.8.22	
町	有形文化財	工芸品	神船模型	西伊豆町宇久須（出崎神社）	H20.3.24	
町	民俗文化財	無形の民俗文化財	駒形神社神楽	西伊豆町中（駒形神社）	S52.12.23	
町	民俗文化財	無形の民俗文化財	野畑天神社の神楽	西伊豆町仁科（野畑天神社）	S52.12.23	
町	民俗文化財	無形の民俗文化財	天王社のお注連あげ	西伊豆町仁科（天王神社）	S52.12.23	
町	民俗文化財	無形の民俗文化財	浜施餓鬼	西伊豆町安良里	H20.3.24	
町	民俗文化財	無形の民俗文化財	正月魚（しょうがつよ）	西伊豆町田子	H29.11.22	
町	記念物	史跡	栗原昔穴古墳	西伊豆町中（栗原）	H9.12.23	
町	記念物	史跡	辰ヶ口岩陰遺跡	西伊豆町田子（今山）	H10.11.16	
町	記念物	天然記念物	中・神明神社のナギ	西伊豆町中（神明神社）	H1.10.20	
町	記念物	天然記念物	うばめがし・はまぼう樹林	西伊豆町安良里（網屋崎）	H20.3.24	
町	記念物	天然記念物	神田神社の榔	西伊豆町宇久須	H20.3.24	
未	記念物	遺跡	安城山城跡	西伊豆町仁科	—	
未	記念物	遺跡	田子城跡	西伊豆町田子（城ケ平）	—	
未	記念物	遺跡	船隠し	西伊豆町田子	—	伝承地
未	記念物	遺跡	鴨ヶ池遺跡	西伊豆町仁科（沢田）	—	沢田地区船留まり
未	記念物	遺跡	大田子遺跡	西伊豆町田子（大田子）	—	
未	記念物	遺跡	石丁場跡	西伊豆町仁科、安良里外	—	複数箇所点在

指定区分および種別等			名称	所在	指定年月日	備考
未	記念物	植物	ウバメガシ群落（哆胡神社裏～合ノ浦）	西伊豆町田子	―	
未	記念物	植物	イチョウ	西伊豆町田子（正法院）	―	
未	記念物	地質鉱物	浮島の柱状節理	西伊豆町仁科（浮島海岸）	―	
未	民俗文化財	有形の民俗文化財	方位石	西伊豆町田子（日和山）	―	
未	民俗文化財	有形の民俗文化財	鰹供養塔	西伊豆町田子	―	
未	民俗文化財	有形の民俗文化財	海豚供養塔	西伊豆町安良里	―	
未	民俗文化財	有形の民俗文化財	指さし地蔵・安良里道地蔵	西伊豆町安良里・宇久須	―	
松崎町						
国	重要文化財	建造物	旧岩科学校校舎	松崎町岩科北側	S50.6.23	
国	重要文化財	工芸品	松藤双鶴鏡	松崎町松崎（伊那下神社）	S15.2.26	東博陳列
県	有形文化財	工芸品	松喰双鶴鏡	松崎町松崎（伊那上神社）	S31.10.17	
県	有形文化財	工芸品	釣燈篭	松崎町松崎（伊那上神社）	S31.10.17	
県	有形文化財	工芸品	釣燈篭	松崎町松崎（伊那下神社）	S32.5.13	
県	有形文化財	工芸品	浄感寺本堂天井画及び壁画	松崎町松崎（浄感寺）	H23.3.18	
県	記念物	天然記念物	伊那下神社の公孫樹	松崎町松崎（伊那下神社）	S27.4.1	
町	有形文化財	建造物	輪蔵	松崎町松崎（浄泉寺）	H6.12.16	
町	有形文化財	彫刻	神功皇后と武内宿弥	松崎町松崎（伊那下神社）	S48.6.22	
町	有形文化財	彫刻	弁財天坐像	松崎町宮内（春城院）	S48.6.22	
町	有形文化財	彫刻	毘沙門天像	松崎町宮内（春城院）	S48.6.22	
町	有形文化財	彫刻	大黒天像	松崎町宮内（春城院）	S48.6.22	
町	有形文化財	彫刻	達磨大師像	松崎町宮内（春城院）	S48.6.22	
町	有形文化財	彫刻	大現大士像	松崎町宮内（春城院）	S48.6.22	
町	有形文化財	彫刻	宝州鼎禅像	松崎町宮内（春城院）	S48.6.22	
町	有形文化財	彫刻	男神坐像	松崎町松崎（伊那上神社）	H6.12.16	
町	有形文化財	彫刻	女神坐像	松崎町松崎（伊那上神社）	H6.12.16	
町	有形文化財	彫刻	中宮殿彫刻	松崎町岩科北側（中村・諏訪神社）	H6.12.16	
町	有形文化財	彫刻	本堂向拝の彫刻	松崎町松崎（浄感寺）	H6.12.16	
町	有形文化財	絵画	十六善神像	松崎町宮内（春城院）	S48.6.22	
町	有形文化財	工芸品	梅樹双雀文鏡	松崎町道部（熊野神社）	H6.12.16	
町	有形文化財	工芸品	橘樹双雀文鏡	松崎町道部（熊野神社）	H6.12.16	
町	有形文化財	工芸品	菊花散双雀文鏡	松崎町道部（熊野神社）	H6.12.16	
町	有形文化財	工芸品	萩薄蝶鳥鏡	松崎町松崎（伊那下神社）	H6.12.16	
町	有形文化財	工芸品	春暁の図	松崎町松崎	H20.12.16	長八美術館
町	有形文化財	工芸品	貴人寝所の図	松崎町松崎	H20.12.16	長八美術館
町	有形文化財	工芸品	天袋らんとたけのこ	松崎町松崎	H20.12.16	長八美術館
町	有形文化財	工芸品	寒梅の漆掛け軸	松崎町松崎	H20.12.16	長八美術館
町	有形文化財	工芸品	小壁に竹と雀図	松崎町松崎	H20.12.16	長八美術館
町	有形文化財	工芸品	ランプ掛の龍	松崎町松崎	H20.12.16	長八美術館
町	有形文化財	工芸品	富嶽	松崎町松崎	H20.12.16	長八美術館
町	民俗文化財	無形の民俗文化財	伊那下神社三番叟	松崎町松崎（伊那下神社）	H27.10.28	

指定区分および種別等			名称	所在	指定年月日	備考
町	民俗文化財	無形の民俗文化財	船寄神社三番叟	松崎町江奈（船寄神社）	H27.10.28	
町	民俗文化財	無形の民俗文化財	道部神社三番叟	松崎町道部（道部神社）	H27.10.28	
町	記念物	天然記念物	巨鯛島のウバメガシ群落	松崎町江奈	S61.11.11	
町	記念物	天然記念物	八幡神社のケヤキ	松崎町八木山	S61.11.11	
未	記念物	遺跡	雲見の上山城跡	松崎町雲見	—	
未	文化的景観		石部の棚田	松崎町石部	—	
未	伝統的建造物群		松崎中宿のなまこ壁通り	松崎町松崎	—	
南伊豆町						
国	記念物	天然記念物	手石の弥陀ノ岩屋	南伊豆町手石弥陀山	S9.12.28	
国	登録	有形民俗文化財	東子浦の人形芝居用具	南伊豆町東子浦（伊鈴川神社）	H22.3.11	
県	有形文化財	書跡・典籍・古文書	大般若経	南伊豆町伊浜（普照寺）	S43.3.18	紙本墨書
県	有形文化財	工芸品	鰐口	南伊豆町伊浜（普照寺）	S42.10.11	
県	有形文化財	工芸品	梵鐘	南伊豆町伊浜（普照寺）	S42.10.11	
県	民俗文化財	無形の民俗文化財	小稲の虎舞（竜虎の舞）	南伊豆町手石（来宮神社）	H10.3.17	2004/2/6国選択
県	民俗文化財	無形の民俗文化財	妻良のぼんおどり	南伊豆町妻良	S46.3.19	
県	記念物	天然記念物	ウバメガシ群落	南伊豆町子浦（高見場）	S37.2.27	
県	記念物	天然記念物	白鳥神社のビャクシン	南伊豆町吉田（白鳥神社）	S42.10.11	
町	有形文化財	彫刻	観音菩薩坐像	南伊豆町伊浜（普照寺）	H30.3.8	
町	有形文化財	彫刻	阿弥陀如来立像	南伊豆町子浦（西林寺）	H30.3.8	
町	有形文化財	絵画	顕如上人図	南伊豆町大瀬（浄性寺）	H30.3.8	
町	有形文化財	絵画	地獄極楽図	南伊豆町手石（青龍寺）	H30.3.8	
未	民俗文化財	無形の民俗文化財	西子浦の大名行列	南伊豆町子浦（八幡神社）	—	
未	民俗文化財	無形の民俗文化財	竹麻の神楽	南伊豆町手石（竹麻）（月間神社）	—	
未	記念物	遺跡	ミカノセ遺跡	南伊豆町湊	—	護岸遺構
未	記念物	遺跡	日野遺跡	南伊豆町湊	—	祭祀遺跡
未	記念物	遺跡	日詰遺跡	南伊豆町下賀茂	—	祭祀遺跡
未	記念物	遺跡	タライ岬遺跡	南伊豆町湊	—	
未	記念物	遺跡	白水城跡	南伊豆町石廊崎	—	
未	記念物	遺跡	村田氏館跡	南伊豆町妻良	—	



図　指定地周辺の文化財等の位置

３　人文的環境

（１）生活・生業

伊豆西南海岸はその入り組んだ地形により、駿河湾や黒潮の恩恵を受け、豊かな漁場として古くから栄えてきた。現在でも各地の集落には漁港があり、自然に適応した風致景観が形成されている。これらの集落の多くは、「半農半漁」の生活が営まれ、明治時代の記録で「農業六分、採藻二分五厘、漁業一分五厘」といわれたほど、自給自足的に行われていた。この採藻や漁業において活躍したのが「海女（あま）」と呼ばれる人々の存在である。彼女達の採取対象の中心は、テングサであり、それは現在でも春から秋にかけては特産品であるテングサ干しの風景を見ることができ、海岸地域の風物詩の一つとなっている。



図　テングサ干しの風景（雲見海岸）

しかし、戦後に、漁業における技術革新や、高度経済成長を背景にした流通構造や消費者の生活様式の変化により、労働形態においても変化が余儀なくされ、こうした生活文化に根づいた風致景観も変化しつつある。例えば海女の採取対象は1970年代頃はテングサ中心であったが、その後アワビ・サザエ等の貝類に移行しており、近年では観光産業との結びつきが強くなったことで採取加工した商品を販売するなど変化してきている。、西伊豆町の堂ヶ島遊覧船券売場脇の売店では、採取・加工した装飾品を目にすることができる。

他方で、伊豆西南海岸の漁港集落は、半農半漁の小規模な漁港のほかに、南伊豆町の妻良子浦のような風待ち港として栄えたところもあった。地形的な特性を生かした風待ち港は、往来する船舶に対し、避難場所や待機場所を提供するところであり、風呂屋、相撲、博打（バクチ）等の様々な風俗文化が醸成された。今日もその雰囲気を残す風致景観を、建造物や町並み、祭りや伝統行事の中に感じることができる。

（２）伝承・信仰

名勝指定地やその周辺には、国の天然記念物に指定されている堂ヶ島天窓洞や手石の弥陀ノ岩屋をはじめ、特異な地形や島しょ、奇岩を舞台とした伝承が数多く残され、「南豆傳説集」などの文献にまとめられている。また、指定地内には弁財天や磐長姫命、観音像など神仏を祀った、あるいはその名が付けられた寺社や島などが数多く存在する。

伊豆西南海岸の構成要素や伝承・信仰について整理されている文献として、確認されているものは次のとおりである。

表　伊豆西南海岸の伝承・信仰に関する文献

図書名	発行	発行年
遊豆紀勝	芳潤堂	天保11年
記事文例	矢嶋誠進堂書店	明治39年
南豆傳説集	梅仙窟	大正15年

静岡縣史蹟名勝天然紀念物調査報告 第九集	静岡縣	昭和8年
静岡縣史蹟名勝天然紀念物調査報告 第十集	静岡縣	昭和8年
日本風景誌	河出書房	昭和14年

明治39年（1906年）に中村巷により執筆された『記事文例』（矢嶋誠進堂書店）には、「天窓洞」と「手石洞（手石の弥陀ノ岩屋）、石廊崎海岸」について、次のような記載がある。

天窓洞

伊豆西海岸の景勝は多いが、その中でも奇抜なものが天窓洞である。洞は松崎の北約4kmの浜にある。北端にある薬師堂址からの眺望はとても美しい。その下にゆるぎ橋（現存していない）があり、小川のようにさらさらと水が流れ注ぎ落ちる所に降り立てば、すぐさまガマガエルが口を開いたような岩洞を見ることができる。激しい波がその中から突進してきて、洞裏の岩面を衝き、その反響の凄さはあたかも数多の雷が一度に落ちて地を震わせるようだ。左側の小道を選び、丘の上に登れば、田んぼの間、深い茂みの中にへこんでいるところがある。これが洞の天窓をかたどっているもので、もし小さい舟を浮かべて洞中に入れば、頭上に長方形をした天然の窓を打ち抜いた様子を見ることができる。日光が差し込む時は、水中にほっそりとした鱗を数えるようだという。さらにのぼれば、ついにひびのある崖の頂きをとらえ、ここに海に開いた洞口を俯瞰するように、その長さは約18m、両側の石壁が削れるようだ。またその第一支洞はその端を、このあたりを起点として、西に向かってはしり、終いにはまた開ける。そうしてその窓の下には、ここらに向かって開いた第二支洞があり、西走すること36ｍほどで、ようやく狭くなり、またわかれて二洞となり、奥深くもの静かな窓は極まるところを知らない。さらにまた別に第一第二の両支洞に通じる廻洞があり、洞中のいたる所にコウモリが多く棲息し、舟が洞中に入ると、驚いて四方八方に飛び回り、人にぶつかることがあり、遊びにきた者は注意が必要だ。それから干潮時にこの洞に入ると、赤いエビや青いカニがたくさん獲れるという。盛夏の晴れた日に、漁を兼ねて暑さを避けるにも良い。ここから西側の海岸もまた景勝が少なからずある。特に注意をひくものは、安良里、戸田、大瀬それぞれの岬で、岬はほとんど同じような形勢をしており海中に突出している。推測するところ、冬に西からの恒風が、その海岸に長く連なる達磨山脈に衝突し、折り返してくるとき、山上の土砂をさらってきて、これが海中に投げ出され散り、長い年月にわたり堆積し、この地形が構成されたという。その長洲は長い間海に横たわり、白砂青松の波浪とあいまった趣は、実に一輻の天橋の縮図に相対するようだ。そして戸田の長岬は、これを御浜といい、岬の上に旅舎保養館と呼ばれるものがある。景色がもの静かで趣深く、ひろびろと見渡すかぎり開けていて、まさに夏に世俗を離れて風流な遊びをする景色のよい所といえる。（※当時の記載を現代表記に改めている。）

伊豆南海岸の奇觀

下田港から西に石廊崎岬をまわり、やや北に向かい松崎に至る景色は、とても広々として眺めがよく雄大なものが多く、とりわけそのめずらしい風景は主に岩礁にある。そしてその中でも有名なものが手石洞（手石の弥陀ノ岩屋）、および石廊崎岬である。手石洞は下田の西、15.7kmにあり、橘南谿の『東遊記』にある「三尊窟」は手石洞を指し、洞中に金色の三体の仏様が出現するという特殊な現象である。ただし満潮時、しかも太陽の位置が正午頃でなければ見ることができないという。おそらく日光が岩の隙間を通過し、大小の波に光や色などが互いに映りあい、この光景を作り出しているものと思われる。『槃遊余録』には、「山は高くも、険しくもなく、洞も狭くなく、舟を買い、舟を浮かべてたゆたいながら、風が吹いて波がざわめき立つなか洞に入ると、7.5～9mほどの暗い洞は奥行きがわからないような薄暗さのなかに黄金色の物が見える。大きい者は30cmほど、小さい者では24～27cmほどの人が立っているように感じられる。高低3、4の指が集まったようだが、洞にわずかな隙間があり、

そこを輝く日差しが通り抜け波間に差し込み、その形状をはっきりとさせる。」とある。地元の人がいうには、甲斐国の道入という僧が、正徳年間にはじめてこれを見て、三尊仏がこの地に出現すると唱え、今日に至っていると。また、「蓑笠雨談」「著作堂一夕話」では、「手石は手形の五指をかたどっていて、そのさまを名付けたのだろう。今三尊がおがまれているのは、二つが壊れたのだろうか、青が島に弘法大師の手形がありこれに対応しているのだろう。」とこの洞は、世間にはまだ知らない人も多いけれど、伊豆日記にあるように、六十六部（巡業者）や、怪しげな二十四輩（親鸞の24人の高弟）などと名乗る者が数多く詣でる所である。ただ波風が穏やかな日は少なく、どうしてもこれをみたいと、近くの賀茂温泉に滞在し、一月以上とどまっている人もいて、そのような人は往々にして、後世悪るき人の一語を以て、地元の人にしりぞけられることなきを保せずと聞く。この伊豆西南海岸のめずらしい眺めは、ほぼ前述のとおりで、近い距離でこれを見たいと思う者は、概ね皆陸路からくるので、必ず海上から向かわなければならない。下田から沼津、清水等に航行する汽船に乗ればその一部を見ることができるが、もっとよく見たければ別に小さな舟をかりなければならない。この不便さのため、その絶景が長い間知られることなく埋没し、未だ世間の賞賛を得られていないことが誠に惜しいところである。
（※当時の記載を現代表記に改めている。）

（３）文学・芸術

伊豆半島はその素晴らしい風致景観から多くの文学作家に愛され、伊豆西南海岸も度々作品の舞台となっている。指定地内には、昭和天皇の歌碑（堂ヶ島）や与謝野鉄幹・晶子の歌碑（堂ヶ島）、関萍雨（ひょうう）の句碑（石廊崎）などが残されている。（詳細は３章にて記載）

その他に、指定地内の構成要素ではないが伊豆西南海岸を舞台とした文学作品として、井伏鱒二の随筆「伊豆松崎」や小川国夫の随筆「西伊豆の夏」などが知られている。

ア　井伏鱒二「伊豆松崎」（随筆）

・初出：「新日本名所案内35　伊豆松崎」『週刊朝日』第69巻第55号　朝日新聞社1964年
・所収：『井伏鱒二全集』（1965年旧版：第12巻、1998新版：第23巻）筑摩書房

○（70頁）　川の漁ができて、海の漁ができて、山の漁ができて、温泉があって、昔ながらに鄙びてゐて、風景のいいところ――。
わたしはさういふところがあつたら行きたいと云つた。すると本誌（週刊朝日）の記者が、伊豆西海岸の松崎に連れて行つてくれた。
○（72頁）　案内の人の話では、天城連峰の西側の山には山腹にたくさん寄生火山があつて、西海岸地帯は地形も地質も複雑である。だから形容の相異る山が厳しく海に迫つて断崖をつくつてゐる。ことに松崎の南の波勝海岸は、そそり立つ絶壁になつてゐる。・・・（中略）・・・海蝕による洞穴が至るところに刳りぬかれ、そのあたりの海底は断層活動で陥没して底知れぬ深さである。「その断崖を控えた海が釣場です。絶好の釣場です。しかし、断崖には足場がないので、漁師は船で釣つてゐるのです。」と案内の人は云つた。
○（73頁）　この海岸沿いの道（引用者註：松崎港から海岸沿いの道）を南から北に向けていくと、正面に遠く富士山が見える順路をとることになる。北に向かつて闊（ひら）けたところに出ると、鉄斎や北斎の描いたやうな少し細めの峯になつてゐる富士山が見える。そのずつと手前の左手寄りに見える三保の松原は、富士の霞んだ裾野を、思ひきり手前に拡げて見せる効果をあげてゐる。

イ　小川国夫「西伊豆の夏」（随筆）

・初出：1967.8.14『静岡新聞』
・所収：『一房の葡萄』（冬樹社1970年のち角川文庫）、『小川国夫全集』第13巻（小沢書店、1995年）

○（160頁）　翌朝岩地の入江は光の中に姿を現わした。私たちが泊った部屋は、入江のほぼ中点に当っていたのだった。そこには狭い三日月形の砂浜があって、両側は、崖が外海に向って突き出している地形だった。南側の崖には洞窟のようなものも見え、変化があった。北側は、ほとんど垂直な襞が走っているだけの、ぶっきら棒な絶壁だった。
　――――野性味があっていい、と私はそこを指さして、A君にいった。彼は読んでいたフォークナーの≪野生の棕櫚（しゅろ）≫をテーブルに伏せ、
　――――本当だ、と言った。
　それから、反対側の崖を見た。そっちにも野生味がないわけではなかった。野性味に欠けていると感じさせるのは、そんな風景を、人間が絵に描いたり雛形を庭に取り入れたりして、意識の中で弄んでしまうからだ。この土地の冬は途方もない風が吹き荒れるのだそうだが、風が外界の波を運んで岩を削り、起伏を際立たせたのではないか、二つの崖の相違はきっと風の方角の問題だ、と私は思った。
○（162頁）　私は、岩地の冬も味わって見たい。対峙する鉱物質の空と海、おそらくはあの南側の崖にぶつかって、ひっきりなしに騰っている白煙のようなしぶき、海の変容は、私の様々な心象に対応し、律動と照明を与えてくれるだろう。私は現在までかなり克明にそれを迫って来たが、まだ飽き足りない思いだ。

４　社会的環境

（１）人口動向

３町いずれにおいても、平成12年（2000年）以降の人口減少が顕著であり、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年（2018年）に発表した将来推計人口によると、このままのペースで人口減少が進行した場合、2045年頃には３町とも平成12年（2000年）と比べて、半数～半数以下となる見込みである。また、３町は人口減少だけでなく少子高齢化の問題も抱えている。令和２年（2020年）現在で年少人口が全体の１割を下回るのに対して高齢者人口は約５割程度と高く、国立社会保障・人口問題研究所による推測値においても同程度～高齢者年齢の微増が推測されており、３町は典型的な超高齢社会となることが予想されている。

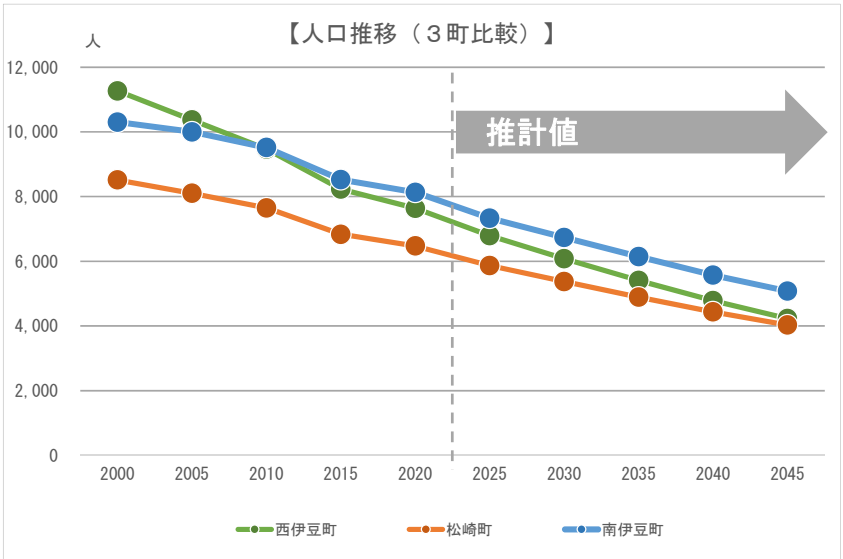


図　人口の推移と将来人口

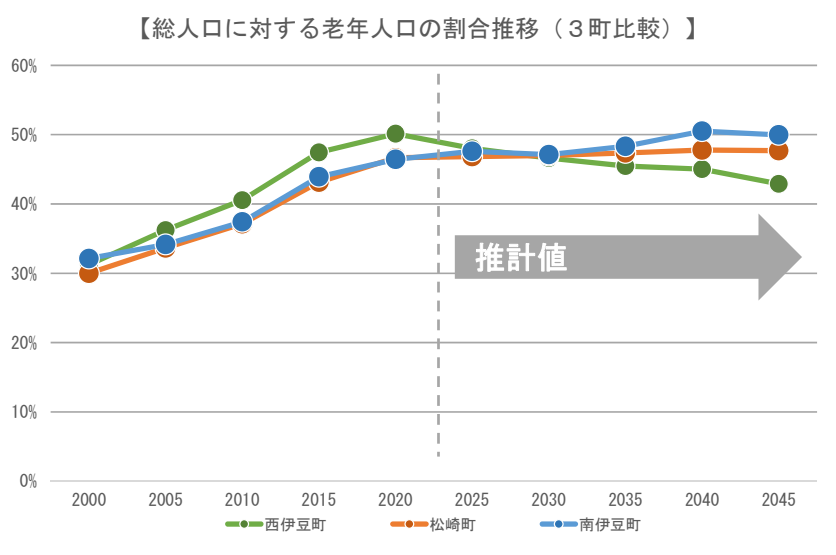


図　高齢化率の推移

※推計値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計による

（２）産業構造

国勢調査結果によると、３町いずれも、産業別就業人口の割合は第３次産業が全体の８割近くを占めており、観光業やサービス業が町の基幹産業となっていることが分かる。なお、伊豆西南海岸との関連性の高い漁業に関しては、2018年漁業センサスによると、漁業従事者数は、西伊豆町で170人、松崎町で46人、南伊豆町で124人であり、過去10年間で4割程度減少している。

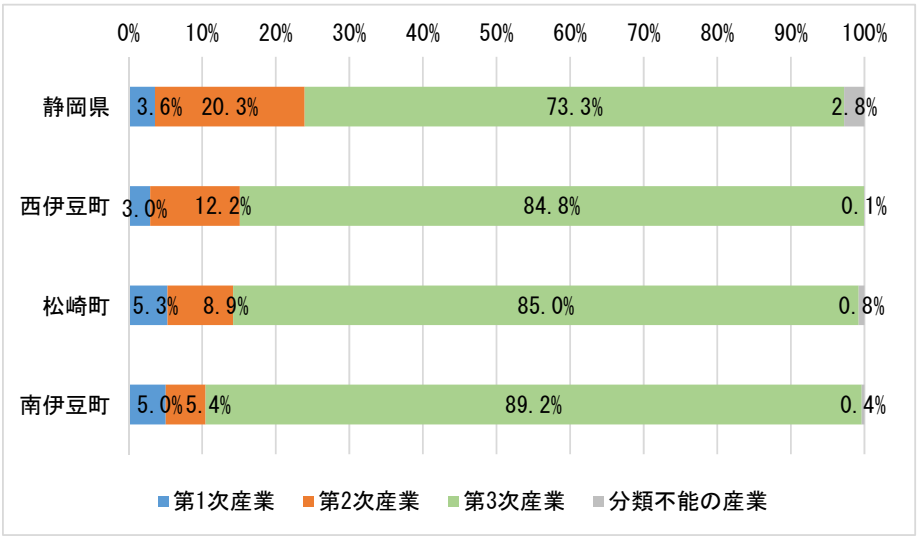


図　産業別就業人口の割合

出典）国勢調査（2015年）

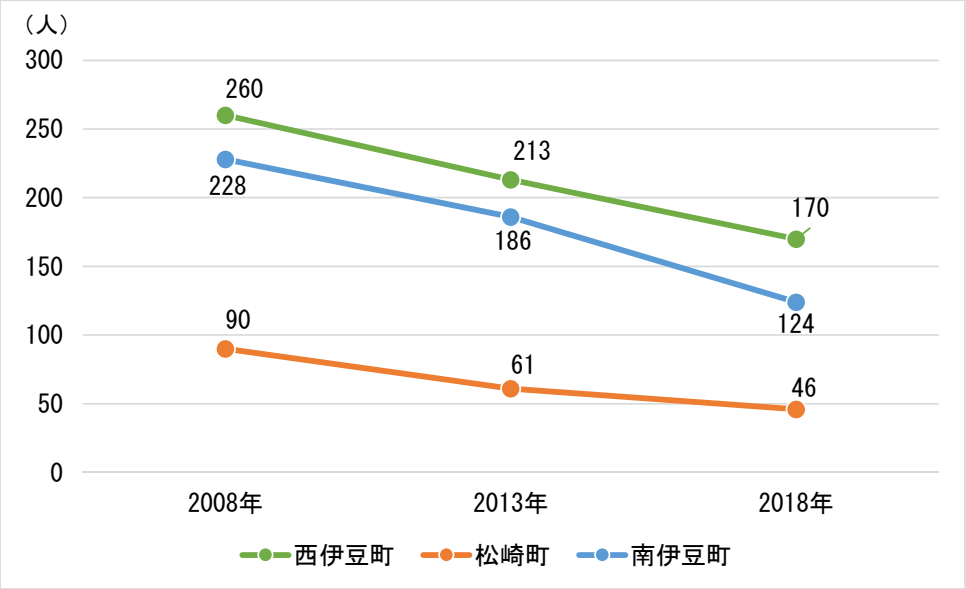


図　漁業就業者数の推移

出典）漁業センサス(2008、2013、2018年)

（３）観光

静岡県が毎年公表している「静岡県観光交流の動向」の最新データ（2019年度）によると、静岡県の地域別観光交流客数のうち、伊豆地域（沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町）が全体の約30％を占めている。これは、伊豆地域が温泉や海水浴等の観光資源が豊富であることや、関東圏からのアクセスしやすい立地にあることなどが要因として挙げられる。さらに、名勝指定地内においても堂ヶ島・石廊崎における遊覧船などの観光資源がある。

また、伊豆地域では（一社）美しい伊豆創造センターの設立や伊豆半島ジオパーク推進協議会等による広域連携観光を推進しており、伊豆半島全域で観光振興に注力している。

一般社団法人美しい伊豆創造センター

行政（沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町）、観光協会、商工会、ホテル旅館組合、交通事業者、観光事業者、宿泊事業者、金融事業者　等

実施する事業

観光戦略・DMO、伊豆半島グランドデザインの実現、国内観光、国外観光　等
（令和４年度より伊豆半島ジオパーク推進協議会を組織に組み込み、伊豆半島ジオパーク活動の推進及びユネスコ世界ジオパーク認証の継続事業を実施予定）

図　一般社団法人美しい伊豆創造センターの体制

一方、伊豆地域の中で市町別の割合を確認すると、伊東市・三島市・熱海市の３市が過半数を占めており、西伊豆町は約1.5%、松崎町は約0.7%、南伊豆町は約２％と３町合計は５％未満と非常に少ない状況である。

その他に、「伊豆西南海岸観光誘客推進協議会 事業計画」により、３町連携のもと、自然景観や歴史、文化など、魅力ある素材を生かし、県内外からの観光誘客促進と伊豆西南地域への観光振興を進めている。また、近年の動向としては、南伊豆町は石廊崎オーシャンパークの整備などの影響を受け、観光交流人口が増加傾向にあるが、西伊豆町では減少傾向、松崎町では横ばいの状況である。

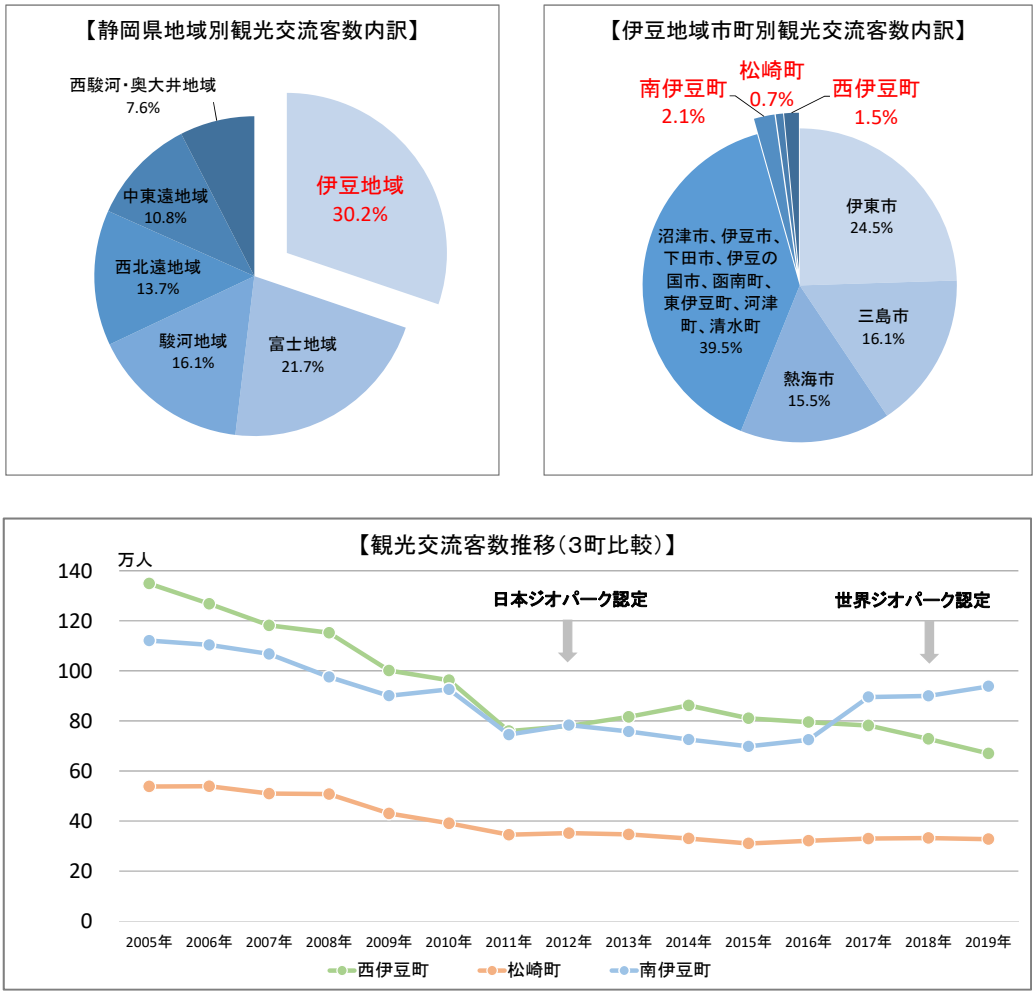


図　観光交流客数の比較と推移

出典）静岡県観光交流の動向

（４）交通

伊豆西南海岸に訪れるための主な交通手段は鉄道、車、フェリーの３つになる。鉄道によるアクセスは伊豆急下田駅または伊豆箱根鉄道修善寺駅（伊豆市）等からバスやレンタカー等へ乗り換える必要がある。また、車によるアクセスは伊豆の西岸沿いを通る国道136号が主要な動線であり、その他県道や主要地方道が存在するが、急峻な山地に位置するという特性から交通網は限定されている。

伊豆市土肥港から静岡市清水港には静岡県道223号清水港土肥線（駿河湾フェリー）が海路として運行している。

加えて、現在高規格道路として伊豆を南北に通過する伊豆縦貫自動車道の整備が進められており、広域交通網の利便性向上が期待されている。また、松崎町内において、国道136号の道路拡幅工事が行われている。



図　交通状況図

（５）災害・防災

近年の地球温暖化による気候変動に伴い、豪雨の頻度、強度ともに増大傾向にあり、それに伴う土砂災害や冠水等の自然災害の発生件数は増加傾向にある。さらに、地震による災害リスクにも常に直面している。

伊豆半島は、風化や変質を受けて脆弱となった火山噴出物が分布する急峻な山地が広が

っているため、表層崩壊や土石流が発生しやすい状況にある。伊豆西南海岸とその周辺にも大規模な地すべりなどの斜面崩壊地形が散在し、急傾斜地や急崖も多く、豪雨や地震により土砂災害が発生する可能性は十分にある。

また、静岡県の策定した「静岡県第４次地震被害想定」では、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いのそれぞれで発生する二つのレベルの地震・津波を想定対象とし、レベル１の地震により駿河湾内（松崎町～牧之原市）で３～11m、伊豆半島南部(下田市、南伊豆町)で７～９m、レベル２の地震では駿河湾内で６～16m、伊豆半島南部で26～33m程度の津波が発生するものと想定されている。伊豆西南海岸は上記の地震・津波について直接的な被害を受ける地域であり、沿岸域における露頭の崩落、観光施設等の人工物の損壊・流亡が想定される。

地震災害に対しては、静岡県や各市町では東海地震説が発表された昭和51年（1976年）以降、全国的にも先進的で様々な防災対策が実施されており、津波に対しては防潮堤や津波避難タワーの整備なども検討されている。また、３町においては災害全般への対策として、地域防災計画が策定されている。

表　想定される二つのレベルの地震・津波

地震動区分	内容	発生する地震		伊豆西南海岸での被害想定
		駿河・南海トラフ沿い	相模トラフ沿い	
レベル１	静岡県がこれまで地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波	東海地震 東海・東南海地震	大正型 関東地震	最大津波高　７～８ｍ 最大死者数　3,700人 建物全壊・焼失 1,100棟
レベル２	内閣府(2012年)により示された南海トラフ巨大地震のように、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波	南海トラフ巨大地震	元禄型 関東地震	最大津波高　15～26m 最大死者数　10,100人 建物全壊・焼失 6,200棟

出典）静岡県第４次地震被害想定(第一次報告)
最大津波高(T.P.+m)：南伊豆町、松崎町、西伊豆町それぞれの最大値のうち、最小～最大値の範囲
最大死者数（人）、および建物全壊・焼失数（棟）：上記3町の合計値

（６）その他の開発需要

伊豆西南海岸を含む伊豆半島南西部では、近年は観光目的の大規模な開発は少ないものの、地震や豪雨に対する防災・減災の取組や、限られた公共交通網に対応した狭あい道路の解消等のインフラ整備が進められている。

また、近年では地球温暖化防止のための温室効果ガスの排出抑制、東日本大震災を教訓としたエネルギー政策の転換などにより、太陽光や風力をはじめとした再生可能エネルギーの普及・推進が図られている。伊豆半島は太陽光・風力ともに好条件の地域であり、再生可能エネルギー発電施設の設置事例が増加している。一方、大規模な森林伐採や土地の造成等による、土砂災害の発生、自然環境や生活環境、あるいは名勝の風致景観への影響も懸念されることから、導入にあたっては調整が求められている。

表　伊豆半島南部の主要な再生可能エネルギー発電施設

施設名	事業主体	方式	発電量（kW）	設置箇所	設置時期	備考
東伊豆町風力発電	東伊豆町	風力	1,800（3基）	東伊豆町浅間山	2003年	停止中
ＣＥＦ伊豆熱川ウインドファーム	CEF伊豆熱川ウインドファーム	風力	15,000（10基）	東伊豆町奈良本	2010年	
ユーラス河津ウインドファーム	ユーラスエナジー	風力	16,700（10基）	東伊豆町・河津町	2015年	
東伊豆風力発電所	東京電力リニューアブルパワー	風力	18,370（11基）	東伊豆町・河津町	2015年	
石廊崎風力発電所	J-POWER	風力	34,000（17基）	南伊豆町石廊崎	2010年	
北拓南伊豆風力発電所	北拓	風力	800（2基）	南伊豆町妻良	2005年	
南伊豆伊浜太陽光発電所	国際ランド＆ディベロップメント	太陽光	12,000	南伊豆町伊浜	2014年	
太陽光西伊豆発電所	㈱PE-TERAS	太陽光	2,000	西伊豆町宇久須	2015年	
トーエネック加増野舟木平メガソーラー	トーエネック	太陽光	20,000	下田市加増野		
下田温泉バイナリー発電所	JX金属	温泉熱	110			

5　他の計画との関連

本計画の検討・推進にあたっての上位関計画は次のとおりである。

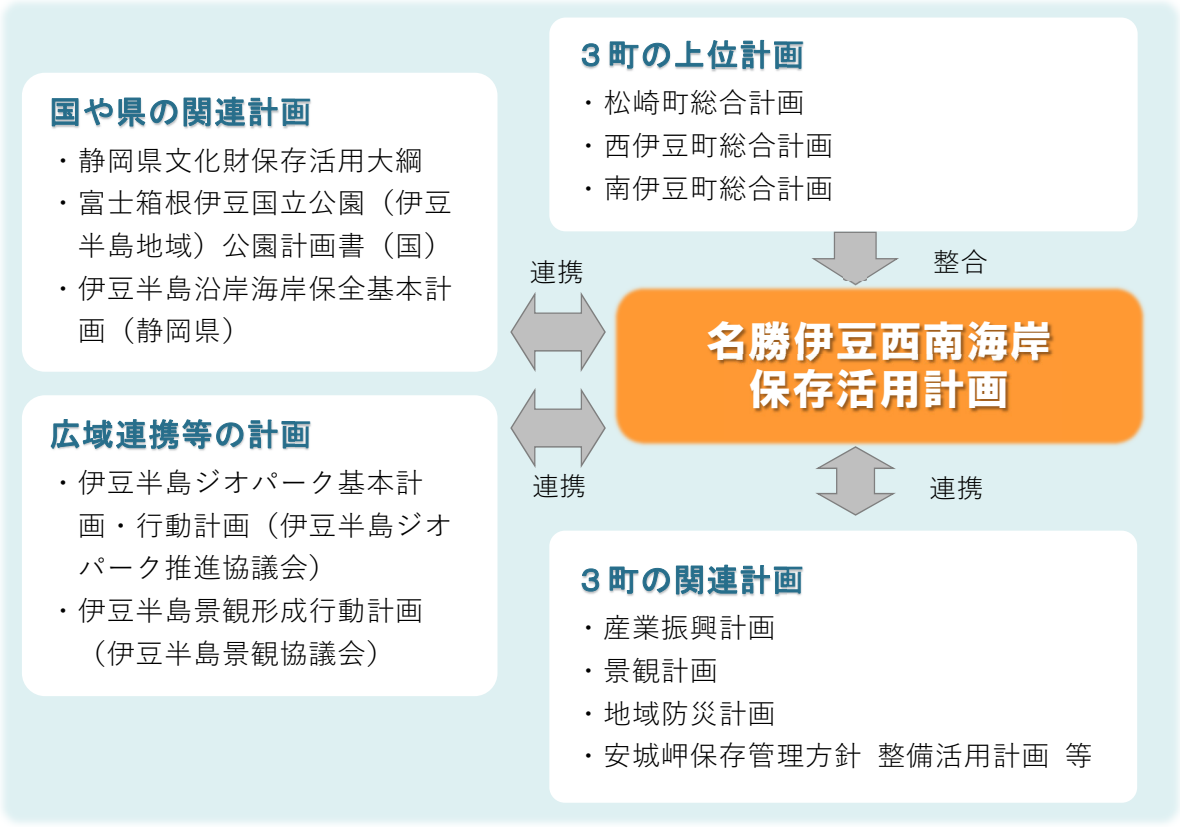


図　名勝伊豆西南海岸保存活用計画の策定に際して関連性に留意すべき計画

（１）第２次西伊豆町総合計画　［令和２年（2020 年）３月策定］

第２次西伊豆町総合計画は、「“ふるさと”と言いたくなる夕陽のまち」を将来像に掲げ、令和２年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）を目標年度とし、「国土強靭化地域計画」と一体的に策定された。

土地利用においては、自然、文化、花、温泉などの豊かな地域資源を有効に活用する自然活用型土地利用を基本理念として、遊休地の積極的な活用や景観に配慮した市街地の整備を進めるとしている。

観光業の振興においては、施策において目指す姿として、観光ニーズの変化に伴い、ジオパーク等を活用した伊豆半島広域での周遊観光の確立や、周辺市町との連携を強化した効果的なPRや協力体制の構築を図るものとして、次の事業を掲げている。

①広域連携による観光宣伝

（一社）美しい伊豆創造センターや伊豆半島ジオパーク推進協議会、伊豆西南海岸観光誘客推進協議会等による広域連携での観光宣伝を推進し誘客に努めます。また、駿河湾フェリー航路の継続に向け、地域の関係者と一丸となって需要の更なる拡大を図り、利用促進や魅力発信を行います。

④地域資源を活用した観光の推進

日本一の夕陽、堂ヶ島のトンボロ、伊豆半島ジオパーク、海水浴場等の地域資源を活用した観光誘客に努めます。

⑤観光施設等の維持管理

指定管理をしている観光施設を診断し、廃止を含めた計画的な維持・整備に努めます。また、ユネスコ世界自然遺産にも認定されたジオパークの保全、管理に努めます。さらに、夏の海水浴場設置期間中、海水浴客が安心に利用できるよう努めます。

（２）松崎町第５次総合計画後期基本計画　［平成 30 年（2018 年）３月策定］

松崎町第５次総合計画後期基本計画は、「一人ひとりが主役となり　活力と感動のあるまち」を将来像に掲げ、平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）までの５年間を計画期間とし、豊かな自然や文化などの地域資源を生かした安全・安心に暮らせる松崎町を目指すものである。

目指す方向として、「乱開発のない秩序ある土地利用が図られ、松崎町らしい自然と歴史が調和した、やすらぎのある空間形成」を掲げ、「調和のとれた土地利用」推進することとしている。

名勝地や国立公園に指定されている海岸線、復田された石部の棚田など、豊かな自然風景が残されており、名勝伊豆西南海岸区域や国立公園内における開発行為等の手続きに関する事務処理を行っている現状を踏まえ、次の取組みを推進することとしています。

⑴　計画的な土地利用の推進

⑵　景観づくりの推進

⑶　緑化の推進と自然環境の保全

・海岸線は、名勝地と国立公園と区域が重複し担当課が別となっているため、両課で連携して事務を進めていきます。また区域内では手続きが必要なことについて、広報やホームページなどで周知を図ります。

（３）第６次南伊豆町総合計画　［令和２年（2020 年）３月策定］

第６次南伊豆町総合計画は、「次世代（みらい）につなぐ　光と水と緑に輝く南伊豆町～ひとにやさしく　未来につなぐまちづくり～」を将来像に掲げ、令和２年度（2020年度）を初年度とし、令和11年度（2029年度）を目標年度とする10年間の長期構想である。この計画において、伊豆西南海岸との関連が予想されるものは次のとおりである。

ジオパーク推進事業　ガイドツアーを主体としたジオツーリズムを柱に、地域の事業者が連携した民間主体のビジネスモデルの構築を支援し、サスティナブルツーリズムを主体とした新しい地域の観光コンテンツの創出を図る。また、ジオツーリズムを進めるための環境整備として、保全や教育にも取り組む。

石廊崎オーシャンパーク運営事業・整備事業　石廊崎オーシャンパークの持続可能な運営体制を確立し、施設が適正に管理運営されるよう、指定管理者を選定するとともに該当管理者への指導・助言を行い、名勝の景観美を来訪者に提供することで、町の観光振興に寄与する。また、施設の事務機能の強化、イベント団体の受け入れ態勢強化のため、施設を維持管理するための事務室及びイベント主催者の控室等を完備した管理棟を整備する。

伊豆西南海岸観光推進　伊豆西南海岸観光誘客推進協議会を設置し、南伊豆町・松崎町・西伊豆町の３町で連携して誘客宣伝を実施する。

（４）静岡県文化財保存活用大綱　［令和２年（2020 年）３月策定］

本大綱では、“あるべき姿”の実現のため、基本理念として「『美しい“ふじのくに”の文化財』を県民総がかりで守り、誰もが親しみながら、未来へつなぐ」の下、これまでの文化財保護の取組を継承・発展させ、文化財を適切に保存しながら積極的に活用することで、文化財が多くの人に親しまれながら文化財の価値に対する理解が深まっていき、地域への誇りを高めるとともに、交流人口の拡大による地域活性化の効果が現れる。このサイクルを続けることで、更なる文化財の保存・活用の推進へと循環していくことが期待されている。

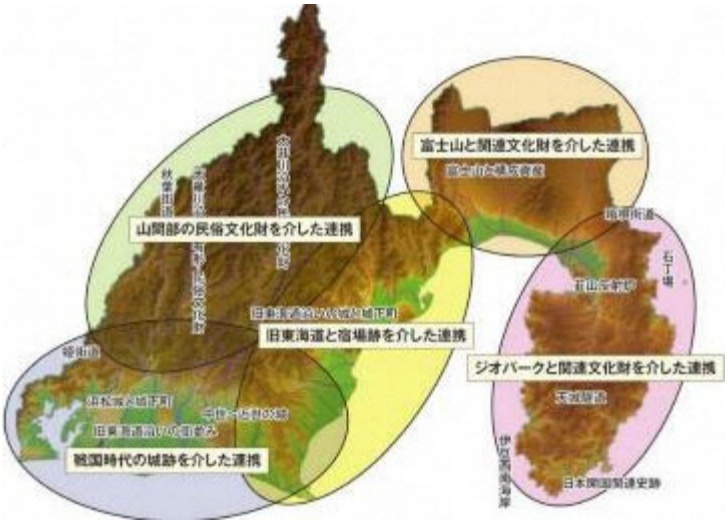


図　静岡県文化財保存活用大綱における広域連携のモデル

特に、伊豆西南海岸に関することとして、伊豆半島の西伊豆町、松崎町、南伊豆町の３町の連絡協議会によって、保存管理に係る情報と整備・活用に係る情報の交換のための会議を定期的に開催していることが複数自治体間の連携少ない事例として取り上げられている。県は、このような自治体間連携の取組を促進していくため、県内自治体の意向を十分聴き取った上で、連携の橋渡しや調整の窓口としての役割を積極的に担っていく。また、県内の文化財に関連する情報の収集を他県に広げ、より、広域にわたる市町の連携のネットワークづくりを支援するとしている。

（５）富士箱根伊豆国立公園（伊豆半島地域）公園計画書　［平成 27 年（2015 年）７月策定］

伊豆半島は、昭和30年（1955年）3月15日に富士箱根国立公園に編入され、富士箱根伊豆国立公園となり、現在に至っている。

伊豆半島の海岸線一帯の大部分及び山稜部の一部が指定されている。指定後60年を経過する間に、道路の新設、改良による利用動線の変更等、公園利用形態の変化により取り巻く環境が一変してきている。

こうした社会的条件の変化に対応して、適正な保護及び利用を図るため公園計画の点検を実施し、土地利用現況との整合を図るとしている。

計画内における伊豆西南海岸の事業計画上の位置付けは次のとおりである。

集団施設地区　湊集団施設地区は、伊豆半島の南端近くに位置し、気候は年間を通じて温暖で、太平洋に面した延長約1kmの弓ヶ浜を中心とする帯状の地域である。本地区の背後には小さな集落があるものの、周辺にはシイ、カシ等の広葉樹林が広がっている。この恵まれた環境を活かし、伊豆半島南部の自然探勝や海水浴等の海の自然とのふれあいの場とするとともに、主に、国民休暇村として快適な宿泊拠点となるよう施設を計画し、展望施設及び休憩所等の整備を図るとともに、弓ヶ浜を海水浴場として整備を図る。

単独施設　単独施設については、本地域の特色である山稜部と海岸線の展望及び休憩のための園地のほか、野営場等自然探勝の利用に資する施設について、実態に応じて適正に配置する。

道路（車道）　車道については、各利用拠点の有機的な連絡を図ると共に山稜部及び海岸線の展望利用のため、既存路線を中心に計画する。

道路（歩道）　歩道については、自然探勝利用の促進のため、既存の登山道・歩道等を中心として、自然の探勝利用を推進するよう計画する。

運輸施設　自然探勝や展望利用を行うため、各拠点への到達路線及び到達施設として、運送施設事業を計画する。

（６）伊豆半島沿岸海岸保全基本計画　［平成 27 年（2015 年）12 月策定］

平成11年（1999年）の海岸法改正に従い、静岡県知事は国の「海岸保全基本方針」に基づき、海岸ごとに「海岸保全基本計画」を定めたものである。ここでは、海岸の特性に応じた海岸防護の保全施設整備、海岸環境の保全、そして海岸利用に配慮した計画を策定して、総合的な海岸保全を推進していくものとした。

（７）伊豆半島ユネスコ世界ジオパーク基本計画・行動計画　［令和３年(2021 年)７月改定］

平成27年（2015年）11月に世界ジオパークがユネスコの正式なプロブラムに認定されたことで、世界ジオパークが目指すべき指針が示された。このことから、伊豆半島ジオパークに、改めてユネスコ事業としての意義を確認し、今後もユネスコ世界ジオパークとして活動を続けていくための指針として、「伊豆半島ジオパーク基本計画」を改定した。

伊豆半島ジオパークは、「世界ジオパークとしての価値の提供」として、

①世界的にも特異な伊豆半島の成り立ちを反映する地形と地質の価値

②動く大地に生きる人々の自然館と大地の遺産の活用、先進的な防災の取り組み

③地域住民が主体となった持続可能な取り組み

を通じ、輝く次世代へ、活動し続け持続可能な伊豆半島の実現を目指すものとしている。

ジオパーク名	伊豆半島ジオパーク
団体名	伊豆半島ジオパーク推進協議会
協議会会員	【地方自治体】静岡県、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町 【会員団体】観光協会（17 団体）、商工会議所（５団体）、商工会（11 団体）、ガイド団体（４団体）、その他 18 団体 【学術顧問】静岡大学防災総合センター 【顧問】国土交通省沼津河川国道事務所、気象庁静岡地方気象台、林野庁伊豆森林管理署、環境省富士箱根伊豆国立公園管理事務所
拠点施設	・伊豆半島ジオパークミュージアム「ジオリア」 ・共同研究拠点施設「あまじお」 ・ビジターセンター（長泉ビジターセンター、三島ビジターセンター、沼津ビジターセンター、清水町ビジターセンター、函南ビジターセンター、熱海ビジターセンター、伊豆の国ビジターセンター、ジオポート伊東、ジオテラス伊東、東伊豆ビジターセンター、天城ビジターセンター、西伊豆ビジターセンター、松崎ビジターセンター、下田ビジターセンター、南伊豆ビジターセンター）

伊豆半島ジオパークは、その資産をユネスコガイドラインに基づく３つのサイト（ジオサイト、生態サイト、文化サイト）と独自基準による３つのサイト（眺望サイト、災害サイト、研究サイト）、あるいはこれらの複合サイトに分類している。

名勝伊豆西南海岸の指定地内には、下表の通りサイトが存在している。また、現地に解説板が設置されている箇所もあり、伊豆半島や個別のサイトの成り立ちについて解説されている。これらは名勝伊豆西南海岸の成り立ちとその特異性を理解し、その価値を認識し、教育・研究分野のみならず、観光資源としての活用を図る上で重要な要素である。

表　名勝指定地内のサイト（サイト名の表記は計画の記載に合わせている）

分類	町名	サイト名
ジオサイト	西伊豆町	浮島海岸、堂ヶ島、沢田公園、枯野公園、安城岬、燈明ヶ崎・田子
	松崎町	弁天島、室岩洞、雲見烏帽子山、千貫門、岩地
	南伊豆町	波勝崎周辺、伊浜、落居、妻良、白崎、龍崎の蛇くだり、入間、入間千畳敷、中木の柱状節理、南崎火山の大露頭、石廊崎港、弓ヶ浜、逢ヶ浜、蓑かけ岩
生態サイト	南伊豆町	子浦のウバメガシ群落
眺望サイト	松崎町	雲見夕日と潮騒の岬オートキャンプ場
ジオ/生態	南伊豆町	ユウスゲ公園
ジオ/文化	南伊豆町	手石弥陀窟、子浦三十三観音、石廊崎

（８）伊豆半島景観形成行動計画　［平成 29 年（2017 年）３月策定］

計画では、「世界から賞賛され続ける美しい半島」を基本理念に掲げ、「伊豆半島グランドデザイン」を踏襲しつつ、住民・観光客・事業者の良好な関係の継続と取組によって、伊豆半島が地域住民だけでなく、世界中の人々から愛され、そして賞賛され続ける地域になっていくことを目指すとしている。

対象地域	○伊豆半島 13 市町 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、熱海市、伊東市、沼津市、三島市、伊豆市、伊豆の国市、函南町

伊豆西南海岸の風致景観の向上に資する関連施策は次のとおりである。

広域景観形成の行動計画としては、魅力的な沿道景観に次の２点が位置付けられている。

①本来の美しい伊豆半島を楽しめる“沿道景観づくり”

ア　伊豆半島のあるべき姿を取り戻すための「違反広告物の撤去」

b　東京五輪アクセス道路と重点地区

■屋外広告物の是正指導を優先的に取り組む地区（重点地区）

市町名	重点地区範囲
南伊豆町	国道 136 号　道の駅「下賀茂温泉湯の花」付近
南伊豆町	県道下田石廊崎線の一部
松崎町	国道 136 号（道部～雲見）の一部
西伊豆町	国道 136 号（乗浜海岸～浮島交差点まで）

②周遊の魅力をより向上させる“沿道景観づくり”

ア　美しい景観への視界を広げる「修景のための樹木伐採」

b　東京五輪・世界文化遺産アクセス道路と重点地区

■樹木の伐採を優先的に取り組む地区（重点地区）

市町名	重点地区範囲
南伊豆町	県道下田石廊崎線　下流①
南伊豆町	県道下田石廊崎線　下流②
南伊豆町	県道下田石廊崎線　中木
南伊豆町	国道 136 号　妻良
松崎町	国道 136 号（道部～雲見）

イ　周囲の景観と調和した「公共施設の整備・維持管理」

（ア）沿道景観の魅力を高める「防護柵の景観配慮」

■防護柵の更新等を優先的に取り組む地区（重点地区）

市町名	重点地区範囲
松崎町	国道 136 号（道部～雲見）

また地域景観形成の行動計画としては、次の２点が位置付けられている。

⑴個性豊かな愛着をもてる地域景観

②観光地エリア景観計画の策定

イ　観光地エリア景観計画の策定方法

■観光地エリア景観計画の策定候補エリア

行動方針と施策	重点的に景観形成を図るエリア	市町名
１伊豆半島を満喫できる“自然景観づくり” ア　自然を守り・引き立てる、浜や草花などの適切な維持管理 イ　美しい眺望を阻害する樹木などの整理 ウ　居心地の良い視点場を目指したベンチや東屋などの整備 エ　見せたい景観を遮らない案内板や遊歩道などの整備	弓ヶ浜	南伊豆町
	石廊崎	南伊豆町
	松崎から雲見の海岸景観	松崎町
	堂ヶ島	西伊豆町

（９）南伊豆町産業振興計画　［令和２年（2020 年）３月策定］

南伊豆町において、半島振興法に基づく平成29年（2017年）４月に策定した「南伊豆町産業振興促進計画」について、社会的状況の変化に伴い、持続可能な南伊豆町地域の産業構築、観光を中心とした産業の活性化の促進を図るための新たな指針として「南伊豆町産業振興計画」を策定し、地域全体で産業の維持、活性化に取り組むため「誇り」をキーワードとし、「子どもたちが誇れる南伊豆の産業」を目指すべき将来像に定めている。

本計画の期間は、令和２年度（2020年度）から令和６年度（2024年度）までの５年間である。

伊豆西南海岸の保存・活用に関わる具体的施策としては次の３点で挙げられる。

○南伊豆ジオパークビジターセンターの運営

取組みの概要	ジオパークセンターを中心にジオパークを普及させる取組み
事業目標	・住民や観光客への南伊豆のジオパークの普及啓発
目的	・ガイドツアー利用客の増加

○南伊豆遊歩道の利活用

取組みの概要	南伊豆歩道を効果的に観光に活用する取組み
事業目標	・南伊豆歩道の活用方法見直しと再整備 ・ジオツアーとの連動
目的	・特定関心層の観光交流客数の増加

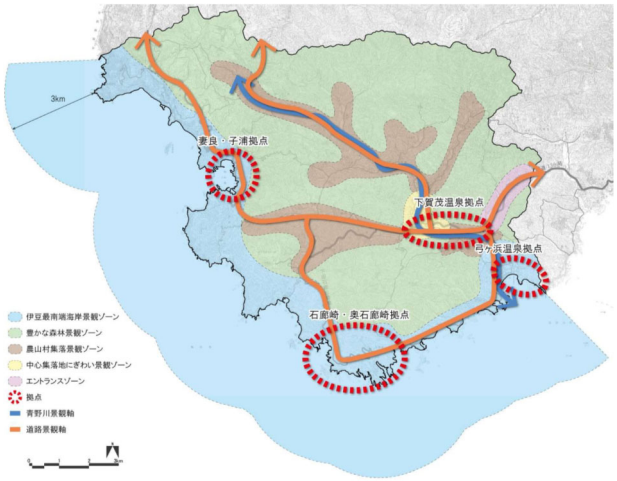
○ジオサイトの整備、利活用

取組みの概要	ジオサイトを活用した自然環境教育に関する取組み
事業目標	・ジオサイトの観光商品への活用
目的	・観光交流客数の増加

（10）南伊豆町景観計画　［令和３年（2021 年）１月策定］

景観法第８条の規定に基づく法定計画であり、この法を活用するために必要となる計画として策定した。

計画内ではその景観特性をダイナミックで美しい海岸景観として、特に伊豆西南海岸に該当する箇所を、景観の構造として伊豆最南端海岸景観ゾーンに位置付け、自然公園法等に基づき美しい海岸景観と保全と向上、あるいは海岸景観と調和した集落景観の維持向上を図りつつ、海への眺望景観を活かした景観づくりを進めるとしている。



景観構造図

さらに次の３箇所を景観整備の拠点として位置付けている。

・弓ヶ浜温泉拠点
・妻良・子浦拠点
・石廊崎・奥石廊崎拠点

また町全域の景観まちづくりの方針として次の３点を掲げ、海岸部の優れた眺望点について、そのダイナミックな自然景観は人々に感動を与える本町特有の景観であり、これらの景観を保全活用し、的確に後世に継承するとしている。

ア　弓ヶ浜やヒリゾ浜などの美しい海岸景観の保全
イ　海岸部の眺望景観の保全と活用
ウ　ジオサイトの保全と活用

（11）松崎町景観計画　［令和３年（2021 年）３月策定］

松崎町は、平成25年に「日本で最も美しい村」連合へ加盟し、将来にわたり美しい村づくりを進めることを目標とした取組みを進めてきた。平成28年には、松崎町全域における景観まちづくりの考え方や方向性を示した「松崎町景観形成ガイドライン」を策定し、景観まちづくりを推進する上での手引書として活用し、良好な景観形成を進めてきた。

当町の景観施策のさらなる充実を図っていくため、景観法第８条の規定に基づき「松崎町景観計画」を策定した。

計画内では景観特性として、山・川・海の自然が、古くから先人たちと自然環境との共生により、現在に継承され、当の原風景を形づくる景観の基盤となり、暮らす人々に癒しと安らぎを与えるとともに、訪れる人に感動を与える素晴らしい景観として継承されているとし、海岸は、富士箱根伊豆国立公園区域や名勝伊豆西南海岸にも指定され、美しい浜辺やジオサイト、富士山の眺望景観など、魅力あふれる風景を見ることができるとした。

また、具体的な施策として、海岸景観の保全を掲げ、次の４点を具体的に記載している。

・海岸部は、無秩序な開発を抑制するとともに、海水浴や散策など、魅力的な海辺の観光交流への活用を図ります。
・土地への太陽光発電設備の設置について、良好な海岸景観を阻害しないよう、国道136号や観光交流拠点等から眺められる場所においては、抑制します。やむを得ず行う場合は、周囲を樹木で囲うなど、見えにくくなるよう誘導します。
・国道136 号等の海岸部の道路の防護柵は、地域特性を踏まえつつ、自然景観と調和した目立たない色彩とします。

さらに自然景観と調和したまち並みを守り育てるとして、ジオサイトにも指定されている三浦地区は、変化に富んだ海岸線や丘陵地の森林などの美しい自然景観と調和するよう、建築物、工作物、屋外広告物の形態意匠を誘導し、自然景観と調和したまち並み景観の創出を図るとしている。

（12）地域防災計画　［西伊豆町：令和２年（2020 年）９月修正、松崎町：令和３年（2021 年）３月修正、南伊豆町：令和２年（2020 年）３月修正］

（各防災計画のうち、本計画に関わる箇所の内容は共通しているため、以下にまとめる）

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の

確保を図るため、各町の地域に係る防災対策の大綱を定めたものである。

計画は、共通対策、地震対策、津波対策、風水害対策、大火災対策、大規模事故対策、原子力災害対策及び資料編から構成され、総合的な防災計画及びその推進体制について定められている。

計画内では、共通編において、文化財の応急対策について、次のように述べられている。

・文化財の応急対策

文化財の管理者（又は所有者）は各文化財の状態に応じ、災害に対処する措置を講ずるものとし、町は管理若しくは復旧のための多額の費用を要する場合は、できうる範囲の援助をし、文化財の保全に努める。

（13）名勝伊豆西南海岸 安城岬保存管理方針　整備活用計画　［平成 16 年（2004 年）３月策定］

安城岬の保存活用のあり方について方針を定めるとともに、具体的な整備活用の方法について整備事業及びその後の管理方法について定めた

具体的には保存に関する基本的な考え方として、堂ヶ島の南側に位置し、優良な自然環境を誇る安城岬は、堂ヶ島の名勝資源と相補う関係と位置づけ、次の項目を保存の基本とする。

１）安城岬は、よりいっそうの安全性の向上と、本来の自然環境に調和した遊歩道を整備する。

２）安城岬先端部の亀甲岩付近は、周囲との調和と安全性を考慮し、ある程度の人数のための眺望観察地点を設定する。

３）安城岬付け根の平地部分については、周囲の環境、景観と調和した形で遊歩道の基点および名勝の情報発信・活用の拠点としての整備を進める。

４）安城岬は堂ヶ島より徒歩で移動する場合の所要時間が、約20分とやや遠い距離にある。周辺には公共の駐車場がないことを考慮し、安城岬の隣接地に名勝の活用のための駐車場を整備する。

５）安城岬では、非常時の救護・防災のためのドクターヘリ・防災ヘリの離発着が行われており、今後とも非常時に対応する管理体制に位置づける。

また整備活用の考え方については、次の２項目を基本的な考え方とした。

・名勝伊豆西南海岸の拠点である安城岬の計画策定にあたっては、まちの誇りに思い、地域の生活を文化的に向上させる機会としてとらえ、名勝としての景観を周辺環境と調和させながら、保存管理と整備活用を進めることとする。

・その際、視覚的な景観要素や周辺との関係を理解した上で、関係者の役割分担や新しい人材の育成など長期的な観点からの対応が、広く周辺の街づくりにつながることが期待できる。

具体的な整備内容は次のとおりである。

【山間尾根部分】

平地部分から目的地である先端部分への移動が安全で快適に行えるよう、風景を楽しみながら散策できる環境づくりを行う。

【先端部分】

亀甲岩を臨む眺望点は、安城岬の中でもっとも優良な風景を展望できる場所なので、グループなど比較的少人数による滞留が可能な場所づくりを行う。

【平地部分】

平地部という条件から岬への導入部における活動基点として位置づけ、景観や空間構成に配慮しながら、名勝の理解と人々の交流を促進する場の整備を行う。

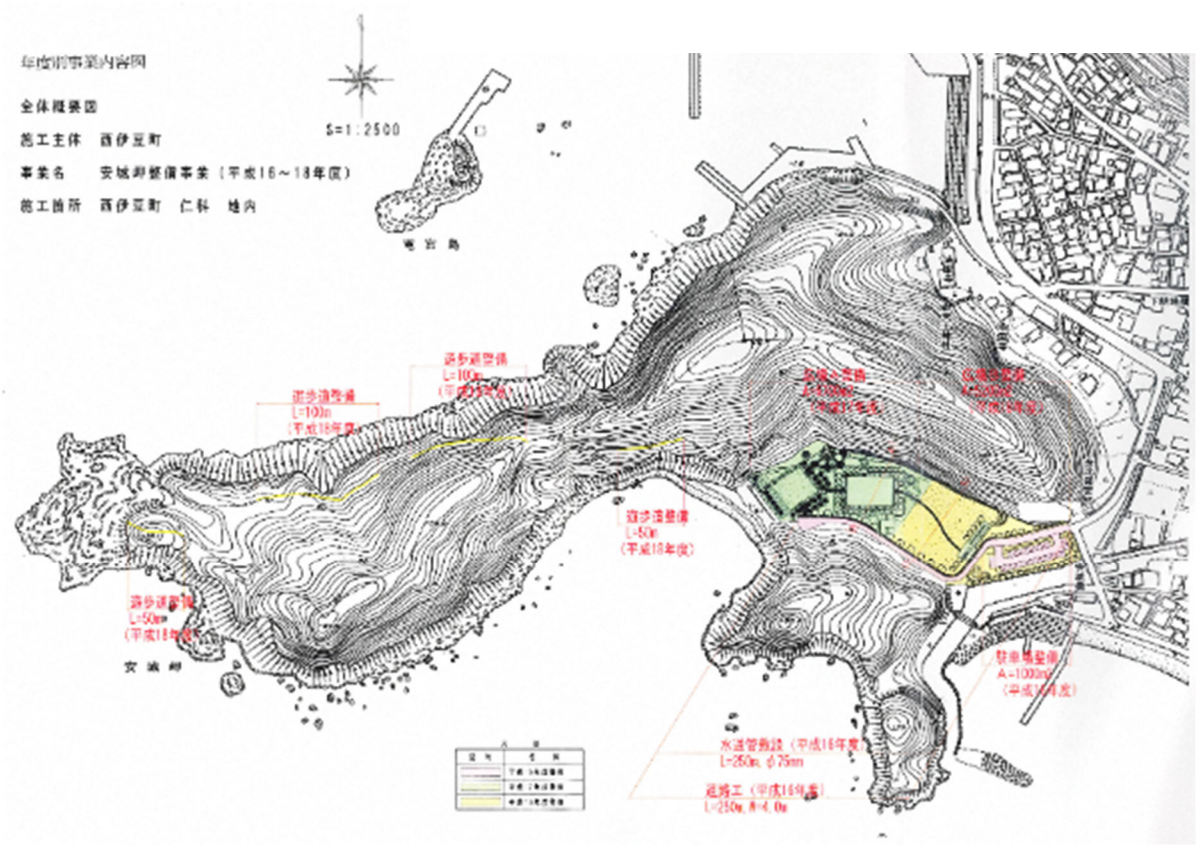


図　安城岬整備事業　全体概要図（平成 16～18 年度）

第４節　対象区域における現状変更の経過

１　現状変更の経過

名勝伊豆西南海岸の現状を変更する場合またはその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）をするときは、文化財保護法第125条第１項により、あらかじめ文化庁長官（軽微な変更は県）の許可を受けることとされている。

昭和63年（1988年）の保存管理計画策定以降では、平成16年度（2004年度）～平成18年度（2006年度）に実施された安城岬ふれあい公園の整備が最も大きな現状変更である。それから、平成25年度より令和元年度まで松崎町石部地区から雲見地区にかけて、国道136号の拡幅工事が実施された。工事の施工については、景観に配慮した特殊な竹割型土留工法が採用され、名勝景観保全と道路整備事業を両立させたことにより、全建賞を受賞してい

る。国道136号の道路拡幅工事については、引き続き施工されている。

現状変更は、指定範囲の海岸の風致景観の変容を示す資料としての側面もあることから、過去10年間（平成23～令和２年）の現状変更等申請のうち、許可を受け施工に至った事業の概要を次に示す。

表　近年の現状変更の件数

年度	西伊豆町	松崎町	南伊豆町	合計
2011（H23）	12	7(2)	23(4)	42(6)
2012（H24）	9(1)	13(1)	31(2)	53(4)
2013（H25）	15(2)	9(1)	23(2)	47(5)
2014（H26）	12	5(1)	22(1)	39(2)
2015（H27）	11(1)	2	18(3)	31(4)
2016（H28）	9	2	20(2)	31(2)
2017（H29）	17(2)	6	38(4)	61(6)
2018（H30）	15(1)	7	25	47(1)
2019（H31・R1）	14	4(2)	27(4)	45(6)
2020（R2）	14(4)	6(1)	23(2)	43(7)
合計	128(11)	61(8)	250(24)	439(43)

※括弧内は許可権者が国の件数の内訳である。
※詳細は巻末資料編の一覧表を参照

２　近年の現状変更の傾向

平成23年度（2011年度）から令和２年度（2020年度）までの過去10年間において、許可または同意をされた現状変更等の申請は、439件を数え、内訳は西伊豆町区域で128件、松崎町区域で61件、南伊豆町区域で250件となっている。

その内訳は電力会社による電柱等の建替えや通信事業者等によるアンテナ設置等の電気通信事業が172件と、全体の約４割を占めている。

その他主要な変更は、国道の道路拡幅工事が１件、津波や落石等の防災・減災対策が41件、案内・標識等の設置が31件、樹木伐採が26件、公園や遊歩道等の便益施設等の改修が25件となっている。また、観光目的の海上アスレチック等の設置（仮設）が南伊豆町湊地区と妻良地区にて毎年申請されている。

近年では、伊豆半島の世界ジオパーク認定に伴い、地質、地形、または風致景観上優れた価値を有している「ジオサイト」として位置づけられた箇所において、ジオサイトの説明看板の設置が現状変更等の理由となった事例が多い。今後は、ジオサイトを含む名勝の構成要素において、説明看板の他、各スポットを訪れる人向けの注意喚起の看板や安全対策の手すり等の整備が必要となる可能性がある。

第３章　本質的価値と構成要素

名勝の適切な保存活用のためには、伊豆西南海岸の本質的価値とは何かを明確に認識することが重要である。そのため、名勝の本質的価値を再整理する。

第１節　名勝指定時の価値評価

第２章に記した指定説明文、『静岡縣史蹟名勝天然紀念物調査報告 第九集』の内容を総括すると、指定当時の名勝の本質的価値は①複雑多様な地質学的特徴、②希少かつ優れた風致景観、③植生と地質が織りなす複雑多彩な色彩美の３点に整理することができる。

①地質学的に極めて複雑多様な特徴を有し、太平洋側においては希少かつ優れた風致景観が約40㎞の広範囲にわたり形成されている。
②風景と地質の特徴から、堂ヶ島海岸、波勝海岸、石廊崎海岸の３つに大別され、それぞれに異なる特徴をそなえた絶景が形成されている。
・堂ヶ島海岸は、白色の軽石質凝灰岩によって形作られた海蝕崖であり、岩上には松の木が繁り、島列の間に穏やかな入り江を抱き込み、付近に大小の島々が散在し、かの「奥松島」に似る。また、極めて特色ある天窓洞などの洞窟を有している。
・波勝海岸は、大部分を占める堅固なデイサイト岩体が波勝崎と雲見浅間崎との間に絶壁を形成し、一部の赤褐色を呈した部分は「波勝赤壁」と呼ばれる絶景を生み出している。付近には千貫門と呼ばれる大きな洞門状の海蝕洞※1があり、景色に趣を添えている。
・石廊崎海岸は、大部分が輝石安山岩質の水冷破砕溶岩※2によって形成され、石廊崎の大岩壁、蓑掛岩、「手石の弥陀ノ岩屋」等の類まれな素晴らしい景色がある。また、多種多様な噴出岩や岩脈※3が入り乱れ、大小の島しょや岬、岩窟、湾などの海岸線の変化にも富んだ海岸風景を形作っている。
③各所の山や崖上に広がる松林の緑の影、紺碧の海、さまざまな岩石のもつ色彩が、複雑多彩な美を極めている。

これらは悠久の年月をかけて形成された地形・地質学的特徴と、地形・地質や地域の気候に適応しながら形成された植生によって生み出された風景の中に見いだされる「自然美」を本質的価値としている。これらの価値は人々が「観賞」し、その風致景観に価値を見出したものである。特に名勝指定に先立ち実施された調査は、主に船舶を利用した海上からの調査によりその価値が認識されたことから、陸上だけでなく、海上からの風致景観についても保存する必要がある。

※1：波浪が海岸の崖の弱い部分を穿つことによって形成される洞窟
※2：水底に噴出したマグマが水と接触して急激に冷やされることによって細かく割れながら流れた海底火山独特の溶岩
※3：マグマが古い地層や岩石中を断ち切るように入り込んだ後、冷却固化することによって作られた板状の岩体

第２節　新たな価値評価の視点

保存管理計画の策定から30年以上が経過した現在、社会情勢の変化やユネスコ世界ジオパーク制度の創設、持続可能な開発目標（SDGs）といった新たな考え方が導入されている。また、人々の価値観の多様化、地形・地質に関する知見の進展、本質的価値の一つとされる植生の変化、地球温暖化による災害の激甚化とそれに対応して求められる防災対策など、伊豆西南海岸を取り巻く環境は大きく変化している。

そのため、本項では伊豆西南海岸において、今日的な視点から自然的・文化的価値を記載する。

１　自然的要素の価値評価

（１）地形・地質

伊豆半島は３つのプレートの境界に位置し、それらの相互作用から形成されたという成り立ちの特徴が生み出す類まれな価値（以下、枠内参照）から、ユネスコ世界ジオパークに認定された。ジオパークは国際的に価値のある大地の遺産を保護する一方で、自然環境や文化への理解を深め、研究や教育、地域振興、自然と人間との共生や持続可能な開発を行う仕組みであり、伊豆半島ジオパークの一部である伊豆西南海岸にも地質学的な価値を備えたジオサイトや、それに関連した生態・文化などのサイトが設定されている。これらのサイトの多くが名勝の主要地点と重複することから、伊豆西南海岸は伊豆半島の成り立ちを知り、そこに育まれた生態系や地域社会の歴史・文化を教育や観光に活用していく絶好の場となっている。

世界的にも特異な伊豆半島の地形・地質の価値

本州で唯一、フィリピン海プレート上にある伊豆半島は、かつては南洋にあった火山島や海底火山の集まりであり、伊豆半島は南洋よりフィリピン海プレートの北上に伴い火山活動を繰り返しながら本州に衝突して誕生した。現在も火山活動や地殻変動が続き、フィリピン海プレートの沈み込みの影響で、半島周辺は二つの活動的火山弧が集中する世界で唯一の場所となっている。こうした特別な地質学的特徴が、世界に類を見ない伊豆半島を形成している。

（出典：伊豆半島ジオパークHP）

（２）植物

指定時には主にマツに代表される植生群と地形・地質が織りなす風致景観が評価されたが、指定地内には伊豆西南海岸特有の地質学的環境に適応した貴重な植物が他にも存在している。中でも群落で生息（または自生）することが珍しいウバメガシは、子浦のウバメガシ群落（南伊豆町・県指定）や弁天島（巨鯛島）のウバメガシ群落（松崎町・町指定）として天然記念物（植物）に指定され保護が図られている。

また、南伊豆町ではウバメガシが「町の木」に制定されている。

これらは伊豆西南海岸の地形・地質学的特徴に育まれた特徴的な樹木の一例を示すものであり引き続き保護を図る必要がある。

また、指定地周辺においても白鳥神社のビャクシン（南伊豆町・県指定）や伊那下神社のイチョウ（松崎町・県指定）などが、この地域を代表する樹木として保存されている。

２　人文的要素の価値評価

（１）歴史

伊豆西南海岸には、古来からの火山活動によって険しい山地が各所に形成されている。それらを河川が侵食することで谷間や入江が生み出され、河川の堆積作用によってできた平坦地に集落が形成された。入江ごとに営まれた集落は絶好の風待港としての役割を果たし、賑わいを見せ、現在の集落の礎となった。また、海上を通過するために不可欠な灯台が、海につきだした岬の各所に確認できる。

中でも、特に地形・地質に密接な関係を持つ歴史的要素として、石丁場の発達や追い込み漁などの漁業形態が挙げられる。

伊豆半島およびその周辺では、古くから石材の採取・加工が行われており、名勝の主要地点である「室岩洞」（松崎町）などの石丁場跡を確認することができる。室岩洞で採取された石材は凝灰岩系（軟質）の石材であり、伊豆石・伊豆御影石・伊豆青石・沢田石などと呼ばれて耐火性に優れ、軟らかいため加工がし易く、比較的軽いという特徴があった。石材は地域の生活のために使用されるほか、城郭や社寺の石垣、石造物の部材としても広く利用された。

また、地形を利用した漁業形態として、伊豆半島の各地でイルカ追い込み漁が行われていた。名勝指定地外である安良里地区が漁場として有名であるが、明治期以降、指定地内の田子地区や妻良地区においても実施されていたとの記録がある。

このように、伊豆西南海岸の地形・地質学的特徴は古くから人間の活動に影響を与えている。

（２）生活・生業

伊豆西南海岸の海岸線の多くは断崖絶壁であるが、波浪や河川の浸食と堆積作用により形成された平坦地に集落が営まれている。河口や入江は漁港として整備され、それらの集落をつなぐように海岸沿いに道路が整備されている。南伊豆町の妻良・子浦や松崎町の雲見・岩地、西伊豆町の田子などはこうした集落の代表例であり、古くから漁業を営んできた集落である。

そこで営まれる漁業や初夏の風物詩とされるテングサ干しの風景、地域の行事である妻良の盆踊り（南伊豆町・県指定）、小稲の虎舞（南伊豆町・県指定）などの地域の祭りや伝統行事などは、周囲の地形・地質学的風景に溶け込む伊豆西南海岸独自の風致景観である。

（３）伝承・信仰

火山活動によって形成された地質学的多様性と、長い年月をかけて差別侵食※4により生み出された洞窟や奇岩群は、日本人の固有の自然観に作用し、この地に住んだ人々に畏敬の念を抱かせた。特異な地形景観に神仏を見出し、伝承を生が生まれた。「手石の弥陀ノ岩屋」などは、その価値を顕在化する要素として重要である。

※4：硬度や固結度の異なる地層・岩石が隣接してある場合や、同じ地層・岩石の中に断層などの弱線がある場合、強度の弱い部分が選択的に風化・侵食されること

（４）文学・芸術

伊豆西南海岸の特異な風致景観は多くの文人画人を魅了し、作品の題材となっている。短歌に詠まれ、文学作品の舞台となり、絵画に描かれることで作者が感じた魅力をより多くの人々に伝えている。それらの一節が句碑・歌碑など石碑に刻まれたものが各所に残されている。これらは、伊豆西南海岸の地形・地質学的な特徴が人間の心に作用して生み出させる芸術の源泉であることを示しているとともに、生み出された作品群も伊豆西南海岸の価値を高めている。これらは、先人の感じた名勝への思いを馳せることのできる文化的要素である。

第３節　名勝伊豆西南海岸の本質的価値

第１節および第２節において整理した価値評価を総括し、名勝伊豆西南海岸の本質的価値について、次のように整理する。

１　自然的価値

（１）名勝の価値の根幹となる、「地形・地質」

（２）地形・地質に適応して生育した「生態系（植物）」

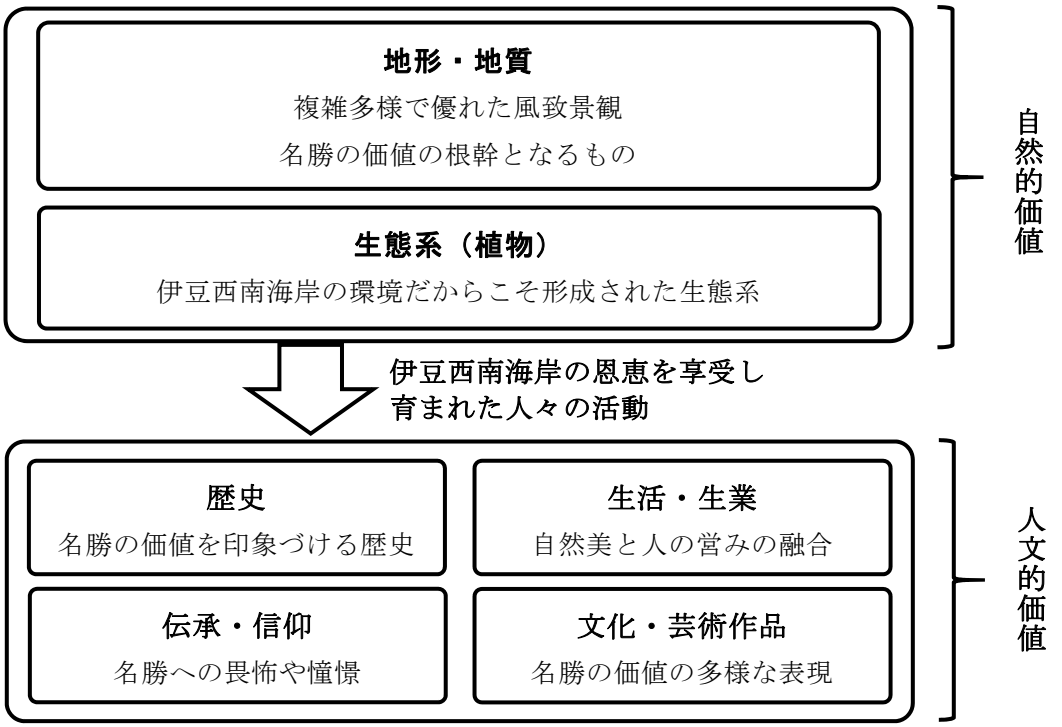
２　人文的価値

（１）伊豆西南海岸の特徴的な地形地質に育まれた「歴史」

（２）伊豆西南海岸の特徴的な地形・地質学的特徴に適応した人々の生活と自然美が風致景観を生み出す「生活・生業」

（３）特異な地形景観への畏怖や憧憬が生んだ「伝承・信仰」

（４）名勝に魅了された人々が生み出した「文化・芸術」



第４節　名勝伊豆西南海岸の構成要素

１　構成要素の分類

（１）名勝の本質的価値を構成する諸要素

名勝の風致景観を形成する指定に至った価値評価の構成要素を名勝伊豆西南海岸の本質的価値として取り扱う。具体的には、次のとおり構成要素を分類する。

表　本質的価値を構成する要素

大分類	小分類	構成要素の概要	構成要素の代表例
自然的要素	地形・地質	・複雑多様な風景を形成する堂ヶ島海岸、波勝海岸、石廊崎海岸の地形・地質 ・伊豆西南海岸の成り立ちや特徴を示す、学術的価値の高い地質・地形	・天窓洞 ・手石の弥陀ノ岩屋 ・中木の柱状節理 ・波勝赤壁 ・瀬浜海岸のトンボロ ・千貫門
	植物	・岩石や海との調和により、優れた色彩美を生み出す植生 ・伊豆西南海岸特有の環境に育まれた貴重な植物	・松崎以南のクロマツ林 ・斜面の自然林 ・子浦、弁天島のウバメガシ群落 ・ユウスゲ自生地
人文的要素	歴史	・名勝の価値や特徴を印象づける地域の歴史	・石丁場（室岩洞など）
	生活・生業	・自然美との融合により文化的な風致景観を形成する集落や生業の拠点	・各地の漁村集落 ・テングサ漁の風景
	伝承・信仰	・名勝への畏怖や憧憬など、人々の心象を伝える伝承や信仰	・天窓洞、手石の弥陀ノ岩屋の伝承 ・弁天島の地名や寺社
	文学・芸術	・名勝の魅力を表現する文学・芸術作品	・句碑・歌碑 ・文学作品

（２）その他の諸要素

名勝の本質的価値ではないが、名勝の保存・活用を図る上で重要となる要素について、以下のように分類する。

表　その他の構成要素

大分類	小分類	構成要素の概要	構成要素の代表例
名勝の保存・活用のための施設等	拠点施設	ビジターセンターや公園	・ユウスゲ公園 ・石廊崎オーシャンパーク
	利用施設	遊歩道、展望所、案内看板	・三浦歩道 ・南伊豆歩道
	便益施設	駐車場、トイレ等	・堂ヶ島公園駐車場 ・石廊崎オーシャンパーク駐車場
その他の諸要素	取扱いの検討が必要な要素	風致景観を阻害する植生、工作物、危険箇所など	・倒木 ・景観を阻害する工作物 ・落石等危険箇所
	名勝の価値に影響しない要素	上記以外の、名勝の価値に影響のない建物や工作物など	・民家 ・漁業施設

２　本質的価値の構成要素

（１）自然的要素

ア　地質・地形

伊豆西南海岸の海岸に露出する岩石は、主に石廊崎・堂ヶ島に見られる火山砕屑岩※5と、波勝崎付近に多く見られる火山岩※6に大別され、それらの見かけや性質の違いによって多様な景観が形づくられている。

火山砕屑岩は、含まれる岩塊・岩片の大きさと組み合わせや基質※7の量比などによって火山角礫岩（基質の量比が小さいもの。とくに基質が乏しいものは古典的に「集塊岩」と呼ばれたこともある）、凝灰角礫岩（基質の量比が大きいもの）、火山礫凝灰岩（火山礫サイズの礫が主体を占めるもの）、凝灰岩に区分される。また、火山砕屑岩は、成因が判別できたものについては水冷破砕溶岩、水底土石流、水底降下火砕物、火山灰タービダイトなどの名称で呼ばれることもある。また、火山礫凝灰岩や凝灰岩には、とくに堂ヶ島海岸に代表されるように、その堆積時に波浪や海流の作用を受けて斜交層理※8と呼ばれる美しい模様が刻まれることがある。いずれにしろ火山砕屑岩の見かけは多種多様であり、それらが交互に層をなす場合は、さらに多様さが際立つ結果となる。

また、火山岩は、冷却・固結時にできた割れ目（節理）や、その後の長い時間の中で地殻にかかる圧力による破断（節理や断層）や熱水による変質を受けてはいるものの、基本的には堅固な岩石である。このため、分厚い火山岩体は、波浪による浸食にあらがった結果、波勝崎付近に見られるような雄大な海食崖の大絶壁を作り上げることがある。

さらに、浸食に対する強度の異なる火山砕屑岩や火山岩が交互に重なる場合は、強度の低い層が波風による差別侵食を受けやすくなる。また、火山砕屑岩や火山岩に生じた断層の周囲も、浸食に対する強度が下がって弱線となる場合がある。その結果、天窓洞のような海食洞や、凹凸に富んだ複雑な海岸線が形成される結果となる。

このように、長い年月をかけて様々な自然の営力によって作り出された多種多様かつ類まれな伊豆西南海岸の風景は、非常に価値の高いものである。これらの地形・地質学的要素の組み合わせは地域ごとに異なり、その結果として形成された景観も若干異なる様相を呈しており、堂ヶ島海岸、波勝海岸、石廊崎海岸の３つに大きく区分することができる。

※5：マグマが地表に出る際に粉砕されてできた火砕物（大きさによって火山岩塊、火山礫、火山灰などに区分される）や、火山体や火山噴出物が後に浸食されて削られてできた砕屑物（大きさによって礫、砂、シルトなどに区分される）が長い時間をかけて固結してできた岩石。

※6：マグマが粉砕されずに地表に流れ出して冷え固まってできた岩石。なお、地下の浅い部分で冷え固まってできた岩石も同じ見かけを呈するため、見分けが困難なことがある。波勝崎付近に分布する厚い火山岩体もそれに該当するため、ここでは「火山岩」として一括する。

※7：礫岩や角礫岩において、礫間を埋める細かな砕屑物のこと。

※8：水底に降り積もった砂や岩片（火山地域では火山灰や軽石など）が、波浪や海流などの作用によって二次的に移動することによってできた交差状の縞模様。

（ア）堂ヶ島海岸



堂ヶ島海岸の空撮写真

堂ヶ島海岸は、一般には西伊豆町堂ヶ島付近の狭い範囲の海岸を指すが、ここでは西伊豆町田子の弁天島から堂ヶ島を経て、松崎町の弁天島（巨鯛島）に至るまでの海岸を一括して呼ぶ。

白色や明灰色を基調とした火山砕屑岩を主体として、その一部に溶岩や岩脈を含んだ地層・岩石によって形成された海岸であり、差別侵食により天窓洞のような海食洞、入り江、小さな島々や岩礁が形作られている。

堂ヶ島海岸の岩上の松の木、島列の間に抱かれる穏やかな入り江、その付近には大小の島々が散在し、指定当時以来、日本三景の松島(宮城県)に匹敵する絶景であると評されている。また、極めて特色のある天窓洞などの洞窟を有している。

指定地の最北端の大田子海岸には、北から田子の弁天島、やや南の沖に田子島、弁天島の南に尊之島がある。田子島は、男島と女島とが並んで、岩頭には青松が茂っている。女島はやや低く、内は空洞となっている。付近には数個の小島が点在しており、富士の眺望が美しく、フォトスポットとしても有名である。

大田子海岸の南に位置する浮島（ふとう）海岸では、度重なるマグマ活動によって形成された岩脈群が特異な景観をなし、それらの表面には冷却にともなう体積収縮によってつくられた柱状節理が確認できる。

さらに南へ向かうと瀬浜海岸と伝兵衛島（象島）、中ノ島、沖ノ瀬島、高島からなる三四郎島に至る。三四郎島はその見方から島が３つにも４つにも見えることからその名が付けられたとされる。また、陸域から伝兵衛島（象島）の間には珍しいトンボロ現象が見られ、神秘的ともいえる現象と風致景観を形成し、観光名所としても有名である。

瀬浜海岸の南に隣接する堂ヶ島付近の崖には、美しい斜交層理に彩られた白色の軽石質凝灰岩が分布しており、その一部に国の天然記念物に指定される天窓洞が存在する。天窓洞は、海食洞の天頂部が崩落したことで形成されたもので、洞は四つに分岐して、海に開けたところが３か所、洞内は幅十間（約18m）あまり、高さ数間（数m）、長さ百間（約181m）

あまりに達している。天窓から差す光が、神秘的な風景をつくり上げ、内部は波の穏やかな日には船舶の通行が可能であり、観光遊覧船も運行されている。洞門外に船をまわすと、この付近の崖は、「千枚岩」とも呼ばれる斜交層理が発達した凝灰岩でできていることがわかる。洞内は冷たく岩を噛む波の音と岩礁の反響と相和する、神秘的な空間である。堂ヶ島の洞窟は年々広くなっているといわれる。

天窓洞の南には亀岩（亀島）と蛇島が見られる。蛇島はかつて大波に壊されて、二つの島に分かれ、蛇島と稗三升島と名付けられた。

さらに南にある海水浴場のある乗浜の南には沢田公園がある。公園内には白色の軽石質凝灰岩に掘りこまれた洞窟があり、壁面の白岩山岩壁窟画は西伊豆町指定文化財となっている。

沢田公園の南の枯野公園には、断崖が削られ、海蝕洞が連なる大幕がある。大幕の名は、海側から岸壁を望めば１枚の大きな幕を張っているかのように見えることに由来する。

さらに南には、仁科港入口の南側に延びる半島の安城岬があり、最突端には亀甲岩（亀岩）の奇景が見られる。安城岬は松林をはじめとする自然が多く残り、公園や遊歩道が整備されている。遊歩道の木々の間からは南北の絶景を見渡すことができる。

安城岬の南には白砂青松の大浜が続き、仁科川河口を経て松崎港に至るまでには、松崎の弁天島（巨鯛島）というウバメガシの茂る奇礁があり、付近の景勝を彩っている。

名称・写真	構成要素の説明
大田子海岸 	田子漁港より３kmの沖合にある一対の島が田子島と呼ばれ、男島と女島からなる。女島は波触洞になっている。 陸寄りの三つの島が山の字形に寄り合った形をしている島が尊之島である。名前の由来は、漁業の神、事代主尊がこの島で釣りをしたためとも、日本武尊が蝦夷征討の際に立ち寄ったためともいわれる。 田子漁港の中で一番北にあり、今山に近いのが田子の弁天島で、島には弁財天が祀られ、毎年5月最初の己の日に祭礼が行われる。
浮島海岸 	浮島海岸は堂ヶ島と田子の間にある小さな入り江で、かつての海底火山の火口直下にあったマグマの通り道である岩脈群を観察することができる。 板状の奇岩のひとつひとつが、かつてのマグマの通り道にあたる岩脈であり、マグマの冷却収縮によってできた柱状節理に彩られている。 岩脈群と、その岩上に生育するクロマツやビャクシンが美しい風致景観を呈している。

名称・写真	構成要素の説明
瀬浜海岸のトンボロと三四郎島 	瀬浜海岸から沖あいに約200ｍのところに位置する伝兵衛島（象島）・中ノ島・沖ノ瀬島・高島の４つの島からなる。見る角度により３つにも４つにも見えることから三四郎島と呼称される。また、干潮時には一番手前の伝兵衛島まで瀬が現れ足を濡らさずに歩いて渡ることができる。 この現象を「トンボロ」現象と言い、これが生じる場所はごく限られている。なお、トンボロとは満潮時にも海面下に沈まなくなった砂州（陸繋砂州）のことを指し、満潮時に海面下となる瀬浜海岸のものは、厳密には「トンボロ現象」と呼ぶのが正確である。昭和58年（1983年）に県の天然記念物に指定された。
堂ヶ島天窓洞 	天窓洞は、白色の凝灰岩でできた小さな半島に形成された海食洞である。洞の入口は、外洋側に二門あるほか、さらに一つの入口が山の手側の国道に向かって開き、そこに小さな浜（礫）をつくっている。 洞は左右二本の横穴からなり、それらが２箇所で連結することで全体として井の字状の複雑な構造をなし、全面に満々たる海水をたたえている。右側の洞窟は幅も広く、長さ147ｍに達し、中央は天井が丸く抜け落ち天窓をなし、洞内を明るくしているため船が航行できる。 指定の状況 所在地：賀茂郡西伊豆町 指定年月日：1935年（昭和10年）8月27日 管理団体名：西伊豆町（昭10年12月10日） 指定種別：史跡名勝天然記念物（天然記念物）

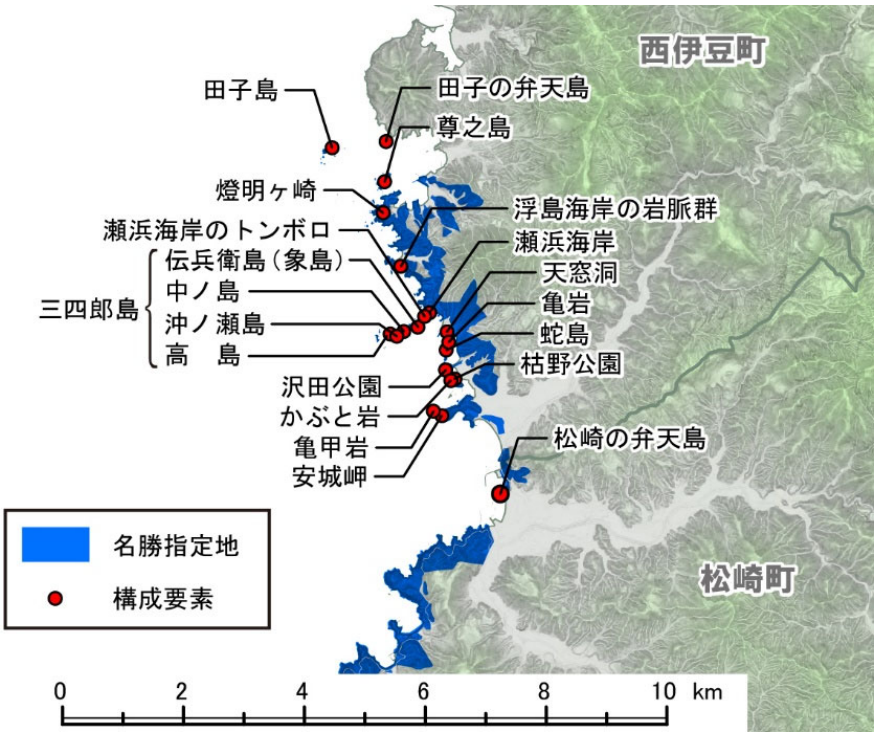


図　構成要素の分布（地形・地質　堂ヶ島海岸）

（イ）波勝海岸



波勝崎モンキーベイから望む波勝海岸

波勝海岸は、松崎町の黒崎から雲見、南伊豆町の波勝崎、子浦、妻良を経て吉田に至るまでの海岸を一括して呼ぶ。

波勝海岸の最北端の黒崎は、岩地、石部、雲見の集落にかけて透明度の高い海と砂浜、絶壁の変化に富む地形が続く。岩地にある日和山では凝灰角礫岩の崖に刻まれた海蝕洞を見ることができる。

雲見の岬には海中から突き出す烏帽子山（御獄）が、岩に生える樹木との対比で特徴的な風致景観を生み出している。烏帽子山は高さ162ｍの岩峰であり、その形が烏帽子に似ていることから名付けられた。この急峻な地形は、火口直下のマグマが冷却・固結した「火山の根」（火山岩頸）が隆起してできた。山頂には磐長姫命を祀る雲見浅間神社がある。

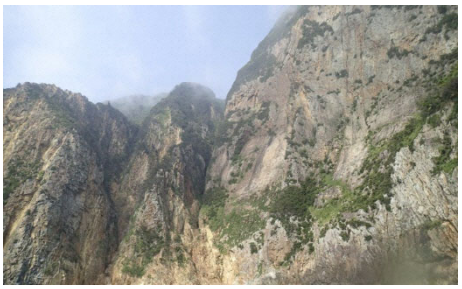
その南に続く沿岸には小島や岩塔が散在し、そのひとつである「千貫門」には海食洞が門を形作り、壮大な風致景観に趣を添える。古来より、雲見の奇勝として名高い浅間神社の門という意味で浅間ともいい、その奇勝が千貫文に値するというので千貫門ともいわれる。烏帽子山と同様に、千貫門も火山の根に由来するものである。

千貫門から波勝崎までの間は雄大無比の大きな絶壁となっており、一部で赤褐色を呈する「波勝赤壁」は、「海金剛」とも呼ばれ、伊豆西南海岸の風景のクライマックスに位置付けられる。岩壁の中には「蛇上り」と呼ばれる、あたかも蛇が岩壁を垂直に這い登っているように見える岩脈も観察できる。赤褐色や黄褐色を帯びた岩石は、もとの岩石が熱水によって変質を受けた結果で生じたものである。

波勝崎より南は、地形的には穏やかな伊浜や落居の海浜となり、深い入り江の妻良湾に至る。その北側には白色で美しい層理の発達した凝灰岩の崖となっており、崖上には松が茂り、城のようにも見える。また、波勝赤壁の「蛇上り」と対をなす「蛇下り」と呼ばれる大型の見事な岩脈を確認することができ、子浦日和山の遊歩道には凝灰角礫岩の崖が侵食されてオーバーハングした崖下に「子浦三十三観音」の石像群がある。

子浦より南には、京の字島、あるいは姥岩、嫁岩、姉岩、妹岩などと呼ばれる奇岩があ

り、それらに刻まれた柱状節理は様々な形をしており、言葉にいい表せないほどである。さらに南へ向かうと、山形と奇岩が調和した吉田海岸の浜に至る。

名称・写真	構成要素の説明
千貫門 	烏帽子山のそびえる浅間崎の南海上に、ひときわ高くそそり立つ巨岩である。 かつて海底火山の地下にあったマグマの通り道が地上に現れた火山の根（火山岩頸）の一部である。岩の高さはおよそ30m。岩の中央部に高さ約15m、幅10mほどの波で削られてできた海食洞があいており、遊覧船や観光船がくぐり抜けてゆく。 「海の鳥居」とも呼ぶこの海蝕洞門を、古くから浅間神社の門に見立てて「浅間門」と称したが、周辺の奇勝と共に「見る価値が千貫文にも値する」という意味から千貫門と名付けられた。
波勝崎 	波勝崎から松崎町の烏帽子山にかけて続く、岩石海岸は、かつて火山の地下にあったマグマの通り道が地上に姿を現した「火山の根」（火山岩頸）である。波勝崎周辺の岩は熱水（地熱によって加熱された高温水）の作用で黄褐色に色を変えている。
波勝赤壁 	波勝赤壁は高さ270mにもなる「火山の根（火山岩頸）」であり、雄大な海岸線の景色を演出している。 また、岸壁にはマグマが周囲の岩石を押し分け上昇した痕跡である黒い岩脈が見られ、波勝赤壁をうねりながら登るように見えることから「蛇登り」と呼ばれる。
烏帽子山 	烏帽子山は、雲見地区にある標高162mの山で、形が烏帽子の形に似ていることから名づけられた。山体はかつて海底火山下にあったマグマの通り道が地上に現れた「火山の根」である。 山頂には雲見浅間神社があり、本殿の南側にある大岩には展望台が設置され、南側には千貫門、北西に駿河湾越しの南アルプス、北には堂ヶ島と富士山などを望むことができる。

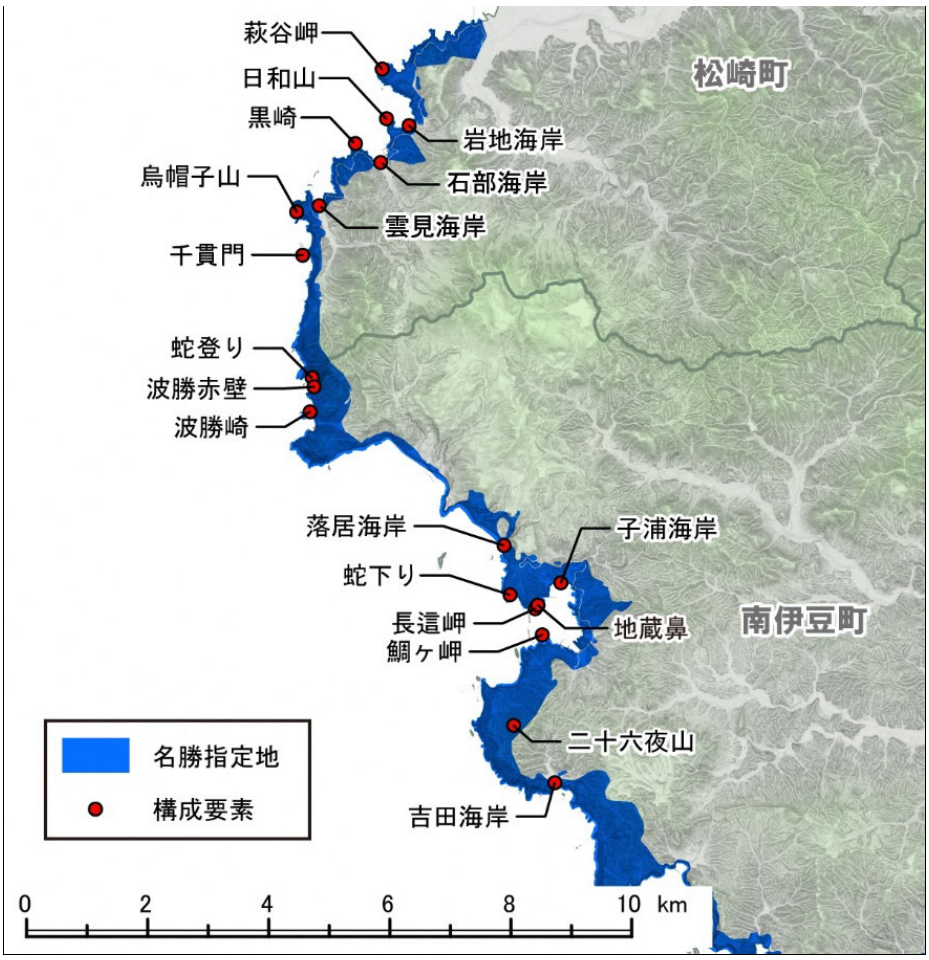


図　構成要素の分布（地形・地質　波勝海岸）

（ウ）石廊崎海岸



海から望む石廊崎（石室神社と石廊崎灯台）

石廊崎海岸は、南伊豆町の入間から、中木、石廊崎、弓ヶ浜を経て、タライ岬に至る、伊豆西南海岸の最も南に位置する海岸を一括して呼ぶ。その崖の多くが火山角礫岩（水冷破砕溶岩）や凝灰角礫岩からなり、岩体中の亀裂・断層や岩脈が差別侵食を受けることで、奇岩や島しょ、海食洞、岬、入り江などが数多く作られ、類まれな景観を作り出している。

石廊崎海岸の西端ともいえる入間千畳敷は、海底に降り積もった軽石質凝灰岩からなる美しい地層が広がる。かつて伊豆石（軟石）の採石が行われており、その痕跡が残される。また、その目の前にそびえる三ツ石岬の断崖には、凝灰岩の地層を断ち切る岩脈が迫力ある風致景観をつくり出している。

南東へ移ると中木の集落に至り、中木港の西へ向かう遊歩道の途中には山全体が柱の集まりのように見える柱状節理の崖があり、奇景である。

ここより東は凹凸に富んだ岬と大小の島や奇岩が絶景を成し、さまざまな岩石・地層の展覧会を見ているかのような変化に富んだ地形・奇岩が続き石廊崎に至る。とくに奥石廊のユウスゲ公園付近の崖の上部には陸上火山特有の赤茶色を基調とした南崎火山の噴出物が露出し、崖の下部の灰白色を基調とした海底火山の噴出物と好対照をなす。つまり、ここは伊豆半島の生い立ちにおける画期にあたる海底火山時代から陸上火山時代への移り変わりをひとつの崖の断面で見ることができる、きわめて貴重な場所である。

石廊崎周辺の崖には水冷破砕溶岩である火山角礫岩が累々と露出し、伊豆半島の最南端にふさわしい荒々しくも素晴らしい景観を成している。石廊崎灯台の南にある展望台は海に突出する絶壁上にあり、ここに立つと太平洋の風を正面に受け、快晴の日には伊豆七島から御前崎までも望むことができ、絶景が広がる。石廊崎の崖には風化作用の一種によって生じたタフォニという蜂の巣状のたくさんの窪みがあり、石室神社の石室はこの窪みを利用して作られている。下を見れば波浪が岬の底の岩に砕け、神秘的ですらある。

石廊崎の東の鷲ヶ崎から蓑掛岩※9とその沿岸の露岩の風景はいつ見ても飽きない素晴らしい眺めである。鷲ヶ岬から蓑掛岩にかけては、海岸と青々とした山との調和がよい景色

が広がる。蓑掛岩は波に削られた凝灰角礫岩からできており、さながら剣を立てたようなその切先は自然の芸術ともいえる。

さらに北東へ進むと、国指定天然記念物である手石の弥陀ノ岩屋※10に達する。洞窟は弥陀山の先端にあり、山は高くなく洞窟は広くもなく東微南に開いている。手石の弥陀ノ岩屋は、火山角礫岩中の脆弱部である亀裂が差別侵食を受けることで形成された海食洞である。この海食洞に小舟で入ると暗闇の中空に、金色に輝く三体の仏像が現れるといわれる。

弥陀ノ岩屋から東に進むと、弁天島の絶景と青松の茂る弓ヶ浜の美しい風景を見ることができる。弓ヶ浜は別名を鯉名の大港といい、かつては現在の海岸の裏側にあった入江（湊という地名として残る）に大船巨舶が碇泊していたが、青野川が運ぶ土砂のため次第に入江が埋積されて現在の形状となった。

弓ヶ浜の東には岩場の広がる逢ヶ浜がある。凝灰角礫岩などの地層を貫いた岩脈中にできた放射状節理をはじめ、海底火山の噴出物が独特な風致景観を作り出し、雀岩、姑岩、エビ穴などと呼ばれる奇岩を見ることができる。名勝の最東端にあたるタライ岬の展望台からの風致景観もまた絶景である。

※9：蓑掛岩（蓑掛島）
波に浸食された数個の凝灰角礫岩の岩峰が海上に剣を立てたように直立している。その昔、役小角（えんのおずぬ）という、妖術を身につけた行者がいた。行者は不思議な蓑を持ち、この蓑で石廊崎や大瀬を飛んでいたと言い、行者はこの蓑を岩に掛けて一休みしたと伝えられている。

※10：手石の弥陀ノ岩屋
伊豆七不思議のひとつで、江戸時代から伝わる伝承である。昔、手石の近くに七兵衛という漁師がいた。妻を亡くし、３人の子を抱えて貧しい暮らしを送っていたが、末子の三平が重い病気にかかった。近くの寺に願を掛け朝夕お祈りをしていると、ある日七兵衛の夢枕に観音様が現れ「洞窟の海底にある鮑を取って食べさせよ」と告げた。七兵衛が小船で洞窟に漕ぎ入ると、奥から金色の光と共に三体の仏様が現れた。目も眩んだ七兵衛が思わず船底にひれ伏し、おそるおそる目を上げると、船の中にはたくさんの鮑が投げ込まれていた。これを食べさせた三平の病気はやがて回復し、その霊験は広く日本全国に知られるところとなったという。
大潮で波の静かな晴天の日の正午頃、この洞窟に小船で入ると、暗闇の中に金色に輝く三体の仏像が現れると言われるが、実際には洞窟の奥に、もう一つ鳩穴という別の小さな穴が本坑に対してT字型に交わり、この鳩穴を通じて洞内に差し込む日光が、洞内の岸壁の凸部を照らすことによって、あたかも暗闇の中に金色の阿弥陀像のように見えるものと考えられている。

名称・写真	構成要素の説明
入間（いるま）千畳敷 	千畳敷には、海底に降り積もった火山灰や軽石からなる美しい凝灰岩の地層が広がる。また、千畳敷の目の前にそびえる三ツ石岬の断崖には、地下から上昇してきたマグマが凝灰岩の地層に入り込んだ痕跡である岩脈が、迫力ある風致景観をつくり出している。千畳敷では、かつて伊豆石（軟石）の採石が行われており、各所に採石坑や矢穴の痕跡が残る。
中木の柱状節理 	中木港には、海底火山の噴出物を貫いて上昇してきたマグマが冷え固まる際に収縮してできる柱状の岩「柱状節理」の迫力ある風致景観が広がっている。

名称・写真	構成要素の説明
石廊崎 	石廊崎付近では、大小さまざまな角ばった岩の集まりが複雑な形の岬を作っている。この岩場は、海底に流れ出した溶岩が急激に冷やされることで砕けてできる水冷破砕溶岩である。 崖には風化作用の一種によって形成されたタフォニという蜂の巣状のたくさんの窪みがあり、石室神社の石室はこの窪みを利用し建てられている。
手石の弥陀ノ岩屋 	手石地区の南に突き出た岬である弥陀山の先端部の崖下に位置する海蝕洞である。弥陀ノ岩屋（弥陀窟）と呼ばれ、江戸時代から伝わる伝承が残る。 指定の状況 所在地：賀茂郡南伊豆町 指定年月日:1934年（昭和10年）12月28日 管理団体名:南伊豆町(昭10年4月16日) 指定種別：史跡名勝天然記念物（天然記念物）
弓ヶ浜 	弓ヶ浜の砂浜は青野川を流れてきた砂粒が、沿岸流と波の作用によって運ばれ、帯状にたまった「砂嘴」という地形で、白砂の砂浜は、全長1,200ｍに及ぶ。 かつて弓ヶ浜の背後にあった入江は、鯉名の大港と呼ばれ、風待ち港として栄えた。クロマツ林は県の海岸防災林として管理されている。 また、アカウミガメが産卵のため上陸し、町が卵を保護し、孵化したウミガメを海に帰す取り組みも行われている。

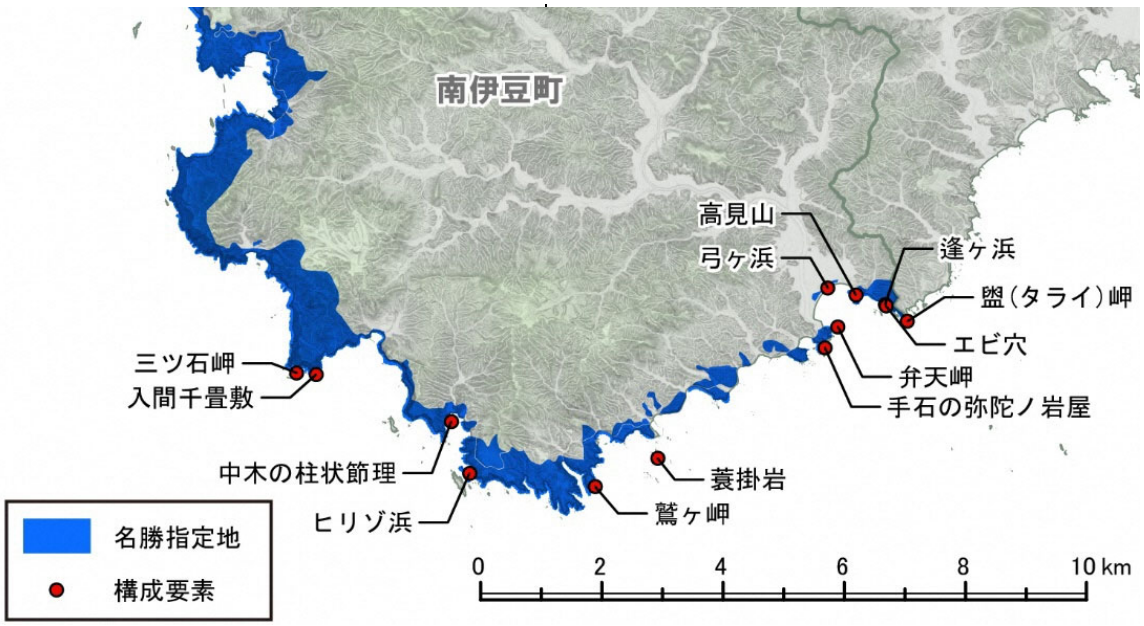


図　構成要素の分布（地形・地質　石廊崎海岸）

イ　植物



雲見海岸のクロマツ群落

松崎以南から波勝崎に至る半島の突起部や島しょには、クロマツの自然林が形成され、海、岩石色彩との融合により独特の風致景観を呈している。

クロマツは有機物の供給が不足した土地においても自生することができ、海岸線の潮風や強風に加え、崩れやすい不安定な地形、極度の乾燥といった環境圧に対して強い樹種であり、長期にわたって遷移の進行が抑えられ、海岸を代表する樹種として定着している。伊豆西南海岸の各地にみられるクロマツ林は、極盛相のものと代償植生としてのクロマツ林に分けられるが、松崎以南から波勝崎に至る海岸に見られるものは極盛相のクロマツ林である。海岸の突起部や島しょなど、各地にみられるクロマツ林のうち、自然林は風衝地帯でも風当りの弱いところに多く、やや遷移が進行している箇所も見られる。砂浜や集落の周辺には植栽されたものが多い。指定理由にも見られる通り、特徴的な地形と海洋の風景と相まって、類まれな風致景観を生み出す重要な要素のひとつである。しかし、経年による枯死やマツクイムシによる松枯れ被害等により指定地内のクロマツは減少傾向にある。

急斜面に見られる自然林、内陸部の広葉樹林など、海洋の地形と相まって美しい風致景観を呈する。また、指定地内の文化財指定を受けた植物は伊豆西南海岸の地質や気候により形成された植生である。

急斜面に見られる自然林は、海上からの強風のため風衝地帯の植物景観を呈する。強風により樹木類は樹高成長が極度に抑えられ、高木性の樹木でさえ、わずか1.5～2.0m程の樹高である。奥石廊の池の原にはユウスゲが群生している。

また、指定地内には、文化財として指定される子浦のウバメガシ群落（南伊豆町・県指定）、弁天島（巨鯛島）のウバメガシ群落（松崎町・町指定）があり、指定地周辺の近接地には白鳥神社のビャクシン（南伊豆町・県指定）、伊那下神社のイチョウ（松崎町・県指定）、がある。これらは防風林や魚付林※8、あるいは神社の社寺林等として保護されてきた貴重な物件である。

※8：木陰に魚が集まるように作られた林

名称・写真	構成要素の説明
伊那下神社のイチョウ 	伊那下神社の境内にある御神木で、樹齢約1000年のイチョウ。県指定天然記念物。 その昔、沖を行く船が、秋になり黄葉した姿を目印にしたとも言われている。 目通りの太さ８ｍ、樹高22m、枝張り25m。他の２本のイチョウと合わせ「親子イチョウ」として親しまれている。
子浦のウバメガシ群落 	湾を見下ろす崖には独特の海岸林が発達しており、岩場を好むウバメガシは魚付林として保護されてきた。子浦のウバメガシ群落は、静岡県の天然記念物に指定されている。
白鳥神社のビャクシン 	白鳥神社の登り口には一本の大きなビャクシンの老木があり、幹の太さは約４ｍ、高さ10m、樹齢約800年といわれる伊豆地方でも代表的なビャクシンである。ビャクシン（いぶき）は海岸に多い木で、大きくなるまでには何百年もかかるといわれ、現在、ビャクシンは神社の前の道を高めたために、約1mが埋まった状態となっているが、800年もの間、西風に耐えてきた様子をうかがい知ることができる。白鳥神社のビャクシンは、1967年（昭和42年）、県の天然記念物に指定された。
ユウスゲ自生地（ユウスゲ公園） 	奥石廊の池の原にはユウスゲが、海岸から山にかけて約１haの草原に群生している。 ユウスゲの草原は減少傾向にあり、国立公園特別地域の指定植物となっている。全国的にも貴重なものであり、自然環境に恵まれた奥石廊であるからこそ確認することができる。
弓ヶ浜のクロマツ林 	弓ヶ浜の砂浜沿いにはクロマツが自生しており、 クロマツ林は県の海岸防災林として管理されている。

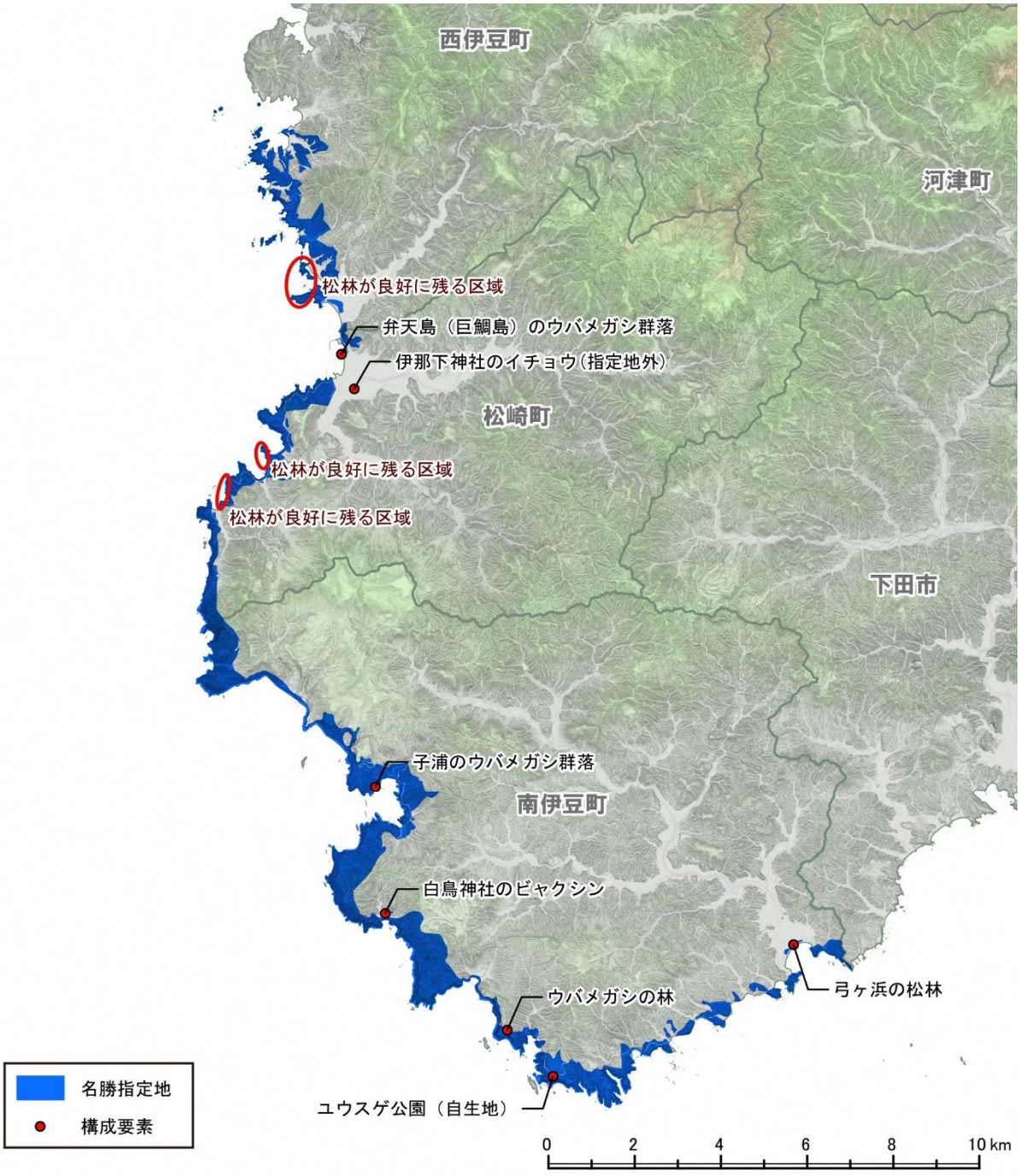

西伊豆町
河津町
松林が良好に残る区域
弁天島（巨鯛島）のウバメガシ群落
伊那下神社のイチョウ（指定地外）
松崎町
松林が良好に残る区域
松林が良好に残る区域
下田市
子浦のウバメガシ群落
南伊豆町
白鳥神社のビャクシン
弓ヶ浜の松林
ウバメガシの林
ユウスゲ公園（自生地）
名勝指定地
構成要素
0
2
4
6
8
10 km

図　構成要素の分布（植物）

（２）人文的要素

ア　歴史



室岩洞入口

伊豆西南海岸には、その地質学的特徴に由来し、石材の採掘場である石丁場跡が数多く残されている。伊豆半島が海底火山であった時代に海底に降り積もった火山灰は長い年月を経て凝灰岩へと変化し、「伊豆石」と呼ばれる石材として城郭や社寺の石垣や石造物の部材として使われるなど重宝された。

室岩洞は昭和29年（1954年）頃まで石丁場として機能しており、トンネル状に掘られた採石抗や矢穴痕を観察できる。洞内の広さは約2,000㎡で、内部の遊歩道はおよそ180ｍである。その他にも、海岸線から山間部にかけて、千畳敷を始めとした石丁場跡を確認することができる。

また、伊豆西南海岸の各所にある港の多くは、かつて風待港として栄えた港であり、岬各所には灯台やその痕跡が見られ、「燈明ヶ﨑」の地名なども残されている。

名称・写真	構成要素の説明
石廊埼灯台 	航海の難所であった石廊崎では、この沖の岩礁で座礁、難破する船も多くあったため、灯台の設置が求められていた。 明治４年（1871年）ヘンリー・ブラントンの設計による八角形の木造灯台として建設されたが、昭和7年（1932年）の暴風により大破。昭和8年（1933年）に現在のコンクリート造に建て替えられ、平成５年（1993年）、灯塔を白タイル張りへ変更した。

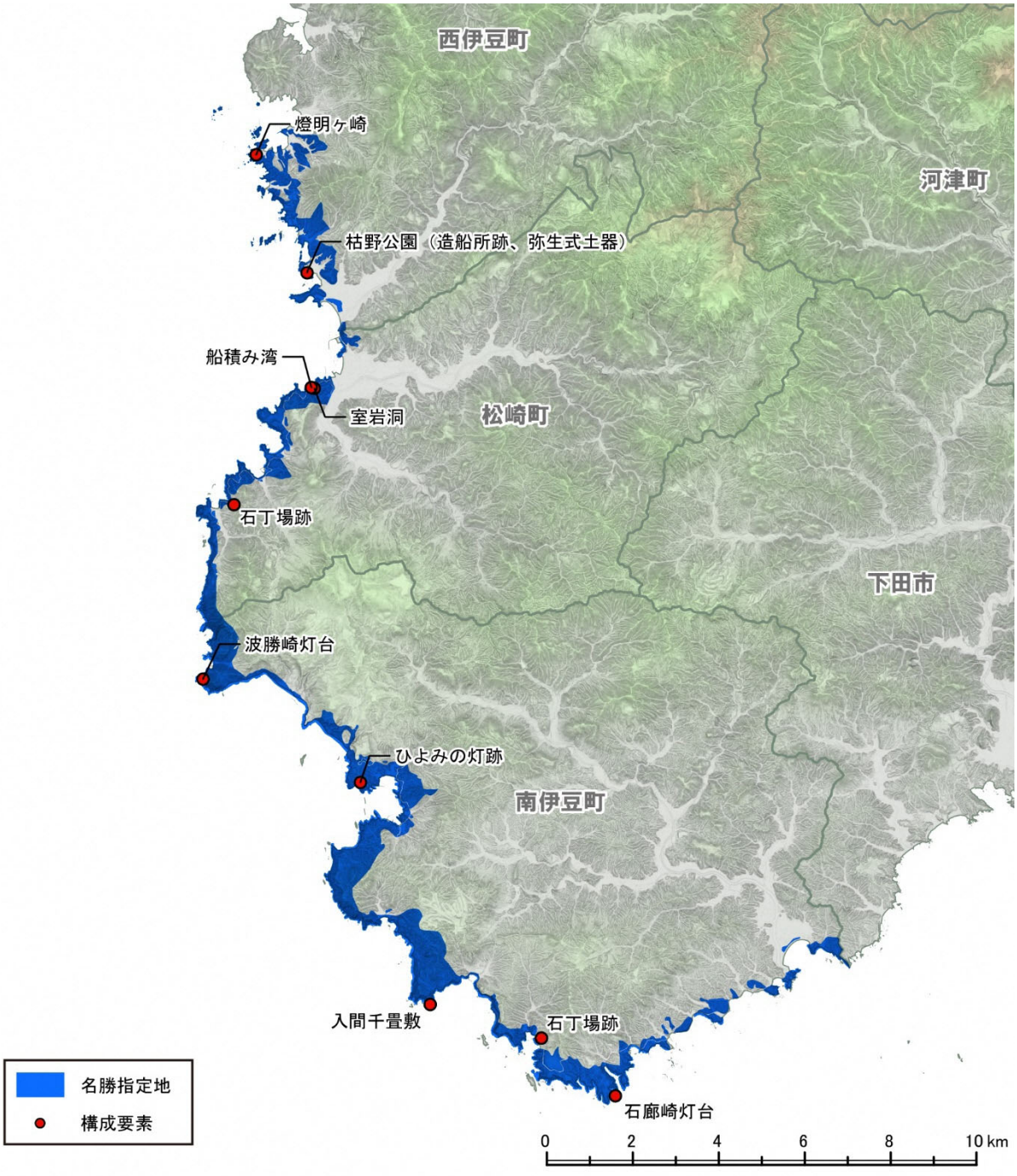

西伊豆町
燈明ヶ崎
河津町
枯野公園（造船所跡、弥生式土器）
船積み湾
室岩洞
松崎町
石丁場跡
下田市
波勝崎灯台
ひよみの灯跡
南伊豆町
入間千畳敷
石丁場跡
石廊崎灯台
名勝指定地
構成要素
0
2
4
6
8
10 km

図　構成要素の分布（歴史）

イ　生活・生業



仁科の漁村風景

指定地内の集落には天然の地形を生かした漁港、良質な石材を採取した石丁場跡など、伊豆西南海岸特有の地形・地質に適応した人々の生活・生業をみることができる。

自然営力により形成された入江や湾には集落が形成され、古くは大阪と江戸を行き来する船の風待港として栄えた。現在も漁村集落の風景を眺めることができる。

また、５月頃に採れるテングサ（天草）が、砂浜で天日干しされる風景も、季節の風物詩となっている。

これらは、指定当初からその価値の高さを認められた地形・地質のほか、クロマツや魚付林などの植物も含めた自然環境に囲まれて育まれてきた人々の営みが人文的な価値をもって、名勝の有する優れた風致景観に趣を添えている。

名称・写真	構成要素の説明
海岸の漁村集落（写真は妻良・子浦） 	浸食と堆積により形成された小湾は漁業の拠点となるとともに、漁村の町並みが残る。 入江や湾には、伊豆西南海岸の特徴的な地形が生み出す雄大な風致景観だけでなく、古くは大阪と江戸を行き来する船の風待港（かぜまちこう）として栄えた面影が各所に残されている。
テングサ干しの風景（写真は乗浜海岸） 	海岸の漁村では４月から10月頃にかけてテングサ漁が行われる。収穫されたテングサは砂浜等で天日干しされ、初夏の風物詩となっている。 伊豆西南海岸の名勝指定時にあたる昭和初期頃から盛んに行われている。

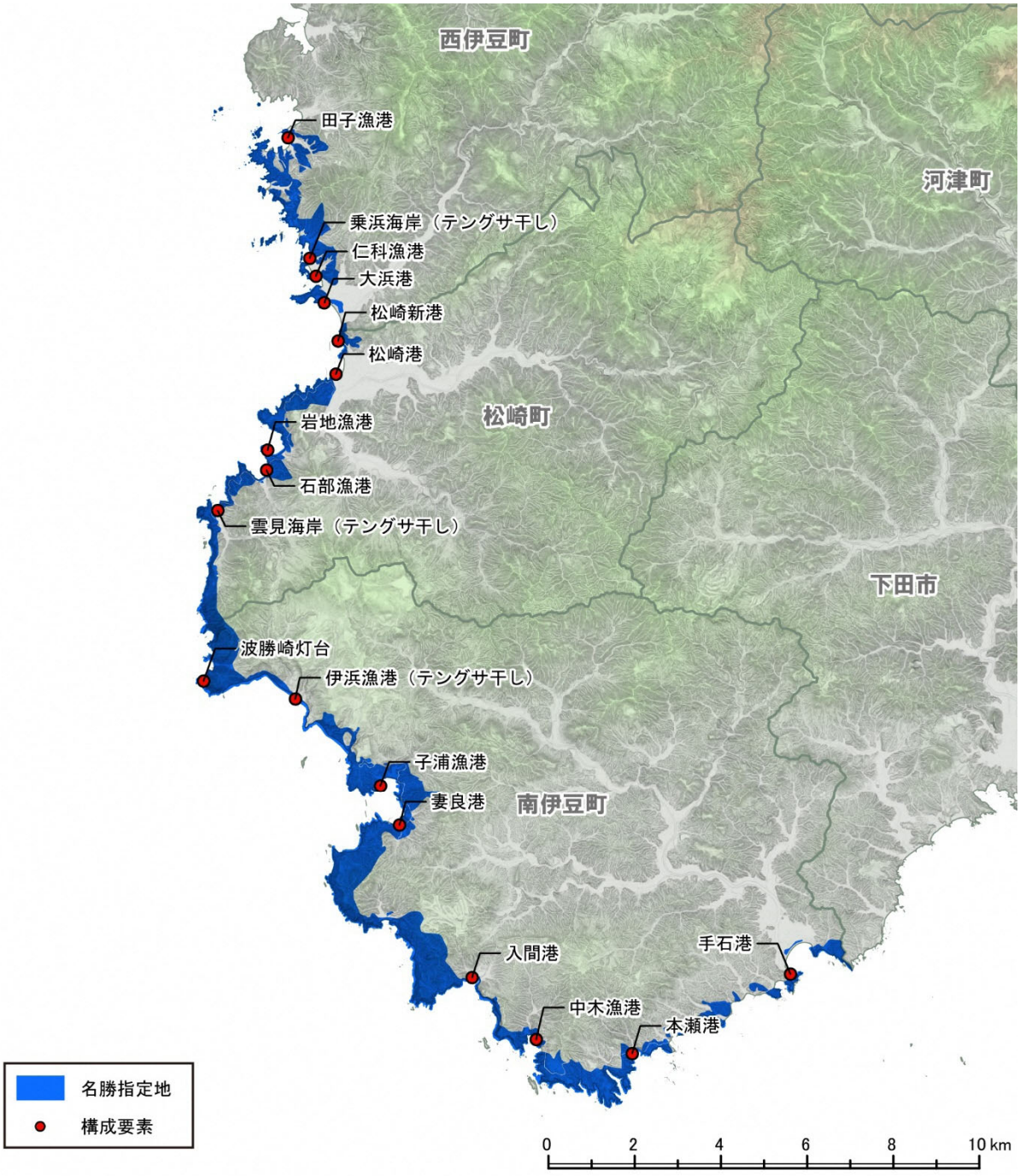


図　構成要素の分布（生活・生業）

ウ　伝承・信仰



松崎の弁天島（巨鯛島）

伊豆西南海岸には手石の弥陀ノ岩屋や天窓洞などの特徴的な地形を舞台とした伝承が数多く残されている。それらは指定地内における地質学的特徴が顕著に表れた箇所であり、ジオパークにおいても文化的価値があるサイトとして認識されている。

南伊豆町、松崎町、西伊豆町の各所に存在する「弁天島」や「弁天岬」と呼ばれる島や岬は、これらは財産の神、水神としての崇められる弁財天を祀ったものである。海洋とともに生き、漁業を生業とした住民にとって守護神のような存在であったと思われ、周囲の風致景観の中で際立った存在感を示す箇所に神を見いだしたものである。

こうした伝承や信仰も、伊豆西南海岸が有する特異な自然環境に囲まれ育まれた人々の営みを示すものとして、名勝としての価値を一層高める要素となっている。

名称・写真	構成要素の説明
田子の弁天島 	田子漁港より駿河湾３kmの沖合に一対の島で、男島と女島からなる。 島には弁財天を祀ってあり、祭礼は毎年5月最初の己の日に行われ、本開帳は60年、中開帳は30年毎に行われる。
ゆるぎ橋 	不浄のものがこの橋を渡ると、橋は大いに揺らいだのでこの名前になったといわれ、土地の人は恐れて下流に不浄道を作ってそこを通ったという。橋の木を削り取って小片にし、火をつけて見せると、子供の夜泣きが止むと言われている。また、橋材の柏槇は、崇神天皇がこの地を行幸された時、柏槇を地中にお挿しになった。それがたちまち枝葉が生じ、ついに大木となった木であるとの伝説がある。

名称・写真	構成要素の説明
白岩山岩壁窟画 	沢田公園内の白岩山岩壁窟画（西伊豆町・町指定）では白色の凝灰岩に掘りこまれた洞窟の中に薬師、観音、文殊、普賢、弥勒等の仏が彫られ、自然と人間文化との関わりの一端を知ることができる。 壁窟は天福元年（1233年）に創建された天福寺の廃寺跡に残されたもので室町時代中期の作と考えられている。
松崎の弁天島（巨鯛島） 	松崎海岸の北端に位置する高さ30m程の小さな山で元々は古代島（巨鯛島）と呼ばれた。かつては、海岸より橋を渡って往来したしていたが、昭和42年（1967年）に工事により河口を島の北側へ開削したため、地続きとなり、現在は岬状となっている。島の頂部には厳島神社が鎮座し、市杵島比売命（いちきしまひめのみこと）が祀られており、大神（おおみかみ）は七福神の一神としてその名を弁財天として信仰されている。
雲見浅間神社 	海に突き出した標高163mの烏帽子山山頂にある。「浅間」の名がついた神社は富士山の女神・木花咲耶姫命（このはなさくやひめのみこと）を祀ることが多いが、雲見浅間神社では姉の磐長姫命（いわながひめのみこと）を祀っている。醜女だが長寿の徳をもつこの女神は、美人で繁栄の徳をもつ妹に嫉妬しているとされ、地元雲見では、「この山で富士山を褒めると怪我をする」との言い伝えが残る。
子浦三十三観音 	子浦港から日和山遊歩道を５分程度歩くと、崖のくぼ地に、「三十三観音」と呼ばれる石仏群が安置されている。背後の崖をつくる火山角礫岩中には、急激に冷やされた際にできる冷却縁を有する岩が入っていて、海底火山の噴火の際に流れた水底土石流の地層であることがわかる。子浦から三十三観音へ向かう遊歩道にある、魚付林として保護されてきたウバメガシの林も見どころとなっている。
石室神社 	石廊崎の崖にはたくさんの窪みがあり、石室神社はこの窪みを利用して作られている。 また、石室神社には以下のような伝承がある。 神社再建の際に大工の喜三郎というものがあやまって海に落ちてしまったものの、神の徳により命は幸い助かった。彼は腰につけたノミで海底にあるアワビを採り、神前に供えた。 遡ること800年前、播磨の国(現・姫路)の者が持船にて江戸へ向かう途中、遠州灘で暴風雨に遭い、船が沈没しそうになった。船員一同で神社へ祈願に参り、帆柱を献納したところ、暴風・荒波が止み無事に航海することができた。今日ある土台はこのことによるものであるとされる。(伊豆七不思議のひとつ)

名称・写真	構成要素の説明
手石の弥陀ノ岩屋 	江戸時代から伝わる「手石の阿弥陀三尊」の伝説が残されている。 波の静かな大潮のとき、しかも晴天の日の正午頃、この洞窟に小舟で入ると暗闇の中空に、こつぜんと金色に輝く三体の仏像が現れるといわれてる。このような条件の日は、希であり、文献では陰暦３月から５月の間によく見られたとされている。

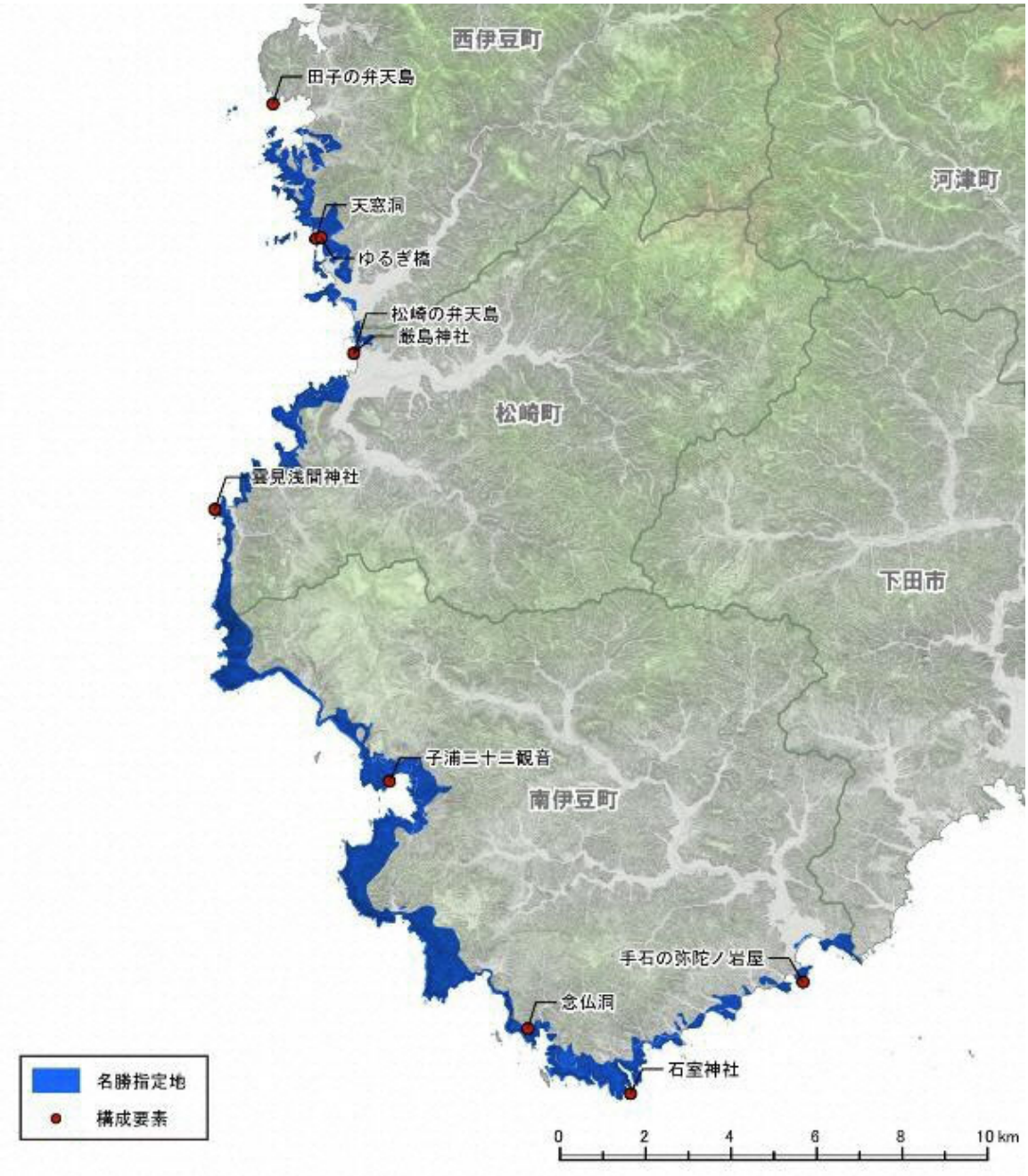


図　構成要素の分布（伝承・信仰）

エ　文学・芸術



昭和天皇の歌碑

名勝の自然的な風致景観と地形地質に適応した人々の生活や生業の風致景観を持つ伊豆西南海岸は、しばしば文学作品の舞台としてとりあげられてきた。

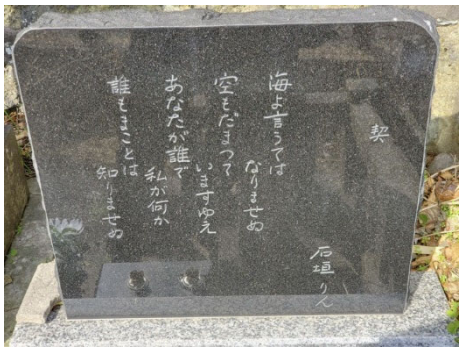
堂ヶ島海岸にある昭和天皇の歌碑は、昭和29年（1954年）に昭和天皇が行幸された際、お詠みになった御製であり、次の通りである。

「たらちねの　母が好みしつわぶきは　この海の辺に　花咲き匂ふ」

また、絵画や写真撮影の場としても地域内外を問わず知られ、観光・教育施策としてもフォトコンテストや絵画コンクールなどが実施されている。

指定地内には伊豆西南海岸を題材に詠まれた短歌や俳句の歌碑･句碑が設置されており、先人の感じた名勝への思いを感じることのできる文化的な構成要素として取り上げることができる。

名称・写真	構成要素の説明
与謝野鉄幹・晶子の歌碑 	歌は、昭和10年（1935年）に二人の最後の旅となった伊豆旅行の際に詠まれたものである。鉄幹の歌は「空即是色」、晶子の歌は「色即是空」の題でまとめられている。 「島の洞　御堂に似たり舟にして　友の法師よ　参れ心経」与謝野鉄幹 「堂ヶ島　天窓洞の　天窓を　光てくだる　春の雨かな」与謝野晶子

名称・写真	構成要素の説明
若山牧水歌碑 	自然主義の歌人である若山牧水（1885～1928年）が20代の頃、松崎を訪れた際に詠んだ歌である。昭和41年4月1日に歌碑が設置された。 「山ねむる　山のふもとに　海眠る　かなしき春の国を旅行く」
関萍雨（ひょう）の句碑 	関萍雨（1880～1957年）は南伊豆町湊出身の俳人で、伊豆各地の小学校の教師、校長を歴任し、県下の教育界で重きをなした。師範時代同級の加藤雪腸、渥美溪月らと小学校作文教育に初めて口語写生文を採用した。正岡子規や高浜虚子、河東碧梧桐らの教えを受け、静岡県における近代俳句の草分け的存在でもある。碑に刻まれた句は高浜虚子の選んだものと伝えられている。 「秋晴や　波収まりし　石廊崎」
石垣りんの詩碑 	詩人である石垣りん（1920～2005年）は、父母の故郷である南伊豆に何度も訪れ、その作品の中で伊豆西南海岸の風致景観についてもふれられている。父母とともに眠る墓に添えられた詩碑には以下の詩が刻まれている。 「海よ言うてはなりませぬ　空もだまっていますゆえ　あなたが誰で わたしが何か　誰もまことは知りませぬ」

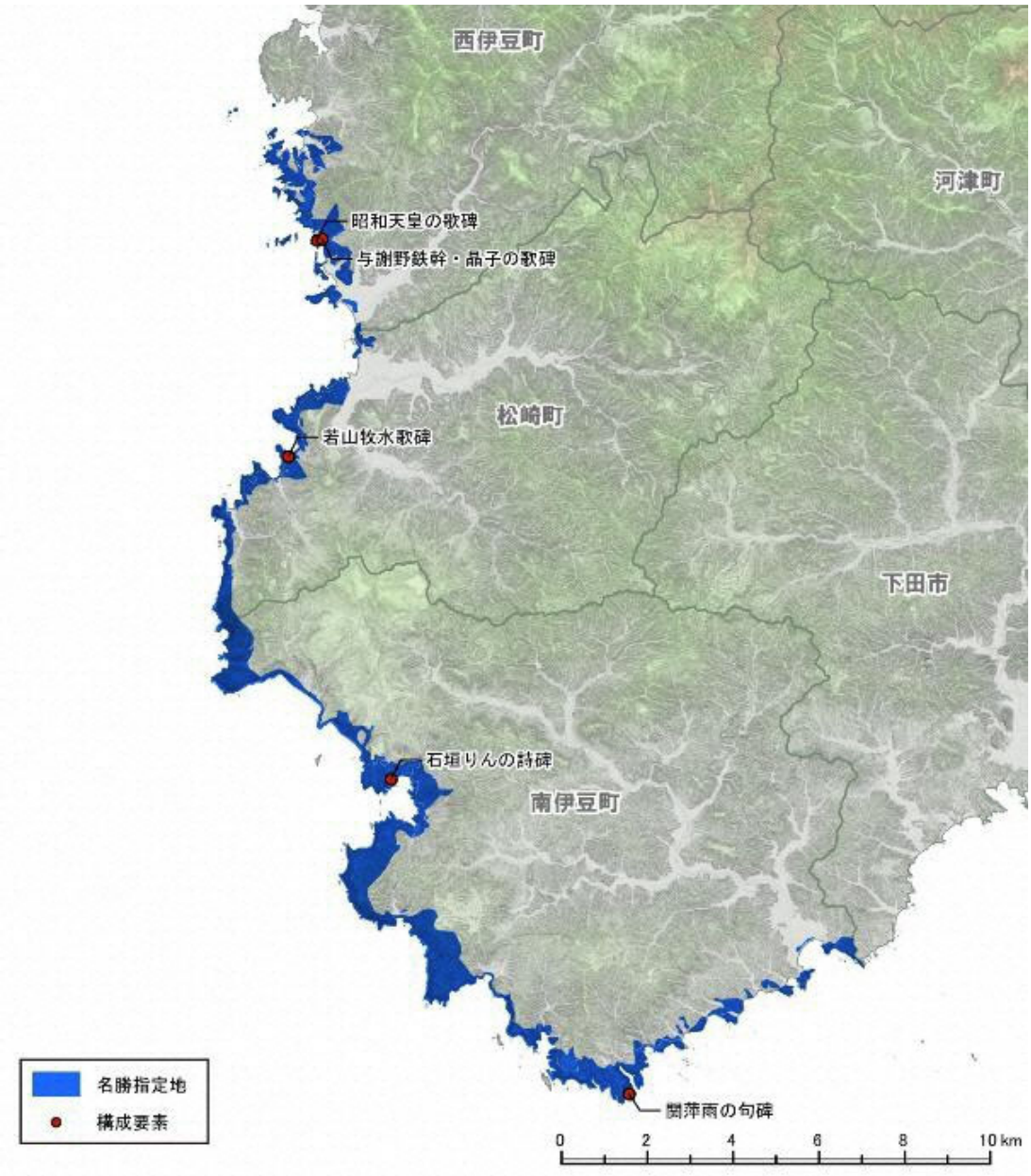


図　構成要素の分布（文学・芸術）

３　その他の構成要素

（１）保存・活用の拠点施設



安城岬ふれあい公園

名勝指定地内の拠点施設として、ビジターセンターや公園、遊歩道、駐車場、案内看板等がある。これらは名勝伊豆西南海岸の直接の価値を構成する要素ではないが、名勝の価値の公開など、活用を図る上で重要な要素である。

指定地内の安城岬ふれあい公園は、「名勝伊豆西南海岸 安城岬保存管理方針　整備活用計画」に基づき、平成18年度（2006年度）に整備された公園である。公園内には駐車場、芝生広場、イベント広場、遊歩道、トイレ、管理棟、足湯等の施設が整備されている。また、公園奥から奇岩「亀甲岩」のある岬の先端にかけて、一周約３kmの遊歩道が整備されている。

これらの拠点施設の多くは伊豆半島が観光地であるという特性上、観光利用を目的に整備されたものも多く含まれるのが特徴である。

名称・写真	構成要素の説明
三浦（さんぽ）歩道 	三浦とは、松崎温泉郷のうち３つの温泉、岩地、石部、雲見の浦の総称である。広大な駿河湾に面したこの漁村地帯は旧岩科村域にあたり、昭和40年（1965年）７月、国道に初めてバス乗り入れが実現するまで、浜を結ぶこの小道が、地域住民にとっては欠かせない生活道路であった。昭和54年（1979年）に遊歩道が完成し、途中に展望台２ヶ所と休憩舎がある。 （写真は歩道からの景観）

名称・写真	構成要素の説明
枯野公園 	仁科漁港の岬の先端にあり、公園内は遊歩道が整備され、海底火山の噴火に伴う水底土石流や、海底に流れ出した水中破砕溶岩の地層を見ることができる。
沢田公園 	仁科漁港の波静かな最奥部近くにあり、公園内には、断崖絶壁から絶景を楽しめる露天風呂（沢田公園露天風呂）もある。
ユウスゲ公園 	奥石廊の池の原にある公園で、公園内には遠路が整備され、海岸から山にかけて約１haの草原にユウスゲが群生している。 ユウスゲは、国立公園特別地域（富士箱根伊豆国立公園）の指定植物として全国的にも貴重であり、奥石廊の自然環境を体感することができる。
石廊崎オーシャンパーク 	平成25年に町が石廊崎ジャングルパーク用地の一部を、自然を満喫できる拠点として整備したもので、園内には休憩棟が所在する。施設は指定管理者制度を利用して地元の石廊崎区が管理・運営を行っている。 園路を通じて石廊崎の先端まで見学することができ、景色を楽しむことができる。休憩棟では軽食の提供やお土産販売のほか、ジオパークビジターセンターとして情報発信の拠点整備がされている。

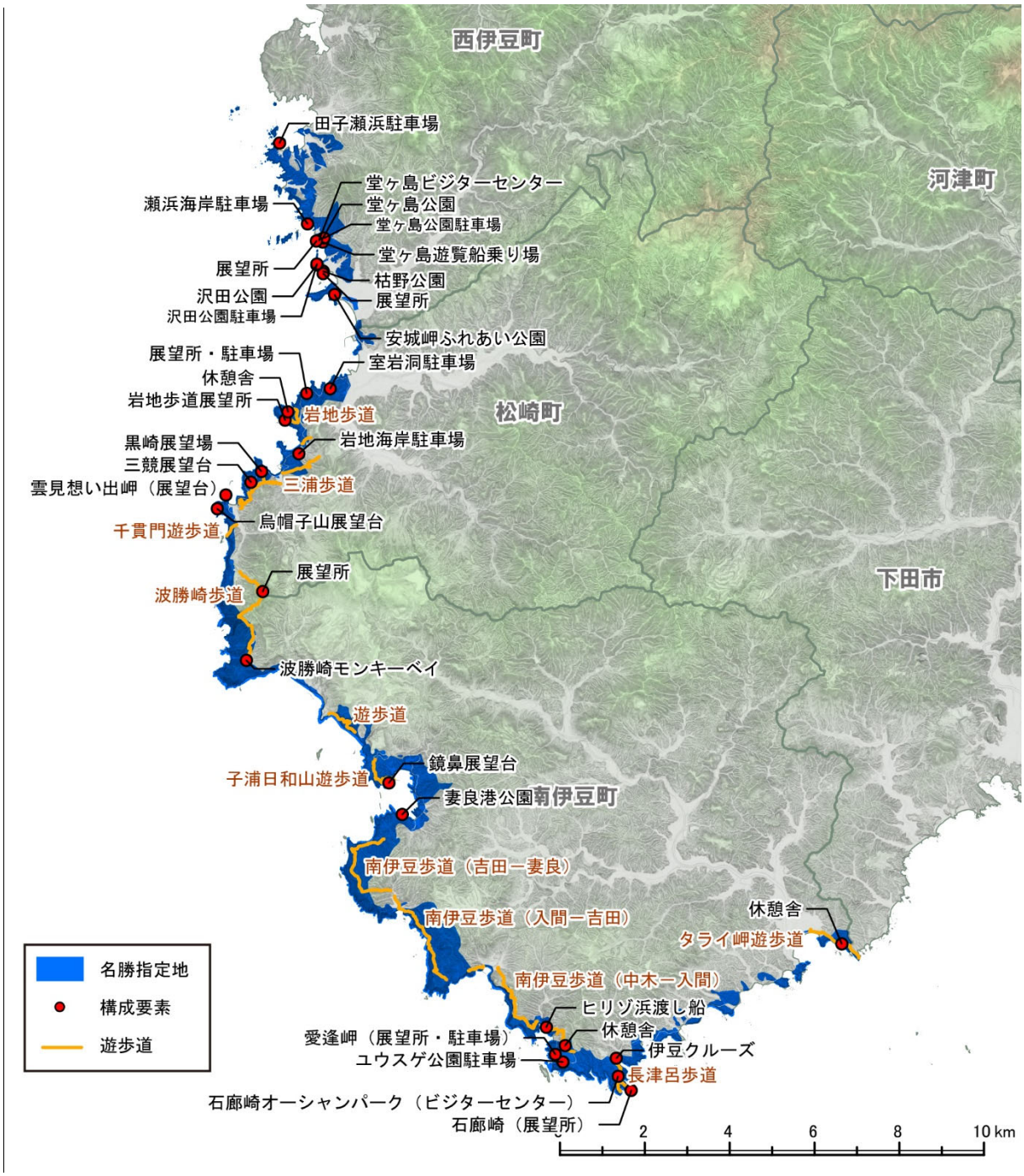


図　指定地内に立地する保存・活用の拠点施設

（２）取扱いの検討が必要な要素

現状では該当するものはないが、名勝の構成要素をき損する、あるいは風致景観を阻害する可能性のある工作物や廃屋、風水害等による倒木等については、その取扱いについて検討が必要である。

また、今後は人口減少による空き家の増加、近年の風水害の激甚化への対応、増加傾向にある再生可能エネルギー導入に伴う発電施設の設置、携帯電話基地局の設置・更新等について、今後取扱いの検討が必要な要素として挙げられる。

（３）名勝の価値に影響しない要素

名勝指定地内の集落や人家、漁業施設、農地、交通施設のほか、風致景観に影響のない工作物等があり、これらは名勝の価値にを直接損なうものではないが、地域住民の生活環境の維持と名勝の保存・活用のバランスを考慮していくべき要素として挙げられる。

第４章　現状と課題

第１節　保存（保存管理）の現状と課題

１　指定地全体の現状と課題

（１）現状

名勝伊豆西南海岸の保存管理にあたっては、昭和63年（1988年）の保存管理計画策定以降、特別地区、第１種地区、第２種地区の３地区の区域区分と取扱い基準を設定し、現状変更を適正に規制し、大規模な開発行為を抑制することで、名勝を保存し、良好な風致景観を維持してきた。他方で30年以上にわたり更新がされていなかったことから、その後の社会環境の変化や調査研究の進展に応じた見直しの必要性が生じている。

見直しにあたり考慮すべき事項については、名勝の保存管理上のリスクとなる事項は、「自然営力による改変」、「動植物の影響」、「人為的な改変」、「担い手の減少」に大別することができ、それらを構成要素ごとに分析すると、次のとおりである。

表　構成要素の概要と保存管理にあたり想定されるリスク

大分類	小分類	構成要素の概要	想定されるリスク
自然的要素	地形・地質	・複雑多様な風景を形成する堂ヶ島海岸、波勝海岸、石廊崎海岸の地形・地質 ・伊豆西南海岸の成り立ちや特徴を示す、学術的価値の高い地質・地形	・自然営力（地震・風水害等）による改変 ・インフラの整備、観光開発など人為的な改変 ・風致景観に影響する指定地外の大規模な改変
	植物	・岩石や海との調和により、優れた色彩美を生み出す植生 ・伊豆西南海岸特有の環境に育まれた貴重な植物	・自然営力（地震・風水害等）による損壊・喪失 ・松枯れ、ナラ枯れなどによる枯死 ・外来種や有害鳥獣など外的作用による淘汰
人文的要素	歴史	・名勝の価値や特徴を印象づける地域の歴史	・自然営力（地震・風水害等）による、構成要素の損壊・喪失 ・文献や記録の消失 ・生活・生業の担い手などの減少・消失
	生活・生業	・自然美との融合により文化的な風致景観を形成する集落や生業の拠点	
	伝承・信仰	・名勝への畏怖や憧憬など人々の心象を伝える伝承や信仰	
	文学・芸術	・名勝に魅了された人々の心を表現する文化・芸術作品	

近年、地球温暖化による気候変動に伴い、豪雨の頻度、強度ともに増大傾向にあり、土砂災害や冠水等、自然災害の発生が多くなっている。また、地震による災害リスクとも常に隣り合わせの状態である。伊豆西南海岸周辺は、火山灰等の軟弱な地盤は比較的少ないものの、海岸沿いには大規模な地すべり地形が散在し、急傾斜地や崖地も多く、豪雨や地

震による土砂災害に注意が必要である。また、これらの影響により名勝の構成要素が改変される可能性がある。

地震・津波や土砂災害による被害が想定される区域においては、露頭の崩落、観光施設や人家等の人工物の損壊・流亡が想定される。地震災害に対しては、静岡県内では東海地震説が発表された昭和51年（1976年）以降、全国的にも先進的で様々な防災対策が実施されており、津波に対しては防潮堤の整備なども検討されている。さらに、近年の自然災害の激甚化、南海トラフ巨大地震への防災対策として、土砂災害対策や津波対策等のハード対策が行われる可能性がある。

また、指定区域では、植物相によって形成されている独特の風致景観に影響を及ぼす可能性のある動物類としてニホンジカ、ニホンイノシシ、ニホンザルが挙げられる。近年、これらは山間部から国道沿いにまで出没することが確認されており、農業、山林における被害が深刻であることから、各町では鳥獣被害防止計画を策定し、計画的な駆除が図られている。さらに、静岡県では高標高地を除くほぼ全域で、昆虫類が媒介するマツ材線虫病によるマツ枯れ被害が確認されており、名勝を特徴づける風致景観のひとつであるマツ林についても、樹木の枯損が想定される。なお、指定地内では弓ヶ浜のマツ林が「高度公益機能森林」に指定されており、マツ枯れ対策が実施されているほか、伊豆南部ではカシノナガキクイムシの媒介によるナラ枯れ被害が確認されており、指定地内では一部にナラ枯れが見られるが、具体的な被害状況は把握されていない。


石廊崎風力発電所

他方、伊豆半島は早くから日本有数の観光地であったが、戦後になって鉄道や道路交通網の整備が進んだことで大規模な温泉地開発が行われ、観光地化や別荘地化が進んだ。特に1980年代後半から1990年代初頭のバブル期に開発が進められたことから、風致景観の保存管理が大きな課題となって、昭和63年（1988年）に保存管理計画が策定され、名勝の保存が図られてきた経緯がある。その後、指定地内の西伊豆町において安城岬の整備等実施された後は、現在では大きな観光開発の波は収まりを見せている。また、観光開発ではないが、公共インフラの整備として、松崎町内で国道136号の道路拡幅工事が実施されている。公共事業については、住民生活に寄与する部分が多く、柔軟な対応が求められるため、関係機関と連携しながら調整を図っていく。

さらに、政府のエネルギー政策の転換に伴う太陽光発電所、風力発電所の建設といった新たな開発の波が訪れている。これらは指定地内においては規制が図られているが、大規模な太陽光・風力発電所などは指定地外にあっても、指定地の風致景観に影響を及ぼす可能性がある。近年では南伊豆町沖において民間事業者による洋上風力発電事業も計画されていることから、名勝の本質的価値の保存について検討し、地域住民の意向などを考慮しつつ、調整を図っていく。

（２）課題

名勝伊豆西南海岸の自然美は長年にわたる自然営力により形成されたものであることから、自然営力により生じる改変は名勝の本質的価値を著しく損ねるものではないと考えら

れるが、その美しい風致景観は一度喪失すれば取り戻すことはできないため、可能な範囲において災害を未然に防止することが望ましい。

ニホンジカによる植生被害、ニホンイノシシによる掘り起こし等について、現時点では指定地内での影響は軽微であるが、近年生息域が拡大する傾向にあることから、対策が必要である。さらに、一部に見られる外来生物については、ボタンウキクサ等の特定外来生物は駆除する等、現在の生物多様性や生態系、農林漁業等に悪影響を与えるものについては対策が必要である。マツ枯れ対策については、これまで同様に、公益的機能が高い重要なマツ林には今後も対策が必要である。

なお、観光施策として植栽された南国系の外来種植物等については、現状で名勝指定地内での野生化は見られないが、今後も適切に管理していく必要がある。

また、伊豆縦貫自動車道の開通を背景として、あるいは、エネルギー政策、防災対策への対応等に伴う新たな開発行為も想定されるため、名勝の風致景観を損ねないよう、開発行為の制限、指定地外への誘導、規模や配色への配慮等、名勝を保存するための適正な管理が必要である。

現時点では具体的な開発計画はないが、今後指定地内において開発の可能性が高まる場合には、計画に基づき適切な制限を図るとともに、必要に応じて計画の見直しを図ることも必要である。

また、産業の衰退や施設の老朽化等により指定地内において空き家・空き店舗や老朽化した施設が発生した場合において、名勝の風致景観を損ねる恐れもあるため、注意が必要である。

２　構成要素別の現状と課題

構成要素別の保存管理に係る現状と課題は次のとおりである。

（１）名勝の本質的価値を構成する諸要素

大分類	小分類	現状	課題
自然的要素	地形・地質	・自然営力による改変（土砂災害等）により指定当時から多少の変化はみられるが、良好に保存されている。 ・ジオサイトの一部の価値と保存管理の必要性はホームページ等で紹介され、説明看板も整備されている。 ・今後の来訪者の増加によっては観光向けの整備の需要も見込まれる。	・自然による変化を許容しつつも、現状の記録・保存も必要である。 また、本質的価値を阻害しないよう、風致景観の維持も必要である。 ・ジオサイトへの来訪者増加により、観光需要の増加が見込まれるため、名勝の保存との調整が必要である。
	植物	・自然植生の松林は全体的に減少傾向にあり、一部では松枯れもみられる。クロマツ周辺の自然植生は管理されていない。 ・自然植生の多くは管理不十分となり、荒廃、病害、枯死が見られる。周辺では鳥獣被害が拡大している。 ・枯死等の状況については、詳細調査は実施されていない。	・マツ枯れ被害の発生している箇所について、調査や防除が必要である。 松林の風致景観を阻害する樹木について取扱いの検討が必要である。 ・風致景観の形成に寄与する植生や貴重な植物の保全するため、病害や鳥獣被害等の想定される被害に対して、維持管理と対策を検討していく。 ・天然記念物は、樹木医等による定期的な検査が望ましい。

大分類	小分類	現状	課題
人文的要素	歴史	・室岩洞は観光拠点として整備されているが、ジオパークの設置した案内板により保存管理のための情報が発信されている。 ・その他の歴史的要素の保存管理に向けた取組みは未実施である。	・遊歩道周辺の石丁場や灯台跡等について、保存管理に向けた取組みが必要である。
	生活・生業	・漁業に関わる風景などは貴重な風致景観として認識されつつあるが、漁業も含む一次産業や観光の衰退が顕著である。	・産業施策と連携しつつ、漁村風景の継承に向けた取組みが必要である。
	伝承・信仰	・情報の集約、記録保存、発信が不十分である。	・情報の集約やデジタル化など、記録保存の取組みが必要である。 ・名勝の価値として認識されていないため、情報発信が必要である。
	文学・芸術	・情報の集約、記録保存、発信が不十分である。	・情報の集約やデジタル化など、記録保存の取組みが必要である。 ・名勝の価値として認識されていないため、情報発信が必要である。

（２）その他の諸要素

分類	要素の概要	現状	課題
名勝の保存・活用のための施設等	拠点施設	・名勝の保存を目的とした拠点施設はなく、情報発信も不十分である。	・既存の観光施設等と連携し保存に向けた情報発信が必要である。
	利用施設		
	便益施設		
その他の諸要素	取扱いの検討が必要な要素	・名勝指定地内の看板等概ね良好に管理できている。 ・指定地内周辺では特定外来生物等が確認される。	・老朽化した看板等については、名勝の保存・活用の観点から所有者や設置者と調整し、撤去や更新を量ることが望ましい。 ・指定地内の特定外来生物等は、在来種に悪影響を及ぼす可能性があるため、対策が必要である。
	名勝の価値に影響しない要素	・現状維持とするが、新設や更新にあたっては名勝への影響がないか確認を行っている。	・地域住民の生活と名勝の保存・活用のバランスについて考慮した上で、今後も適切に管理していく必要がある。

第２節　活用（公開活用）の現状と課題

１　指定地全体の現状と課題

（１）現状

伊豆西南海岸の自然環境はその美しい風致景観から海面利用や温泉観光等と複合的に観光資源として活用される事例が多くみられる。指定地周辺の海岸沿いには飲食、レジャー、観光施設等が多く存在し、また、湾や入り江となっている箇所の多くは漁村集落として、民家や宿泊施設などが整備されている。

さらに、伊豆半島ジオパークのユネスコ世界ジオパークの認定に先立って調査研究がなされ、地形の成り立ちや地質構成についての知見が深まっている。また、地域の学校教育

においても学習テキストが作成され、一般向けにもガイドの育成や検定試験の実施などの取組みが進められている。

近年では伊豆西南海岸の豊かな自然環境や農村・漁村の風致景観について、その価値が再認識され、地域の自然と文化、人々との交流を目的としたグリーン・ツーリズムの取組みも盛んになってきている。また、クルージング、シーカヤック、シュノーケリング等の海上利用、ウォーキング、サイクリング、ツーリング等の陸上利用も積極的に行われている。特にサイクリングについては伊豆半島一周サイクリングルートとして周遊環境が整備され、サイクルラックバスの運行やバイシクルピットの整備等が進められており、観光分野の情報発信の現状としては、各町や観光協会、伊豆半島ジオパーク推進協議会のホームページ、SNS、地元メディアによる発信、地域の道の駅やビジターセンター等、多様なツールにより発信が図られている。

他方で、名勝における文化財としての価値については、情報発信や活用が不十分である。伊豆西南海岸の名勝としての認知度は高いとはいえず、情報発信の大部分が観光名所やジオパークに付随した情報発信にとどまっており、名勝地であることが紹介されても、その本質的価値については発信されていない。

さらに指定地やその周辺を含め、３町では人口減少・少子高齢化が深刻化しており、名勝の活用の担い手確保が困難な状況にある。

（２）課題

伊豆西南海岸のジオパークとして地質学的価値についての教育・啓発活動が盛んである一方、歴史的価値などを含めた名勝としての活用が十分ではないことから、名勝の構成要素の適切な保存のもと、積極的に文化財としての情報を発信していく必要がある。その際には、ジオパークの取組みとの適切な連携も必要である。環境教育やジオガイド等と連携し、これまでの温泉観光やジオサイト等を中心とした情報発信に加え、名勝の価値を発信する、地域の人材育成に注力していく必要がある。また、指定地内の歴史的資源など、現時点で情報の整理が不十分な要素については、活用に向けた調査研究も必要である。

また、伊豆西南海岸は地域生活に密着しているがゆえに、名勝としての活用よりも、観光資源としての活用が主である。そのため、名勝としての価値付けについて、地域ブランディングによる地域活性化を図るなどその活用の幅を広げていくことが必要である。また、多様な主体により進められている取組みを整理し、連携を図ることで、効果的な活用を図ることが必要である。

一方、近年のキャンプブームにより、良好な景観を楽しみながらのキャンプが人気となっているが、火災の発生による名勝としての価値の亡失が懸念されるため、火気使用に関する意識啓発も欠かせず、必要に応じてガイドライン等の作成も視野に入れる必要がある。

名勝の保存・活用の担い手を確保するにあたっては、定住者の確保等のまちづくりと連携した取組みが必要である。

２　構成要素別の現状と課題

構成要素別の活用に係る現状と課題は次のとおりである。

（１）名勝の本質的価値を構成する諸要素

大分類	小分類	現状	課題
自然的要素	地形・地質	・堂ヶ島（天窓洞）、波勝崎、石廊崎それぞれが観光地として整備され活用が図られている。 ・ジオサイトの一部はホームページ等で紹介され、観光・教育に活用されている。	・名勝としての一体的な活用が不十分であることから、名勝としての情報発信や連携した取組が必要である。
	植物	・急傾斜地に位置するものがほとんどであることから、立ち入りは困難である。 ・弓ヶ浜のクロマツ林は、観光地の景観形成にも寄与している。 ・貴重な植物の見られる場所は遊歩道等として活用されている。 ・ジオパークの生態サイトとなった一部の場所は観光・教育に活用されている。	・保存すべき箇所と活用を図る箇所を区分し、活用を進めていく必要がある。
人文的要素	歴史	・観光、学習等に活用されている。 ・車や徒歩での来訪が可能な箇所の多くは観光地として活用されている。 ・室岩洞などジオパークの文化サイトとなった一部の場所は観光・教育に活用されている。	・名勝としての活用との連携が必要である。 ・地域の歴史教育や観光等、活用の可能性を検討していく。
	生活・生業	・漁村、農村の風致景観は観光資源としても着目され、グリーン・ツーリズム等の取組が進められている。	・産業振興と連携しつつ、観光活用に向けた取組が必要である。
	伝承・信仰	・主に観光資源としてホームページ等で情報が公開されている。 ・ジオパークの文化サイトとなった一部の場所は観光・教育に活用されている。	・観光、教育施策等と連携した活用の取組みが必要である。
	文学・芸術	・主に観光資源としてホームページ等で情報が公開されている。	・観光施策等と連携した活用の取組が必要である。

（２）その他の諸要素

分類	要素の概要	現状	課題
名勝の保存・活用のための施設等	拠点施設	・観光活用を目的とした拠点施設や案内看板や、天窓洞など個別の文化財を説明する案内はあるが、名勝としての活用を目的とした案内が不足している。 ・堂ヶ島（天窓洞）、波勝崎、石廊崎それぞれが観光地として整備され活用が図られている。	・文化財としての活用を促すための案内の拡充を図る必要がある。 ・危険箇所の把握、周知など活用に向けた情報発信が必要である。
	利用施設		
	便益施設		
その他の諸要素	取扱いの検討が必要な要素	・遊歩道で倒木が把握された場合等には適切に撤去されている。 ・ジオサイト等の一部では落石や滑落等の危険箇所がみられる。	・危険箇所について、活用に向けた安全対策の検討や注意喚起が必要である。
	名勝の価値に影響しない要素	・急傾斜地に位置するものがほとんどであることから、立ち入りは困難である。	・名勝の価値に影響しない範囲での、住民生活上必要な活用を許可していく必要がある。

第３節　整備の現状と課題

１　指定地全体の現状と課題

（１）現状

名勝指定地内における整備の現状は、これまで観光地としての活用を中心とした整備が中心であった。これらは整備以降相当年数が経過し、老朽化が進んでいるものもみられるが、観光遊歩道などは安全対策のため定期的に更新が図られている。

また、近年では伊豆半島ジオパークの認定に伴い、ジオサイト等の説明看板や案内看板等が整備されている。

さらに、情報発信の拠点として、各町の観光案内所やジオパークのビジターセンターが整備されている。

加えて、松崎町内において、国道136号の道路拡幅工事が実施されており、大規模な現状変更が行われている。

（２）課題

指定地内の整備に共通する事項として、そのほとんどが観光目的や公共インフラに関する整備であり、名勝の文化財としての保存・活用を目指して整備されたものではないことに留意が必要である。そのため、今後はジオパークの取組みや観光施策と連携した名勝の保存・活用を目的とした案内の整備や、情報発信を推進していく必要がある。

２　構成要素別の現状と課題

構成要素別の整備に係る現状と課題は次のとおりである。

（１）名勝の本質的価値を構成する諸要素

大分類	小分類	現状	課題
自然的要素	地形・地質	・堂ヶ島（天窓洞）、波勝崎、石廊崎それぞれが観光地として拠点整備されている。一方で名勝としての案内が不足している。 ・ジオサイトの情報発信、現地の説明看板等が整備され、観光、学習等に活用されている。 ・西伊豆町・松崎町・南伊豆町のそれぞれがジオパークのビジターセンターを設置・運営している。	・必要に応じて名勝の保存・活用のための看板整備等を検討する。
	植物	・クロマツ林は遊歩道等が整備されているものを除き急傾斜地等に位置していることから、整備は実施されていない。 ・弓ヶ浜のクロマツ林は観光地として下草刈り等の管理が実施されている。 ・斜面の風衝林や内陸部の広葉樹林は、とくに整備は実施されていない。 ・貴重な植物の自生地などでは遊歩道などが整備されている。 ・天然記念物は、管理者による維持管理が実施されている。	・松林については、必要な整備を検討する必要がある。 ・管理不十分な植生について、名勝の保存・活用のために適正な維持管理を進めていく必要がある。 ・風致景観の形成や、落枝・倒木等からの安全性の確保に必要な整備を継続する。

大分類	小分類	現状	課題
		・ジオパークの生態サイトとなった一部の場所には説明看板が整備されている。	
人文的要素	歴史	・室岩洞は観光・ジオパークの拠点として駐車場や歩道、照明が整備されているが、その他の構成要素周辺は未整備である。 ・室岩洞などのジオパークの文化サイトとなった一部の場所には説明看板が整備されている。	・未整備の構成要素について、その取扱いと整備について検討する必要がある。
	生活・生業	・生活・生業の拠点は主に住民生活あるいは生業のために必要な整備がされている。	・今後も構成要素の風致景観を維持していくため、まちづくりや産業振興施策との連携が必要である。
	伝承・信仰	・指定地内の島しょや奇岩の呼称として伝わっているが、伝承などは古い文献や町のホームページ等で若干紹介されるに留まっている。 ・ジオパークの文化サイトとなった一部の場所には説明看板が整備されている。	・情報発信が不足しているため、検討が必要である。
	文学・芸術	・主に観光施策として個々に取組みが進められている。	・情報発信が不足しているため、検討が必要である。

（２）その他の諸要素

分類	要素の概要	現状	課題
名勝の保存・活用のための施設等	拠点施設	・観光や公益、ジオパークの周知・活用のための施設が整備されているが、名勝としての保存・活用を目的とした施設は整備されていない。	・名勝の保存・活用を目的とした施設が不足しているため、拠点の確保が必要である。
	利用施設		
	便益施設		
その他の諸要素	取扱いの検討が必要な要素	・指定地内では風致景観を阻害する施設等は見られない。 ・ジオサイト等や急傾斜の海岸線などでは落石等の危険箇所がみられる。	・危険箇所など名勝の活用を図る上で障害となるものについて、名勝の保存を前提に個別に扱いについて検討が必要である。
	名勝の価値に影響しない要素	・名勝の本質的価値に影響のない範囲で、住民の生活上やむを得ない現状変更等については制限していない。	・今後も適切に管理していく必要がある。

第４節　運営・体制の現状と課題

伊豆西南海岸は、３町にまたがる名勝であり、延長約40㎞と指定範囲も広域となっている。この広範囲の伊豆西南海岸を適切に保存・活用していくには、実施主体がそれぞれの役割を認識し、関係機関、関係団体等との連携が欠かせない。本節においては、管理団体における現状と課題、関係機関、関係団体等との連携における現状と課題について、以下に記す。

１　管理団体における現状と課題

（１）現状

名勝を含む文化財行政は、３町の教育委員会が主管している。３町とも、一般行政職員１名が業務を担当しており、文化財専門職員はいない。また、社会教育業務全般との兼務であり、文化財事務に時間が取れないことも多くある。

平成30年の文化財保護法の改正により、町長部局へ文化財事務を移管できることとなったが、現時点では３町とも移管の予定はない。

さらに、イベント等の実施やジオパークの推進はまちづくり・観光部門が行い、それぞれ担当する業務範囲が広く、密な連携・調整を図ることが困難となっている。

（２）課題

現状でも述べたように、３町の業務担当者は、一般行政職の職員であり、伊豆西南海岸の保存や活用について、異動等により、担当レベルによる認識に違いが生じる恐れがある。

活用の部分は、主にまちづくり・観光部門が担っているところもあり、保存・活用の考え方について、相違することも想定されるため、今後とも庁内の連携・調整が必要になると考えられる。

２　関係機関、関係団体等との連携における現状と課題

（１）現状

名勝の保存・活用にあたっては、関係機関との情報共有の場として、静岡県名勝伊豆西南海岸保存管理連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を開催している。

連絡協議会は３町教育委員会が１年ごとに事務を担当し、年に１回程度会議を開催している。ただ、昨今は感染症等の影響により、開催できていない。連絡協議会では、指定範囲の確認、現状変更に係る注意点等を主な議題として取り上げ、担当者間の認識の共有を図っている。

（２）課題

これまで、連絡協議会では、状況報告や現状変更の注意点等の事務局側の説明が多く、今後の活用について触れられる機会が少なかった。また、法令の事務手続きに関する説明を行う場合、年度当初での開催が望ましいが、異動してすぐの担当者であると、法令の理解が浅いため、開催時期についても、検討が必要となる。

また、連絡協議会の構成団体についても、観光振興、ジオパーク推進、教育活動等による今後の活用を踏まえて、改めて検討を行い、合わせて、静岡県名勝伊豆西南海岸保存管理連絡協議会設置要綱について、管理から活用を踏まえた要綱に改正する必要があると考えられる。

静岡県名勝伊豆西南海岸保存管理連絡協議会設置要綱

（名称）
第１条　この会は、静岡県名勝伊豆西南海岸保存管理連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)という。

（目的）
第２条　この協議会は、「名勝伊豆西南海岸保存管理計画」に基づき、適切な保存管理に関わる情報の収集・整理を行うことを目的とする。

（所掌事務）
第３条　連絡協議会は、次の事項を所掌する。
(1)名勝伊豆西南海岸の保存管理に係る情報の交換
(2)名勝伊豆西南海岸の整備・活用に係る情報の交換

（組織）
第４条　連絡協議会は、別表に掲げる関係機関代表をもって構成する。
２　連絡協議会の座長は、名勝伊豆西南海岸の管理団体である３町教育委員会担当課長が１年交代で務める。
３　座長が必要と認めるときは、連絡協議会に新たな構成員を加えることができる。

（会議）
第５条　連絡協議会の会議(以下「会議」という)は、年一回以上開催する。
２　座長が必要と認めるときは、連絡協議会の構成員以外の者を会議に参加させ、又は構成員以外の者に意見を求めることができる。

（庶務）
第６条　座長を務める町の教育委員会がその年度の庶務を行う。
２　静岡県教育委員会文文化財保護課は、必要に応じて庶務を補助する。

附　則
この要綱は、平成27年１月20日から施行する。

別表（関係機関）

	組織
1	環境省関東地方環境事務所下田自然保護官事務所
2	静岡県くらし・環境部環境局自然保護課
3	静岡県交通基盤部下田土木事務所
4	静岡県交通基盤部下田土木事務所松崎支所
5	静岡県経済産業部賀茂農林事務所
6	静岡県文化・観光部文化局文化財課
7	南伊豆町商工観光課
8	南伊豆町地域整備課
9	南伊豆町教育委員会
10	南伊豆町観光協会
11	松崎町生活環境課
12	松崎町産業建設課
13	松崎町企画観光課
14	松崎町教育委員会
15	松崎町観光協会
16	西伊豆町まちづくり課
17	西伊豆町産業建設課
18	西伊豆町教育委員会
19	西伊豆町観光協会

第５章　保存・活用の理念と基本方針

第１節　保存・活用の理念

大地の衝突により生まれた雄大な自然美と
環境に育まれた文化が共生する海岸線の
優れた風致景観を未来に繋ぎ世界へ発信する

伊豆西南海岸は、その海岸線の有する地形および地質的価値と優れた風致景観の価値が広く認識され、地球の自然美を感じることができることから、観光地として広く知られている。また、そこに営まれる人々の生活は、漁業や農業、温泉資源等にみられるように人と自然の共生により成り立っており、地域には伊豆西南海岸を大切にする気持ちが根付いている。それは「多くの人々に実際に訪れてもらい、伊豆西南海岸の素晴らしさを体験し、何度でもこの地に訪れてほしい」という思いが、住民の思いやりやもてなしの心にも表れている。

本計画は、こうした状況を踏まえ、伊豆西南海岸におけるかけがえのない価値の顕在化と継承を図るとともに、地域住民における郷土への愛着と誇りを一層醸成し、より魅力的な場所とすることで、観光等多面的な活用を地域一体となって進めていくことを目標とする。

第２節　基本方針

１　保存に関する基本方針

・名勝としての本質的価値とそれを構成する要素の周知により、名勝としての価値認識の向上を図り、保存に向けた活動を促す。
・改変リスクの把握と取扱い基準の適切な運用により、名勝の風致景観の維持を図る。

２　活用に関する基本方針

・本質的価値の再認識により、未活用の構成要素も含め、その積極的な活用の促進を図る。
・教育、産業、観光、まちづくりのほか学術研究分野等との連携のもと名勝を活用し、総合的な地域活性化を図る。

３　整備に関する基本方針

・名勝指定を示す案内の整備により、名勝指定の周知と保存への意識啓発を図る。
・観光事業等との連携により、名勝の風致景観の維持と地域活性化に資する整備を推進する。

４　運営に関する基本方針

・管理団体の連携強化により、名勝の確実な保存を図る。
・名勝を取り巻く各団体との情報共有と調整により、効果的な名勝の保存・活用を図る。

第６章　保存（保存管理）

第１節　保存管理の方向性

伊豆西南海岸は広大な範囲に多様な構成要素が存在する名勝である。これらは長い時間をかけて自然営力とそれに起因する環境要因に育まれてきた人々の活動によって形づくられたかけがえのない国民共有の財産であることから、適切な保存管理を実施していくことが重要である。

保存管理にあたって、ここでは、自然災害や動植物の影響、人為的改変など、名勝の構成要素の改変要因となりうる事象について把握し、その対応について方向性を示すこととする。

なお、この方向性の検討にあたっては、名勝そのものが地域住民の生活やまちづくりにとって重要な資源であることから、地域の生活や名勝の本質的価値を示すための活用を踏まえたものとする。

・自然営力により生じる改変は、名勝の自然的な価値を著しく損ねるものではないが、人文的な構成要素の保存や安全面等を考慮し、できる限り災害を未然に防止していく。
・ニホンジカやニホンイノシシ、ニホンザルの生息域が拡大傾向にあることから、植生への悪影響や指定地内の掘り起こし等を防止するため、その動向について農林部局等との連携により注視していく。
・外来生物のうち、名勝の構成要素に悪影響を与える可能性のあるものについて対策を検討する。
・人為的な開発行為については、その公益性や代替地確保の可能性等についても考慮した上で、名勝の風致景観を損ねないよう、保存に向けた適切な対応を実施していく。
・名勝の風致景観を損ねるおそれのある空き家・空き店舗や老朽化した施設が発生した場合には、関係部署との連携の上で対策を進めていく。

第２節　保存管理の方法

保存管理に係る現状と課題を踏まえ、保存の具体的手法については、諸要素ごとに整理し、次のとおりとする。なお、適切な保存管理のために、指定地内における看板や建造物、伐採等の現状変更は、本章第３節に示す区域別の取扱い基準に準ずるものとし、名勝の価値を妨げないものを条件とする。

1　名勝の本質的価値を構成する諸要素

大分類	小分類	構成要素の概要	方法の概要
自然的要素	地形・地質	・複雑多様な風景を形成する堂ヶ島海岸、波勝海岸、石廊崎海岸の地形・地質 ・伊豆西南海岸の成り立ちや特徴を示す、学術的価値の高い地質・地形	・地震や風水害等により地形の改変等については基本的には自然営力による改変として許容するが、防災・減災の観点から対策が必要な場合は、関係機関（文化庁、静岡県）と相談しながら対応を検討する。 ・当該地域および周辺地域において、発電所等の人為的開発、観光目的等の現状変更等が想定されることから、名勝指定地内からの風致景観に十分配慮して設置することとする。
	植物	・岩石や海との調和により、優れた色彩美を生み出す植生 ・伊豆西南海岸特有の環境に育まれた貴重な植物	・動植物相の保存のため、在来種に悪影響を及ぼす恐れのある外来種等について発見した場合は、関係部署と連携し、適切な取扱いに努める。 ・外来生物において野生化、繁殖が顕著な場合は関連部署と連携した防除を促進し、健全な環境再生に取り組む。 ・松枯れやナラ枯れに対応するため、ガイドライン等を参考に、関係部署と連携しながら対策を講じていく。
人文的要素	歴史	・名勝の価値や特徴を印象づける地域の歴史	・観光地やジオサイトとして活用される室岩洞のほか、遊歩道周辺の石丁場や灯台跡等を適切に保存していく。
	生活・生業	・自然美との融合により文化的な風致景観を形成する集落や生業の拠点	・災害から人命を守るための津波対策の防潮堤や避難タワーの建設、避難用看板の整備等が想定されるため、風致景観への影響について、関係機関（文化庁、静岡県）と相談しながら、適切な取扱いを求める。
	伝承・信仰	・名勝への畏怖や憧憬など人々の心象を伝える伝承や信仰	・文献のデジタル化などによる、記録の保存を推進する。 ・名勝の価値の一部として、観光部局等と連携し情報発信を進めていく。
	文学・芸術	・名勝の魅力を表現する文学・芸術作品	・資料のデジタル化などにより、記録の保存を推進する。 ・名勝の価値の一部として、観光部局等と連携し情報発信を進めていく。

2　その他の諸要素

大分類	小分類	構成要素の概要	方法の概要
名勝の保存・活用のための施設等	拠点施設	・ビジターセンターや公園	・既存の観光施設等と連携し、案内看板の整備など保存に資する情報発信を進めていく。
	利用施設	・遊歩道、展望所、案内看板	
	便益施設	・駐車場、トイレ等	
その他の諸要素	取扱いの検討が必要な要素	・風致景観を阻害する植生、工作物、危険箇所など	・老朽化した看板等の撤去や更新を適宜進めていく。 ・名勝の価値を損ねるおそれのある外来生物等が確認された場合には関係部署と連携し、適切な取扱いに努める。

	名勝の価値に影響しない要素	・上記以外の名勝の価値に影響のない工作物など	・住宅や私有地内の構造物の維持管理、植物の間伐・伐採等、住民生活の維持に必要な現状変更については、名勝の本質的価値への影響に配慮しつつ、基準に基づき適切に処理する。

なお、指定地周辺地域において発電所や観光施設等の大規模な現状変更等が想定される場合には、名勝指定地内からの風致景観について関係機関と相談し、その影響が大きいと判断される場合には必要に応じて規模や位置、配色の変更等の適切な取扱いに資する対応を求めることとする。

第３節　保存管理区分と取扱い基準

１　名勝の保存管理区分

（１）保存管理区分の設定方針

指定地内の本質的価値を恒久的に保存するため、既存の保存管理計画にて設定された特別地区（Ａ地区）・第１種地区（Ｂ地区）・第２種地区（Ｃ地区）の３地区と取扱い基準について、現況の土地利用を踏まえ、その範囲の一部について見直しを行い、設定するものとする。

ア　特別地区（Ａ地区）

名勝、文化財としての価値が極めて高く、厳しい保存、管理対策がとられなければならない地域として設定する。

イ　第１種地区（Ｂ地区）

Ｂ地区は、Ａ地区の周辺に展開する優れた風致景観を有し、適切な保存、管理対策がとられなければならない地域として設定する。ただし、現状変更等にあたっては、住民の生活の場に深くかかわりを持つことから、地域社会の振興と発展に配慮して、そのバランスを確保して取扱うものとする。

ウ　第２種地区（Ｃ地区）

Ｃ地区は、地域住民の生活の場であり、全体的な調和を図る調整が行われなければならない地域として設定する。現状変更にあたっては、隣接する指定外の地域の状況を踏まえ、その風致景観全体が名勝の本質的価値それ自体を損なうことがないように配慮して行われるものとして、取扱うものとする。

（２）対象区域の区分

指定管理団体である３町においては、保存管理区分の方針に従い、その区域を図示するとともに設定した区域に対して、それぞれの現状変更等の取扱い基準を示し、保存管理の平準化を図り、適正化を期するものとする。また、必要に応じて、関係機関（文化庁、静岡県）の指導・助言を求めるものとする。

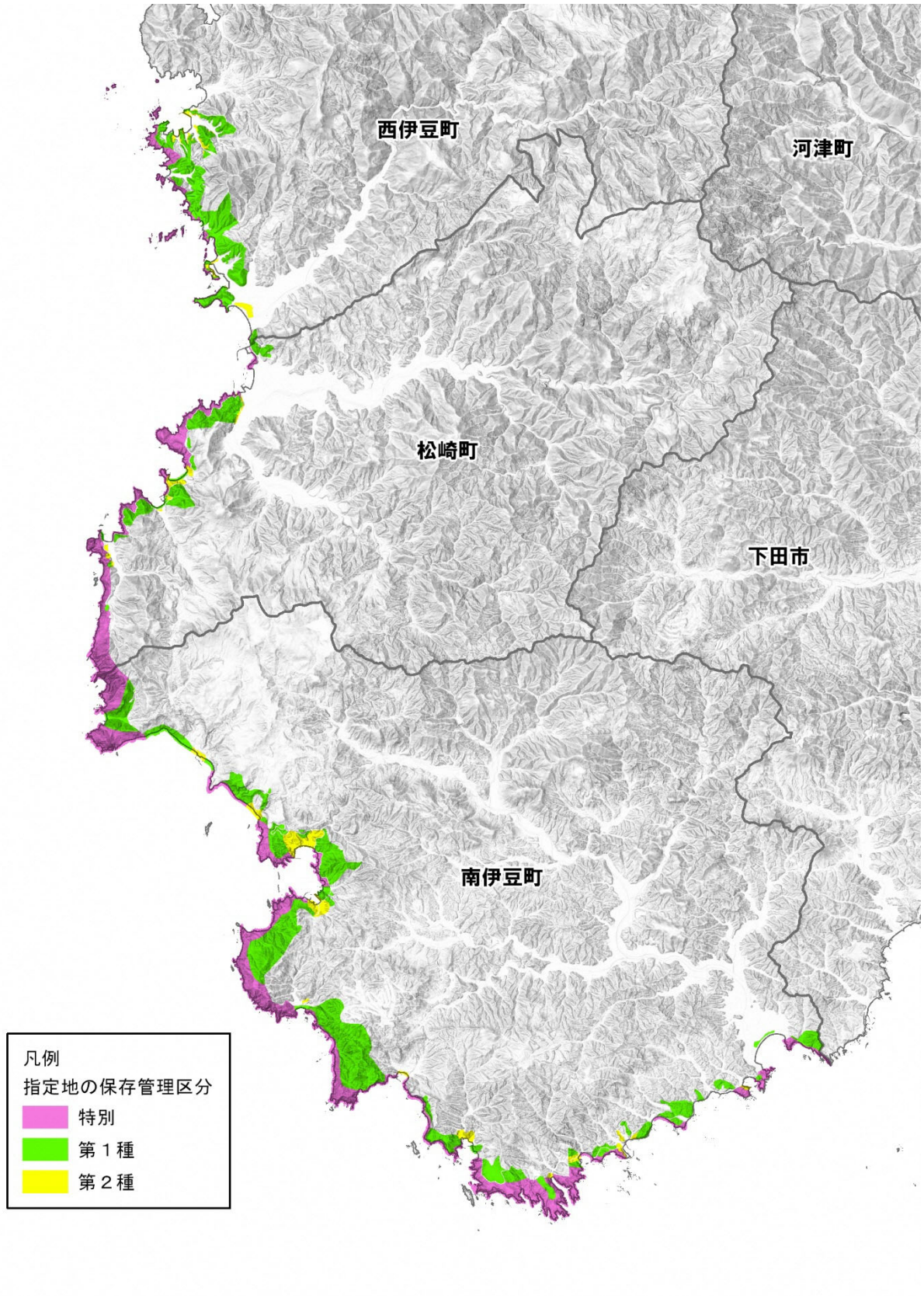


図　保存管理区分の区域図

ア　特別地区（Ａ地区）

名勝としての価値が極めて高く、厳しい保存管理の対策がとられなければならない地域である。したがって、次のような行為は原則として認めないこととする。ただし、既存建物、工作物の既存規模以内の改築及び公益福祉上欠くことのできないもので他の地区では意義を失うものを除く。

① 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を新築、増築、改築（既存規模を超えるもの。）、移築し、又は色彩の変更をすること。

② 地域住民の生活に欠くことのできない道路（以下「生活道路」という。）、又は遊歩道以外の道路を敷設すること。

③ 漁船の係留等に欠くことのできない最小限の漁港施設以外の施設を設置し、防災以外の目的による護岸を設置すること、又は岩礁、海岸線等の地形を破壊又は損傷し風致景観に影響を与えること。

④ 鉱物を採掘し、若しくは土、砂、岩石を採取すること。又は鉱物、土、砂、岩石、塵芥等を投棄すること。

⑤ 水（海）面を埋め立て、又は干拓すること。

⑥ 宅地の造成又は土地の開墾、その他土地の形状を変更すること。

⑦ 広告物その他これに類するもの（以下「広告物等」という。）を掲出し、又は広告物等に表示すること。

⑧ その他名勝としての価値及び風致景観の保持に支障をきたす行為をすること。

イ　第１種地区（Ｂ地区）

Ｂ地区は、Ａ地区の周辺に展開する優れた風致景観を有し、適切な保存管理の対策がとられなければならない地域である。ただし、当該地域は住民の生活の場に深くかかわりを持つため、地域社会の振興と発展に配慮する必要がある。したがって、原則として次のような行為は認めないこととする。ただし、公益福祉上欠くことのできないもので他の地域では意義を失うものを除く。

① 建築物等の新築、増築、改築、移築等について。

（ア）自然相がよく保たれている地域におけるもの。

（イ）位置、規模、構造、外装、色彩等が自然景観に調和しないもの。

② 船舶の係留等に欠くことのできない係留施設以外の施設を設置すること、又は岩礁、海岸線の地形を破壊又は損傷し風致景観に影響を与えること。

③ 鉱物を採掘し、若しくは土、砂、岩石を採取すること。又は鉱物、土、砂、岩石、塵芥等を投棄すること。

④ 水（海）面を埋め立て、又は干拓すること。

⑤ 広告物等の設置について

「伊豆半島における野外広告物の設置ルールの見直し(静岡県交通基盤部)」において設定された伊豆西南海岸広告景観保全地区の基準を満たさない広告等。ただし、これを満たしていても次の各号に該当するもの。

（ア）色彩等が周囲の風致景観と調和しないもの。

（イ）設置の場所、表示面の大きさ等が風致景観の展望を妨げるもの。

⑥　その他名勝としての価値及び風致景観の保持に支障をきたす行為をすること。

ウ　第２種地区（Ｃ地区）

Ｃ地区は、地域住民の生活の場であり、全体的な調和を図られなければならない地域である。したがって、原則として名勝としての価値及び風致景観の保持に著しく支障をきたす行為は認めないこととする。

２　取扱い基準の設定と運用上の留意点

（１）保存管理区分と取扱い基準は、条例、規則等の規制ではなく、行政指導上の目安として運用されるべきものである。

（２）この基準に基づき、３町は、保存並びに保存管理体制の徹底と適正化を期する。

（３）国および地方公共団体の総合開発計画等に基づく現状変更等に限っては、弾力的な適用、運用に配慮する必要がある。

（４）非常災害のための応急措置については、必要に応じて関係機関（文化庁、静岡県）の指導・助言を求めるものとする。

（５）管理団体である３町においては、指定地内の住民および関係者に、指定地の保存並びに保存管理と取扱い基準の趣旨、内容に対する理解が徹底するよう努める。

第７章　活用

第１節　活用の方向性

伊豆西南海岸の本質的価値である自然環境を保存しながら活用し、歴史的背景を含めた名勝としての価値を活用するために、自然や地形地質に加え、歴史・文化についての情報発信も積極的に行う。また、名勝伊豆西南海岸の気候風土に触れ、地域文化を体感することにより、この土地の文化の発見・理解する楽しさを提供することで、観光、まちづくり、地域振興に結び付ける。

名勝の指定当初からの本質的価値である地形地質に対する地域住民の理解と共感を得て、郷土への愛着と誇りを醸成するために普及啓発を推進し、教育分野での活用を実施する。

また地域活性化に資する活用として豊かな自然環境の中で育まれ、風致景観に趣きを添える人々の営みが表出した歴史や文化など多面的な情報を提供して、ジオパークや観光分野と連携した活用を推進していくものとする。

第２節　活用の方法

１　普及啓発活動

３町において、伊豆西南海岸に関するホームページの内容充実や、町の広報誌やSNS（ソーシャルネットワークサービス）による情報発信のほか、生涯学習施設や図書館等を利用した企画展示による情報発信を図る。

また、小中学校において、ジオパークと連携した学習活動の展開や、紹介冊子などの啓発アイテムを製作し、普及・啓発を図る。

さらに、各種講座や研修会等の機会を利用して、伊豆西南海岸に関する学習会・説明会を開催し、町民等へのさらなる理解と協力を得るための取り組みを行う。

２　公開

伊豆西南海岸への来訪者が名称の価値に共感し、「また来たい」と思えるような環境を整備するため、３町に存在する指定・登録を受けた文化財も含めた、一体的な活用を図っていく。

３町には、文化財の指定・登録件数は、現在120件だが、指定等に値する文化財も数多く存在している。加えて、近年はジオパークの推進活動に伴うジオサイトの調査も盛んに行われており、文化財としての価値が新たに生まれてくる可能性も考えられる。

今後は、これらの地域資源を積極的に保護していくため、各分野の調査成果を総合的に把握し、将来の世代へと確実に継承するための方策として、文化財保護法や県及び町条例等に基づき、文化財指定までを含めた、適切な保存・活用を推進していく。また、個別の保護だけでなく、３町全体として価値を高めるようなストーリー性を有した保護の在り方を、検討していく。

３　人材育成

地域の文化財を守っていくのは、そこに暮らす人々であり、現在はジオパーク推進のためのガイド養成が積極的に行われている。

また、学校教育の分野においても、ジオ学習が行われており、自然、歴史、文化を学ぶ機会が多くある。伊豆西南海岸においても、ジオパーク推進と連携しながら、普及啓発や公開に関わる人材育成を推進する。

第８章　整備

第１節　整備の方向性

名勝の本質的価値の保存を前提とした整備、風致景観にそぐわない構造物等の整理によって、自然環境と文化が融合する価値を維持管理する。

地域で育まれ、親しまれてきた景勝地や公園等は、風致景観を損なわないうえで、安全対策等の機能を向上・維持することによって、来訪者が快適に利用できる環境づくりを推進する。

また、松崎町内において、国道136号の道路拡幅工事が施工中のため、名勝の本質的価値を維持しながら、公共インフラの整備が図られるように、関係機関と調整しながら、対応していく。

なお、整備にあたっては第６章第３節にて示した保存管理区分と取扱い基準に従い、名勝の本質的価値の恒久的な保存を基本とした整備を推進する。

第２節　整備の方法

１　保存のための整備

第４章第３節にて示した、対象施設の現状と課題を踏まえ、保存のための整備を実施する。

具体的には、主要地点である堂ヶ島、波勝崎、石廊崎の３地点に名勝指定地を示す標識・説明板を整備し、名勝の保存に対する理解と共感を促すものとする。

また、老朽化している施設や情報の古い看板の更新、既存施設と連携した案内・説明板・ガイダンスなどの整備によって、名勝の価値や見学のポイントなど見学時に必要な情報を充実させる。

（１）名勝の本質的価値を構成する諸要素

大分類	小分類	構成要素の概要	方法の概要
自然的要素	地形・地質	・複雑多様な風景を形成する堂ヶ島海岸、波勝海岸、石廊崎海岸の地形・地質 ・伊豆西南海岸の成り立ちや特徴を示す、学術的価値の高い地質・地形	・名勝の保存のための看板整備等を検討する。 ・風致景観を阻害する海岸ゴミ等に関しては、随時巡回を行うとともに、関係機関及び地域住民、民間企業等との協働により、定期的な清掃活動を推進していく
	植物	・岩石や海との調和により、優れた色彩美を生み出す植生 ・伊豆西南海岸特有の環境に育まれた貴重な植物	・風致景観上重要な植物の枯死や病害が確認された場合には、協議会にて対応を審議し、計画的に対策を進める。 ・管理不十分な植生について、名勝の保存・活用のために適正な維持管理を進めていく。 ・風致景観の形成、落枝・倒木等からの安全性の確保に必要な整備を継続する。

人文的要素	歴史	・名勝の価値や特徴を印象づける地域の歴史	・未整備の構成要素について、その取扱いと整備について検討を進める。
	生活・生業	・自然美との融合により文化的な風致景観を形成する集落や生業の拠点	・まちづくりや産業振興部局と連携し、構成要素の風致景観の維持に努める。
	伝承・信仰	・名勝への畏怖や憧憬など人々の心象を伝える伝承や信仰	・情報発信に向け、案内やホームページ等の整備を進める。
	文学・芸術	・名勝の魅力を表現する文学・芸術作品	・情報発信に向け、案内やホームページ等の整備を進める。

（２）その他の諸要素

大分類	小分類	構成要素の概要	方法の概要
名勝の保存・活用のための施設等	拠点施設	・ビジターセンターや公園	・既存施設等と連携し、名勝の保存に必要となる施設整備を進める。 ・官民協働により定期的に清掃活動を行い、風致景観の保全を図る。
	利用施設	・遊歩道、展望所、案内看板	
	便益施設	・駐車場、トイレ等	
その他の諸要素	取扱いの検討が必要な要素	・風致景観を阻害する植生、工作物、危険箇所など	・危険箇所など名勝の活用を図る上で障害となるものについて、名勝の保存を前提に、個別に取扱いについて検討する。
	名勝の価値に影響しない要素	・上記以外の名勝の価値に影響のない工作物など	・取扱い基準等に基づき、適切に管理していく。

（３）指定地周辺への対応

指定地周辺地域においての保存のための整備も、観光施設や地域住民の協力が必要不可欠となる。

２　活用のための整備

第４章第３節にて示した、対象施設の現状と課題を踏まえ、保存のための整備を実施する。具体的には、観光、ジオパーク等の既存施設との連携・有効活用により、名勝伊豆西南海岸の価値を発信するサインや誘導案内、個別解説の整備を実施していく。

（１）名勝の本質的価値を構成する諸要素

大分類	小分類	構成要素の概要	方法の概要
自然的要素	地形・地質	・複雑多様な風景を形成する堂ヶ島海岸、波勝海岸、石廊崎海岸の地形・地質 ・伊豆西南海岸の成り立ちや特徴を示す、学術的価値の高い地質・地形	・観光、ジオパーク等の既存施設と連携し、名勝の地質的価値を発信するサインや誘導案内、個別解説の整備を実施する。
	植物	・岩石や海との調和により、優れた色彩美を生み出す植生 ・伊豆西南海岸特有の環境に育まれた貴重な植物	・遊歩道周辺の植生等について、観光部局等と連携し適切に維持管理を図る。 ・利用者の安全性の確保に必要な整備を継続する。

人文的要素	歴史	・名勝の価値や特徴を印象づける地域の歴史	・未整備の構成要素について、その活用が見込まれる場合には整備方法を検討する。
	生活・生業	・自然美との融合により文化的な風致景観を形成する集落や生業の拠点	・住民生活上支障のない範囲で観光利用等の活用を進めていく。
	伝承・信仰	・名勝への畏怖や憧憬など人々の心象を伝える伝承や信仰	・観光部局等と連携し、活用に向けた情報発信を進めていく。
	文学・芸術	・名勝の魅力を表現する文学・芸術作品	・観光部局等と連携し、活用に向けた情報発信を進めていく。

（２）その他の諸要素

大分類	小分類	構成要素の概要	方法の概要
名勝の保存・活用のための施設等	拠点施設	・ビジターセンターや公園	・安城岬ふれあい公園の活用を含め、保存・活用に必要となる施設整備に向けた検討を進めていく。 ・名勝地であることを示す案内の整備を進めていく。 ・危険箇所において注意喚起を促す案内の整備を進める。
	利用施設	・遊歩道、展望所、案内看板	
	便益施設	・駐車場、トイレ等	
その他の諸要素	取扱いの検討が必要な要素	・風致景観を阻害する植生、工作物、危険箇所など	・撤去や更新を含め、そのあり方について協議会にて審議し、適切な対応を進めていく。
	名勝の価値に影響しない要素	・上記以外の名勝の価値に影響のない工作物など	・取扱い基準に基づき、適切な管理を実施していく。

（３）指定地周辺への対応

指定地周辺地域においての活用のための整備も、観光施設や地域住民の協力が必要不可欠となる。

第９章　運営・体制の整備

第１節　運営・体制の整備の方向性

運営と体制整備に関わる現状と課題及び基本方針をふまえ、名勝伊豆西南海岸の保存、活用、整備のための体制整備を図る。

計画の円滑な推進にあたっては、名勝伊豆西南海岸の保存・活用に関わる団体それぞれが役割を十分に認識し、関係機関、関係団体等との緊密な連携･調整のもと、保存・活用の取組みを実施していくことで、多様な主体による保存・活用を推進する。

第２節　運営・体制の整備の方法

１　管理団体の体制

管理団体である３町の連携強化により、一体的な保存活用施策を推進する。また、文化庁や静岡県の指導・助言のもと、名勝の確実な保存・活用を図っていく。

３町による一体的な保存・活用を推進するため、今後の活用や工事等の計画について、景観、国立公園、観光振興、地域振興、都市計画等の関係部署と担当者レベルで協議する場を、年１回程度設けることで情報共有を行う。

２　広域連携の体制

名勝の広域的な活用を推進していくため､今後も連絡協議会を開催し､情報共有を行い、共通の認識を持って、伊豆西南海岸の保存・活用を図っていく。

また、地域住民や地元関係団体により、伊豆西南海岸の価値向上に資する取組みが行われている場合は、連絡協議会において情報の共有を行う。

一方、ジオパーク推進の関係団体である美しい伊豆創造センターと、活用に関する情報共有・連携を図るため、連絡協議会への参加を依頼する。

巻末資料

名勝伊豆西南海岸に係る法規制と規制内容

規制区域等の名称	根拠法令	主管部署	規制行為						
			建築物工作物等の新造改築等	土地形質の変更	木竹の伐採等	土石類の採取	水面の埋立干拓	意匠色彩の制限	その他の規制
名勝伊豆西南海岸	文化財保護法	教育委員会	○	○	○	○	○	○	
埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法	教育委員会	○	○		○			地下の掘削
富士箱根伊豆国立公園区域	自然公園法		○ 届出	○ 届出		○ 届出	○ 届出		広告物の設置
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律		○		○		○		
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律		○	○		○			
農用地区域	農地法		○	○		○			
南伊豆都市計画区域	都市計画法								
伊豆半島海岸保全区域	海岸法		○	○		○			
漁港区域	漁港法		○	○		○			
保安林	森林法			○	○	○			
砂防指定地	砂防法		○	○	○	○			
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		○	○	○	○			
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律								
伊豆中南部半島振興地域	半島振興法								
伊豆西南海岸広告景観保全地区	静岡県屋外広告物条例	静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課	○					○	

文化財保護関係法令

1　文化財保護法（抄）

（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214）

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条　この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一　建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二　演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三　衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四　貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りよう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

第七章　史跡名勝天然記念物

（指定）

第百九条　文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2　文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3　前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4　前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5　第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6　文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

第百十一条　文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2　文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3　環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

（解除）

第百十二条　特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2　第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3　第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4　第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

（管理団体による管理及び復旧）

第百十三条　史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2　前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3　第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4　第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条　前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2　前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条　第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2　史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3　管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4　史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条　管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2　前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3　管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条　管理団体が行う管理又は復旧によって損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2　前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3　前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4　前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条　管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条　管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2　前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財

保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条　所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条　管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2　前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条　史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2　前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3　第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4　第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5　第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6　前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7　第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

（復旧の届出等）

第百二十七条　史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2　史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定）

第百二十九条の二　史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2　史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地

二　当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三　計画期間

四　その他文部科学省令で定める事項

3　前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4　文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三　第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四　当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5　文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

（認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更）

第百二十九条の三　前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2　前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

（現状変更等の許可の特例）

第百二十九条の四　第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十三号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

（認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収）

第百二十九条の五　文化庁長官は、第百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第百二十九条の六　文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2　文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

（管理団体等への指導又は助言）

第百二十九条の七　都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2　文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確

実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

（保存のための調査）

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によってもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入ってその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

2 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（抄）

（昭和 26 年５月 10 日　文化財保護委員会告示第２号　一部改正平成７年３月６日）

名勝

左に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

一　公園、庭園

二　橋梁、築堤

三　花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所

四　鳥獣、魚虫などの棲息する場所

五　岩石、洞穴

六　峡谷、瀑布、渓流、深淵

七　湖沼、湿原、浮島、湧泉

八　砂丘、砂嘴、海浜、島嶼

九　火山、温泉

十　山岳、丘陵、高原、平原、河川

十一　展望地点

特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

3 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

（昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号）

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基き、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

（標識）

第一条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2　前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一　史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二　文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三　指定又は仮指定の年月日

四　建設年月日

3　第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

第二条　法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一　特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二　指定又は仮指定の年月日

三　指定又は仮指定の理由

四　説明事項

五　保存上注意すべき事項

六　その他参考となるべき事項

2　前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（標柱及び注意札）

第三条　前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）

第四条　法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2　前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3　第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）

及び文部科学省の文字を彫るものとする。
4　第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。
（標識等の形状等）
第五条　第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。
（囲いその他の施設）
第六条　法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。
附　則
1　この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。
2　史跡名勝天然記念物保存施設規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第二号）は、廃止する。
附　則　（昭和四三年一二月二六日文部省令第三一号）　抄
1　この省令は、公布の日から施行する。
附　則　（平成一二年一〇月三一日文部省令第五三号）　抄
（施行期日）
第一条　この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
附　則　（平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号）
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
附　則　（平成二七年九月一一日文部科学省令第三〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

4　特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

（昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号）

（許可の申請）
第一条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。
一　史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
二　指定年月日
三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四　所有者の氏名又は名称及び住所
五　権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
六　管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
七　管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
八　許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
九　史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
十　現状変更等の内容及び実施の方法
十一　現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
十二　現状変更等の着手及び終了の予定時期
十三　現状変更等に係る地域の地番
十四　現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
十五　その他参考となるべき事項
2　埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
一　発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
二　出土品の処置に関する希望
（許可申請書の添附書類等）
第二条　前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。
一　現状変更等の設計仕様書及び設計図
二　現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼゝうゝを表示した実測図
三　現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真
四　現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
五　許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
六　許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
七　管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
八　管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
九　前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
2　前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。
（終了の報告）
第三条　法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。
2　前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。
（維持の措置の範囲）
第四条　法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一　史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
二　史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
三　史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
（国の機関による現状変更等）
第五条　各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第

三条の規定を準用する。
２　法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。
（管理計画）
第六条　令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
二　指定年月日
三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四　管理計画を定めた教育委員会
五　史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
六　史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
七　史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
八　その他参考となるべき事項
２　管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。
（市の区域に係る事務の処理の開始の公示）
第七条　令第五条第七項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。
一　令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する旨
二　令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する日
附　則
この規則は、公布の日から施行する。
附　則　（昭和二九年六月二九日文化財保護委員会規則第八号）
この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。
附　則　（昭和三九年六月二七日文化財保護委員会規則第三号）
この規則は、昭和三十九年七月一日から施行する。
附　則　（昭和四三年一二月二六日文部省令第三一号）　抄
１　この省令は、公布の日から施行する。
附　則　（平成一二年三月八日文部省令第八号）
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
附　則　（平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号）
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
附　則　（平成二七年一二月二一日文部科学省令第三六号）
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

５　文化財保護法施行令(抄)【史跡名勝天然記念物の現状変更等の権限委譲の内容】

（昭和 50 年法律第 267 号）

第５条
４ 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。
一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあっては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条 の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあっては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であって、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあっては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
ニ 法第百十五条第一項 （法第百二十条 及び第百七十二条第五項 において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

名勝指定地内における近年の現状変更行為の一覧

近年における現状変更行為の許可申請の一覧を以下にまとめる。

受付年度	位置	件名	申請者区分	許可月日	許可権者	許可番号
2011	西伊豆町仁科	本柱建替え等及び樹木伐採	電気事業者	2011/5/16	県	教文第 212 号
2011	南伊豆町子浦	本柱等の撤去及び新設	電気事業者	2011/5/17	県	教文第 213 号
2011	南伊豆町伊浜	海岸堤防の補修	県	2011/6/13	県	教文第 287 号
2011	南伊豆町湊	建築物の仮設	区長	2011/6/16	県	教文第 377 号
2011	西伊豆町仁科	樹木伐採	町	2011/6/17	県	教文第 389 号
2011	松崎町江奈	落石防護対策	県	2011/6/29	県	教文第 438 号
2011	西伊豆町仁科	住宅の建替え	個人	2011/6/29	県	教文第 439 号
2011	南伊豆町伊浜	海岸堤防の補修	県	2011/7/15	国	23 受庁財第 4 号の 457
2011	南伊豆町妻良	津波対策用護岸の建設	県	2011/7/15	県	教文第 521 号
2011	松崎町岩地	ボーリング調査	県	2011/7/29	県	教文第 576 号
2011	西伊豆町仁科	支柱建替え及び撤去	電気事業者	2011/8/12	県	教文第 625 号
2011	西伊豆町仁科	本柱建替え及び支線張替え	電気事業者	2011/8/12	県	教文第 626 号
2011	南伊豆町湊	住宅の新築	個人	2011/8/17	県	教文第 667 号
2011	松崎町雲見	擁壁設置及び建屋増設	町	2011/8/29	県	教文第 715 号
2011	南伊豆町入間	本柱建替え等	電気事業者	2011/9/7	県	教文第 776 号
2011	南伊豆町子浦	支線張替	電気事業者	2011/9/26	県	教文第 886 号
2011	南伊豆町入間	本柱建替え	電気事業者	2011/10/3	県	教文第 899 号
2011	南伊豆町入間	支線張替	電気事業者	2011/10/3	県	教文第 900 号
2011	西伊豆町仁科	危険木伐採	町	2011/10/6	県	教文第 911 号
2011	南伊豆町大瀬	住宅建替え	観光事業者	2011/10/21	国	23 受庁財第 4 号の 988
2011	松崎町江奈	トイレ建設	県	2011/10/21	国	23 受庁財第 4 号の 1073
2011	西伊豆町仁科	看板設置	県	2011/10/27	県	教文第 1012 号
2011	南伊豆町妻良	工作物の改修	県	2011/10/31	県	教文第 1040 号
2011	西伊豆町仁科	法面修復	観光事業者	2011/11/1	県	教文第 1043 号
2011	南伊豆町大瀬	住居兼魚介類養殖施設の改築	個人	2011/11/14	県	教文第 1088 号
2011	松崎町雲見	落石防護措置	町	2011/11/18	国	23 受庁財第 4 号の 1348
2011	南伊豆町子浦	工作物の改修等	県	2011/11/29	県	教文第 1164 号
2011	南伊豆町子浦	電話柱の設置	通信事業者	2011/12/5	県	教文第 1199 号
2011	西伊豆町仁科	支線柱新設	電気事業者	2011/12/28	県	教文第 1348 号
2011	西伊豆町仁科	工作物設置（手摺）	町	2011/12/28	県	教文第 1349 号
2011	南伊豆町石廊崎	船舶上架場整備	研究機関	2012/1/6	県	教文第 1377 号
2011	南伊豆町大瀬	電話柱設置	通信事業者	2012/1/26	県	教文第 1443 号
2011	松崎町岩地	電話柱設置	通信事業者	2012/1/26	県	教文第 1444 号
2011	南伊豆町大瀬	支柱等の設置及び支障木伐採	電気事業者	2012/1/26	県	教文第 1445 号
2011	松崎町江奈	法面復旧工事及び落石防護対策工事	町	2012/1/31	県	教文第 1464 号
2011	南伊豆町妻良	本柱建替	電気事業者	2012/2/13	県	教文第 1532 号
2011	西伊豆町仁科	植栽	町	2012/2/20	県	教文第 1550 号
2011	西伊豆町仁科	樹木伐採	県	2012/3/2	県	教文第 2063 号
2011	西伊豆町仁科	法面修復工事	町	2012/3/5	県	教文第 2082 号
2011	南伊豆町大瀬	住宅建替	個人	2012/3/16	国	23 受庁財第 4 号の 1981

受付年度	位置	件名	申請者区分	許可月日	許可権者	許可番号
2011	南伊豆町湊	外灯建替	環境省	2012/3/16	国	23 受庁財第 4 号の2025
2011	南伊豆町子浦	津波監視カメラ設置	町	2012/3/23	県	教文第 2174 号
2012	松崎町岩地	法面安全対策工事	県	2012/4/9	県	教文第 51 号
2012	南伊豆町入間	転落防止柵の修復等	町	2012/4/13	県	教文第 86 号
2012	南伊豆町入間	電柱新設・建替及び支線新設・張替	電気事業者	2012/5/2	県	教文第 177 号
2012	南伊豆町妻良	海上アスレチック	町	2012/5/10	県	教文第 239 号
2012	南伊豆町妻良	電柱の撤去、新設	電気事業者	2012/5/18	県	教文第 299 号
2012	南伊豆町妻良	事務所の建替	区長	2012/5/18	県	教文第 306 号
2012	南伊豆町妻良	建物の解体	財産管理組合	2012/5/30	県	教文第 340 号
2012	南伊豆町湊	建築物の仮設	区長	2012/6/8	県	教文第 374 号
2012	西伊豆町仁科	桟橋シェルターの修理・補強	観光事業者	2012/6/13	県	教文第 373 号
2012	南伊豆町妻良	電柱の建替	電気事業者	2012/6/18	県	教文第 417 号
2012	西伊豆町仁科	防波壁の設置	町	2012/6/20	県	教文第 415 号
2012	西伊豆町仁科	住宅の新築	宗教法人	2012/6/26	県	教文第 416 号
2012	西伊豆町仁科	既設施設の解体及びウッドデッキの設置	町	2012/7/5	県	教文第 523 号
2012	南伊豆町大瀬	店舗兼住宅の改修及び増築	小売商店	2012/7/13	県	教文第 533 号
2012	西伊豆町仁科	危険木伐採	町	2012/7/13	県	教文第 571 号
2012	松崎町雲見	擁壁設置工事	町	2012/7/19	県	教文第 586 号
2012	南伊豆町子浦	住宅の新築	個人	2012/7/20	県	教文第 590 号
2012	西伊豆町仁科	建物老朽化による再塗装等工事	観光事業者	2012/7/25	県	教文第 616 号
2012	西伊豆町仁科	公園内階段手摺及び管理事務所の修復	町	2012/7/25	県	教文第 628 号
2012	松崎町雲見	展望台復旧工事	町	2012/8/23	県	教文第 752 号
2012	南伊豆町妻良	電柱新設	電気事業者	2012/8/28	県	教文第 754 号
2012	南伊豆町大瀬	小柱新設	電気事業者	2012/9/5	県	教文第 822 号
2012	松崎町道部	法面復旧工事及び落石防護対策工事	県	2012/9/6	県	教文第 832 号
2012	南伊豆町中木	看板の設置	町	2012/9/6	県	教文第 835 号
2012	南伊豆町子浦	看板の設置	町	2012/9/6	県	教文第 835 号-2
2012	南伊豆町伊浜	看板の設置	町	2012/9/6	県	教文第 835 号-3
2012	南伊豆町湊	看板の設置	町	2012/9/6	県	教文第 835 号-4
2012	南伊豆町子浦	既設本柱及び支線撤去、支線柱及び支線新設	電気事業者	2012/9/26	県	教文第 936 号
2012	南伊豆町入間	電柱の建替	電気事業者	2012/10/5	県	教文第 999 号
2012	南伊豆町大瀬	樹木伐採	電気事業者	2012/10/5	県	教文第 1000 号
2012	南伊豆町入間	看板の設置	町	2012/10/9	国	24 受庁財第 4 号の1242
2012	南伊豆町伊浜	通信線の新設	通信事業者	2012/10/19	県	教文第 1047 号
2012	南伊豆町妻良	家屋の解体	個人	2012/10/22	県	教文第 1039 号
2012	南伊豆町伊浜	河川擁壁の補修	町	2012/10/30	県	教文第 1112 号
2012	松崎町岩部	ボーリング調査	県	2012/11/2	国	24 受庁財第 4 号の1453
2012	南伊豆町妻良	無線施設の移設	町	2012/11/9	県	教文第 1157 号
2012	南伊豆町石廊崎	電柱建替及び支線張替	電気事業者	2012/12/17	県	教文第 1322 号
2012	西伊豆町仁科	看板の設置	町	2012/12/19	県	教文第 1352 号
2012	松崎町道部	看板の設置	町	2012/12/26	県	教文第 1355 号
2012	西伊豆町仁科	防災カメラの設置及びケーブル敷設	町	2013/1/10	県	教文第 1427 号
2012	南伊豆町子浦	物置の新築	個人	2013/1/10	県	教文第 1416 号

受付年度	位置	件名	申請者区分	許可月日	許可権者	許可番号
2012	松崎町道部	看板の設置	町	2013/1/10	県	教文第 1345 号
2012	松崎町江奈	防災カメラ等の設置	県	2013/1/18	県	教文第 1452 号
2012	松崎町岩地	防災カメラ等の設置	町	2013/2/12	県	教文第 1544 号
2012	松崎町雲見	道路舗装面の補修	町	2013/2/12	県	教文第 1547 号
2012	松崎町道部他	看板の設置	町	2013/2/19	県	教文第 1597 号
2012	南伊豆町妻良	家屋の解体	個人	2013/2/19	県	教文第 1611 号
2012	松崎町雲見	防護柵塗装工及び取替工	県	2013/3/5	県	教文第 1675 号
2012	松崎町道部	電柱建替	電気事業者	2013/3/15	県	教文第 1753 号
2012	南伊豆町大瀬	住宅改築	観光事業者	2013/3/26	国	24 受庁財第 4 号の 2175
2012	南伊豆町石廊崎	看板の入れ替え	町	2013/3/27	県	教文第 1827 号
2012	南伊豆町石廊崎	看板の設置	町	2013/3/27	県	教文第 1828 号
2012	南伊豆町石廊崎	取水管の取替え	水産研究施設	2013/4/22	県	教文第 1775 号
2013	西伊豆町田子	森林復旧工事	県	2013/3/12	県	教文第 1957 号
2013	南伊豆町妻良	建物の解体	財産管理組合	2013/4/15	県	教文第 116 号
2013	南伊豆町	海上アスレチック	町	2013/4/17	県	教文第 135 号
2013	西伊豆町仁科	旧周波数帯設備の撤去及びバッテリーの新設	通信事業者	2013/4/22	県	教文第 180 号
2013	南伊豆町入間	住宅の建築	個人	2013/5/17	県	教文第 318 号
2013	西伊豆町仁科	危険木伐採	町	2013/5/21	県	教文第 333 号
2013	西伊豆町仁科	地下道及びトイレ改修	町	2013/6/5	県	教文第 430 号
2013	南伊豆町湊	建築物の仮設	区長	2013/6/14	県	教文第 476 号
2013	南伊豆町子浦	電柱建替及び支線の張替え、撤去	電気事業者	2013/6/14	県	教文第 477 号
2013	南伊豆町石廊崎	観測施設の更新	気象台	2013/6/21	国	25 受庁財第 4 号の 356
2013	西伊豆町仁科	本柱建替	電気事業者	2013/7/4	県	教文第 632 号
2013	南伊豆町石廊崎	危険木伐採	町	2013/7/9	県	教文第 659 号
2013	松崎町江奈	張出歩道設置	県	2013/7/19	国	25 受庁財第 4 号の 710
2013	西伊豆町仁科	無線施設の移設	町	2013/8/5	県	教文第 808 号
2013	松崎町雲見	屋根吹き替え	町	2013/8/6	県	教文第 796 号
2013	南伊豆町石廊崎	木竹の伐採	水産研究施設	2013/8/6	県	教文第 798 号
2013	南伊豆町石廊崎	ポンプ場移設等	水産研究施設	2013/8/6	県	教文第 799 号
2013	南伊豆町大瀬	危険木伐採	電気事業者	2013/8/8	県	教文第 821 号
2013	南伊豆町	道路舗装等	土木事業者	2013/8/15	県	教文第 827 号
2013	西伊豆町仁科	LTE 用無線機等の新設及び取替え	通信事業者	2013/8/15	県	教文第 858 号
2013	西伊豆町仁科	看板の張替え	個人	2013/8/15	県	教文第 859 号
2013	南伊豆町湊	公衆トイレの解体及び新築	町	2013/8/15	県	教文第 860 号
2013	松崎町道部	支線張替	電気事業者	2013/9/11	県	教文第 996 号
2013	南伊豆町下流	危険木伐採	土木事業者	2013/9/11	県	教文第 1002 号
2013	南伊豆町子浦	アンテナの設置	通信事業者	2013/9/20	国	25 受庁財第 4 号の 862
2013	南伊豆町大	看板の設置	電力会社	2013/10/2	県	教文第 1122 号
2013	南伊豆町大瀬	LTE 用無線機等の新設及び取替え	通信事業者	2013/10/3	県	教文第 1115 号
2013	南伊豆町子浦	ケーブル共架工	電気通信事業	2013/10/3	県	教文第 1114 号
2013	西伊豆町仁科	ホテルの解体撤去	観光事業者	2013/10/23	県	教文第 1235 号
2013	松崎町	遊歩道の改修	県	2013/10/31	県	教文第 1268 号
2013	南伊豆町湊	住宅の新築	個人	2013/11/29	県	教文第 1418 号
2013	南伊豆町湊	公園再整備	町	2013/12/11	県	教文第 1475 号

受付年度	位置	件名	申請者区分	許可月日	許可権者	許可番号
2013	松崎町岩地	避難用タラップ設置	町	2013/12/25	県	教文第 1533 号
2013	松崎町江奈	電柱建替	電気事業者	2014/1/6	県	教文第 1592 号
2013	松崎町道部	電柱建替	電気事業者	2014/1/6	県	教文第 1593 号
2013	松崎町江奈	電柱建替	電気事業者	2014/1/6	県	教文第 1594 号
2013	松崎町江奈	張出歩道工	県	2014/1/7	国	25 受庁財第 4 号の 1791
2013	松崎町岩地	支線張替	電気事業者	2014/1/22	県	教文第 1688 号
2013	西伊豆町田子	電柱建替	電気事業者	2014/1/24	県	教文第 1689 号
2013	松崎町雲見	道路改修	県	2014/1/31	国	25 受庁財第 4 号の 1867
2013	西伊豆町仁科	カメラ等の設置	電気通信事業	2014/2/3	県	教文第 1750 号
2013	南伊豆町妻良	電柱建替	電気事業者	2014/2/4	県	教文第 1753 号
2013	南伊豆町子浦	無線装置の取替	通信事業者	2014/3/10	県	教文第 1938 号
2013	西伊豆町仁科	道路施設整備	町	2014/3/12	県	教文第 1956 号
2013	南伊豆町湊	樹木伐採及び植栽	個人	2014/4/9	県	教文第 25 号
2013	西伊豆町仁科	植栽	町	2014/5/9	県	教文第 266 号
2013	南伊豆町湊	津波避難タワーの設置	町	2014/5/16	県	教文第 437 号
2014	西伊豆町	遊歩道等改修	町	2014/1/16	県	教文第 1653 号
2014	南伊豆町子浦	伝送ケーブル等設置工事	電気通信事業	2014/4/9	県	教文第 69 号
2014	南伊豆町湊	電柱移設	電気事業者	2014/4/11	県	教文第 126 号
2014	南伊豆町妻良	海上アスレチック	町	2014/4/16	県	教文第 189 号
2014	南伊豆町入間	電柱移設及び新設	電気事業者	2014/4/30	県	教文第 258 号
2014	南伊豆町湊	建築物の仮設	区長	2014/6/6	県	教文第 435 号
2014	南伊豆町湊	電柱移設	電気事業者	2014/6/6	県	教文第 437 号
2014	西伊豆町仁科	樹木伐採	町	2014/6/6	県	教文第 454 号
2014	西伊豆町仁科	電柱移設	電気事業者	2014/6/9	県	教文第 462 号
2014	西伊豆町仁科	電柱移設	電気事業者	2014/6/9	県	教文第 463 号
2014	南伊豆町湊	仮設海上アスレチック	区長	2014/6/16	県	教文第 490 号
2014	西伊豆町仁科	樹木伐採	町	2014/7/18	県	教文第 715 号
2014	南伊豆町大瀬	電柱支線張替等	電気事業者	2014/7/30	県	教文第 764 号
2014	南伊豆町大瀬	アンテナ交換等	通信事業者	2014/8/4	県	教文第 776 号
2014	西伊豆町仁科	歩道舗装改修等	町	2014/8/21	県	教文第 896 号
2014	松崎町石部	公衆トイレ建替え	町	2014/9/2	県	教文第 946 号
2014	松崎町雲見	護岸手摺付替え	町	2014/9/10	県	教文第 987 号
2014	南伊豆町石廊崎	植栽木の伐採	水産研究施設	2014/9/24	県	教文第 1048 号
2014	南伊豆町妻良	電柱移設	電気事業者	2014/9/24	県	教文第 1078 号
2014	南伊豆町大瀬	電柱移設	電気事業者	2014/9/24	県	教文第 1079 号
2014	南伊豆町子浦	電柱移設	電気事業者	2014/9/24	県	教文第 1081 号
2014	西伊豆町田子	道路施設整備	町	2014/10/1	県	教文第 1111 号
2014	南伊豆町石廊崎	植栽木の伐採	町	2014/10/1	県	教文第 1112 号
2014	南伊豆町伊浜	避難階段設置	町	2014/10/7	県	教文第 1145 号
2014	西伊豆町仁科	電話線等仮設	通信事業者	2014/10/10	県	教文第 1164 号
2014	西伊豆町仁科	橋梁耐震化工事	県	2014/10/16	県	教文第 1193 号
2014	南伊豆町入間	安全柵設置	町	2014/10/20	県	教文第 1227 号
2014	南伊豆町	植栽木の伐採	県	2014/10/22	県	教文第 1243 号
2014	南伊豆町大瀬	電柱建替え	通信事業者	2014/11/26	県	教文第 1405 号
2014	西伊豆町仁科	小規模建造物建替え	町	2014/12/1	県	教文第 1432 号
2014	南伊豆町	安全柵の設置	県	2014/12/3	県	教文第 1447 号
2014	南伊豆町子浦	水門耐震補強工事	県	2014/12/19	県	教文第 1553 号

受付年度	位置	件名	申請者区分	許可月日	許可権者	許可番号
2014	松崎町道部	歩道施設改修等	町	2014/12/25	県	教文第 1574 号
2014	松崎町石部	被覆ブロックへの金具設置	町	2015/1/19	県	教文第 1657 号
2014	西伊豆町仁科	公園管理道補修	町	2015/1/19	県	教文第 1669 号
2014	松崎町雲見	漁港施設防災対策	町	2015/2/13	国	26 受庁財第 4 号の 1839
2014	南伊豆町妻良	避難路の整備	区長	2015/2/18	県	教文第 1834 号
2014	西伊豆町仁科	法面保護工	県	2015/3/5	県	教文第 1953 号
2014	南伊豆町湊	解説板設置等	環境省	2015/3/13	国	26 受庁財第 4 号 2016
2015	南伊豆町妻良	仮設海上アスレチック	町	2015/4/24	県	教文第 149 号
2015	西伊豆町仁科	アンテナ設置等	通信事業者	2015/5/27	県	教文第 346 号
2015	南伊豆町湊	仮設海上アスレチック	区長	2015/6/9	県	教文第 410 号
2015	南伊豆町湊	建築物の仮設	区長	2015/6/18	県	教文第 503 号
2015	南伊豆町湊	建築物の仮設	区長	2015/6/22	県	教文第 540 号
2015	南伊豆町伊浜	電柱補強	通信事業者	2015/6/25	県	教文第 581 号
2015	西伊豆町仁科	公衆トイレ等改修	町	2015/7/17	国	27 受庁財第 4 号の 529
2015	南伊豆町妻良	電柱建替等	電気事業者	2015/7/23	県	教文第 716 号
2015	西伊豆町仁科	樹木伐採	町	2015/8/13	県	教文第 817 号
2015	西伊豆町仁科	公園再整備	町	2015/8/24	県	教文第 861 号
2015	西伊豆町仁科	電柱移設	電気事業者	2015/10/5	県	教文第 1073 号
2015	西伊豆町仁科	排水溝改修	県	2015/10/20	県	教文第 1152 号
2015	西伊豆町田子	電柱建替	電気事業者	2015/10/28	県	教文第 1166 号
2015	西伊豆町仁科	信号柱等撤去	町	2015/11/13	県	教文第 1280 号
2015	西伊豆町仁科	信号施設等更新	県	2015/11/13	県	教文第 1281 号
2015	南伊豆町石廊崎	施設撤去	水産研究施設	2015/11/16	県	教文第 1294 号
2015	南伊豆町子浦	遊歩道改修	県	2015/12/11	国	27 受庁財第 4 号の 1520
2015	南伊豆町妻良	電柱建替	電気事業者	2015/12/28	県	教文第 1497 号
2015	南伊豆町大瀬	電柱支線建替	電気事業者	2015/12/28	県	教文第 1498 号
2015	南伊豆町大瀬	電柱支線建替	電気事業者	2015/12/28	県	教文第 1507 号
2015	西伊豆町仁科	アンテナ等設置	通信事業者	2015/12/28	県	教文第 1521 号
2015	南伊豆町下流	住宅建替	個人	2016/1/15	国	27 受庁財第 4 号の 1653
2015	西伊豆町仁科	空調室外機設置等	観光事業者	2016/1/19	県	教文第 1573 号
2015	南伊豆町大瀬	アンテナ交換等	通信事業者	2016/2/1	県	教文第 1651 号
2015	松崎町道部	法面保護工	県	2016/2/9	県	教文第 1698 号
2015	西伊豆町田子	電柱支線張替	電気事業者	2016/2/19	県	教文第 1740 号
2015	松崎町岩地	電柱建替	電気事業者	2016/3/8	県	教文第 1815 号
2015	南伊豆町湊	電柱建替	電気事業者	2016/3/10	県	教文第 1845 号
2015	南伊豆町大瀬	電柱支線張替	電気事業者	2016/3/10	県	教文第 1846 号
2015	南伊豆町大瀬	電柱支線張替	電気事業者	2016/3/30	県	教文第 1939 号
2015	南伊豆町石廊崎	落石防止施設設置	町	2016/5/20	国	28 受庁財第 4 号の 3
2016	南伊豆町妻良	海上アスレチック	町	2016/5/9	県	教文第 246 号
2016	南伊豆町子浦	電話柱建替	通信事業者	2016/5/9	県	教文第 247 号
2016	南伊豆町妻良	公衆便所新設	町	2016/5/9	県	教文第 248 号
2016	西伊豆町仁科	電柱立替等	電気事業者	2016/5/17	県	教文第 303 号
2016	南伊豆町湊	仮設海上アスレチック	区長	2016/6/20	県	教文第 542 号
2016	南伊豆町湊	建築物の仮設	区長	2016/6/20	県	教文第 543 号
2016	南伊豆町湊	建築物の仮設	区長	2016/6/20	県	教文第 544 号

受付年度	位置	件名	申請者区分	許可月日	許可権者	許可番号
2016	南伊豆町石廊崎	電話柱建替	通信事業者	2016/6/20	県	教文第 545 号
2016	南伊豆町子浦	電柱建替	電気事業者	2016/6/30	県	教文第 592 号
2016	南伊豆町入間	電柱等建替	電気事業者	2016/6/30	県	教文第 593 号
2016	南伊豆町石廊崎	樹木伐採	水産研究施設	2016/6/30	県	教文第 597 号
2016	松崎町岩地	転落防止柵等設置	県	2016/6/30	県	教文第 601 号
2016	西伊豆町仁科	アンテナ等設置	通信事業者	2016/7/1	県	教文第 569 号
2016	西伊豆町仁科	建造物除却等	宿泊事業者	2016/7/5	県	教文第 632 号
2016	西伊豆町仁科	個人住宅新築	個人	2016/8/3	県	教文第 760 号
2016	西伊豆町田子	電柱等建替	電気事業者	2016/8/26	県	教文第 868 号
2016	西伊豆町仁科	樹木伐採	町	2016/9/7	県	教文第 929 号
2016	南伊豆町石廊崎	樹木伐採	町	2016/9/9	県	教文第 951 号
2016	南伊豆町石廊崎	道路及び広場等整備	町	2016/9/16	国	28 受庁財第 4 号の 897
2016	南伊豆町子浦	水門扉体塗装工等	県	2016/9/26	県	教文第 1069 号
2016	南伊豆町大瀬	アンテナ等増設	通信事業者	2016/10/24	県	教文第 1203 号
2016	南伊豆町子浦	法面保護工	県	2016/12/9	国	28 受庁財第 4 号の 1387
2016	西伊豆町仁科	案内看板等建替	町	2016/12/22	県	教文第 1527 号
2016	松崎町岩地	避難路整備	町	2017/1/10	県	教文第 1567 号
2016	西伊豆町仁科	ウッドデッキ新設等	観光事業者	2017/2/20	県	教文第 1811 号
2016	南伊豆町子浦	誘導標識設置等	県	2017/2/21	県	教文第 1826 号
2016	南伊豆町石廊崎	樹木伐採	町	2017/2/22	県	教文第 1836 号
2016	南伊豆町子浦	電話柱等建替	通信事業者	2017/2/22	県	教文第 1837 号
2016	南伊豆町子浦	個人住宅用車庫建設	個人	2017/2/22	県	教文第 1838 号
2016	南伊豆町妻良	電柱建替	電気事業者	2017/3/22	県	教文第 1949 号
2016	西伊豆町仁科	公園再整備	町	2017/3/27	県	教文第 1975 号
2017	南伊豆町子浦	電柱建替	電気事業者	2017/1/4	県	教文第 1696 号
2017	南伊豆町大瀬	電柱建替	電気事業者	2017/1/4	県	教文第 1697 号
2017	南伊豆町妻良	電柱支線の張替え	電気事業者	2017/4/6	県	教文第 13 号
2017	西伊豆町田子	電柱支柱撤去	電気事業者	2017/4/12	県	教文第 55 号
2017	西伊豆町仁科	電柱立替等	電気事業者	2017/5/8	県	教文第 268 号
2017	南伊豆町入間	電柱支線の張替	電気事業者	2017/5/8	県	教文第 278 号
2017	南伊豆町子浦	電話柱建替	電気通信事業	2017/5/11	県	教文第 296 号
2017	南伊豆町入間	船着場改修	観光事業者	2017/5/19	国	教文第 144 号
2017	南伊豆町妻良	海上アスレチック	町	2017/5/23	県	教文第 370 号
2017	南伊豆町石廊崎	電話柱設置	電気通信事業	2017/5/23	県	教文第 373 号
2017	南伊豆町湊	海女小屋改修等	漁協	2017/5/25	県	教文第 391 号
2017	西伊豆町	試掘調査	宿泊事業者	2017/5/29	県	教文第 411 号
2017	南伊豆町妻良	電柱建替	電気事業者	2017/5/29	県	教文第 416 号
2017	南伊豆町伊浜	電柱等建替	電気事業者	2017/5/30	県	教文第 419 号
2017	松崎町道部他	転落防止柵設置等	県	2017/5/30	県	教文第 420 号
2017	南伊豆町湊	仮設海上アスレチック	区長	2017/6/5	県	教文第 429 号
2017	南伊豆町湊	建築物の仮設	区長	2017/6/6	県	教文第 475 号
2017	西伊豆町田子	転落防止柵等設置	県	2017/6/6	県	教文第 476 号
2017	西伊豆町仁科	案内標識付替	県	2017/6/9	県	教文第 522 号
2017	西伊豆町仁科	電柱建替	電気事業者	2017/6/13	県	教文第 533 号
2017	南伊豆町妻良	電柱建替	電気事業者	2017/6/22	県	教文第 576 号
2017	南伊豆町石廊崎	樹木伐採	研究機関	2017/6/22	県	教文第 582 号
2017	南伊豆町湊	看板付替	観光事業者	2017/6/22	県	教文第 581 号

受付年度	位置	件名	申請者区分	許可月日	許可権者	許可番号
2017	松崎町雲見	アンテナ等設置	通信事業者	2017/7/13	県	教文第 707 号
2017	南伊豆町入間	化石採取	大学	2017/7/21	国	教文第 503 号
2017	南伊豆町大瀬	電柱等建替	電気事業者	2017/8/21	県	教文第 907 号
2017	西伊豆町仁科	電柱建替	電気事業者	2017/8/28	県	教文第 924 号
2017	西伊豆町仁科	電柱等建替	電気事業者	2017/8/29	県	教文第 925 号
2017	西伊豆町仁科	樹木伐採	町	2017/9/5	県	教文第 995 号
2017	南伊豆町伊浜	電柱等撤去	電気事業者	2017/9/26	県	教文第 1117 号
2017	南伊豆町石廊崎	電柱建替等	電気事業者	2017/10/4	県	教文第 1197 号
2017	南伊豆町伊浜	電柱建替	電気事業者	2017/10/16	県	教文第 1272 号
2017	松崎町岩地	建造物撤去	漁協	2017/10/17	県	教文第 1277 号
2017	西伊豆町	既存ホテルの増改築	観光事業者	2017/10/20	国	教文第 1111 号
2017	南伊豆町大瀬	住宅建替	個人	2017/10/20	国	教文第 1115
2017	南伊豆町石廊崎	電柱建替	電気事業者	2017/10/30	県	教文第 1359 号
2017	西伊豆町仁科	通信機器設置	町	2017/11/7	県	教文第 1393 号
2017	南伊豆町石廊崎	電柱建替	電気事業者	2017/11/16	県	教文第 1424 号
2017	南伊豆町子浦	支線柱設置等	電気事業者	2017/11/17	県	教文第 1459 号
2017	西伊豆町仁科	電柱建替等	電気事業者	2017/11/21	県	教文第 1470 号
2017	松崎町江奈	電柱建替	電気事業者	2017/11/21	県	教文第 1471 号
2017	南伊豆町湊	電柱建替等	電気事業者	2017/12/4	県	教文第 1532 号
2017	南伊豆町子浦	電柱建替等	電気事業者	2017/12/7	県	教文第 1539 号
2017	南伊豆町子浦	電柱建替	電気通信事業	2018/1/22	県	教文第 1793 号
2017	南伊豆町大瀬	道路法面補修	県	2018/1/23	県	教文第 1784 号
2017	西伊豆町	避難路整備	観光事業者	2018/2/9	国	教文第 1773 号
2017	南伊豆町入間	照明器具仮設	町	2018/2/19	県	教文第 1926 号
2017	南伊豆町入間	遊歩道改修	町	2018/2/20	県	教文第 1921 号
2017	松崎町岩地	安全柵設置	町	2018/2/20	県	教文第 1938 号
2017	松崎町岩地	電柱支線張替	電気事業者	2018/2/20	県	教文第 1943 号
2017	西伊豆町仁科	電柱等建替	電気事業者	2018/2/22	県	教文第 1957 号
2017	西伊豆町田子	電柱等建替	電気事業者	2018/2/22	県	教文第 1958 号
2017	南伊豆町湊	樹木伐採	個人	2018/2/23	県	教文第 1977 号
2017	南伊豆町石廊崎	電柱建替	電気事業者	2018/3/20	県	教文第 2102 号
2017	南伊豆町湊	避難誘導板等設置	区長	2018/3/20	県	教文第 2113 号
2017	西伊豆町	誘導標識設置	県	2018/3/26	県	教文第 2147 号
2017	西伊豆町仁科	案内看板設置	町	2018/3/26	県	教文第 2148 合
2017	南伊豆町入間	電柱支線撤去	電気事業者	2018/3/30	県	教文第 2179 号
2017	南伊豆町妻良	電柱建替	電気事業者	2018/3/30	県	教文第 2180 号
2017	南伊豆町入間	電柱建替	電気事業者	2018/3/30	県	教文第 2181 号
2017	南伊豆町石廊崎	施設建替	町	2018/4/20	国	教文第 2014 号
2018	西伊豆町仁科	樹木伐採	町	2018/4/27	県	教文第 225 号
2018	松崎町道部	電柱建替等	電気事業者	2018/5/18	県	教文第 402 号
2018	松崎町雲見	樹木伐採	町	2018/5/18	県	教文第 393 号
2018	南伊豆町湊	排水管改修	観光事業者	2018/5/18	県	教文第 400 号
2018	南伊豆町湊	建築物の仮設	区長	2018/5/23	県	教文第 411 号
2018	南伊豆町湊	建築物の仮設	区長	2018/5/23	県	教文第 412 号
2018	南伊豆町妻良	海上アスレチック	町	2018/5/25	県	教文第 442 号
2018	南伊豆町湊	仮設海上アスレチック	区長	2018/6/8	県	教文第 559 号
2018	南伊豆町石廊崎	建物等改修	事業者	2018/6/29	県	教文第 723 号
2018	西伊豆町仁科	電柱・支柱建替	電気事業者	2018/7/9	県	教文第 811 号

受付年度	位置	件名	申請者区分	許可月日	許可権者	許可番号
2018	南伊豆町子浦	標識建替	町	2018/7/13	県	教文第 824 号
2018	南伊豆町入間	遊歩道改修	町	2018/7/13	県	教文第 833 号
2018	南伊豆町石廊崎	電柱立替	電気事業者	2018/7/13	県	教文第 825 号
2018	南伊豆町妻良	標識設置	町	2018/7/13	県	教文第 826 号
2018	西伊豆町仁科	樹木伐採	町	2018/7/18	県	教文第 855 号
2018	西伊豆町仁科	道路改修等	町	2018/7/20	国	30 受庁財第 4 号の 498
2018	西伊豆町仁科	電信柱等設置	町	2018/7/20	県	教文第 890 号
2018	南伊豆町湊	看板設置	町	2018/7/31	県	教文第 963 号
2018	南伊豆町子浦	遊歩道改修	県	2018/8/1	県	教文第 967 号
2018	南伊豆町入間	バス停附属屋設置	区長	2018/8/6	県	教文第 975 号
2018	南伊豆町大瀬	支柱新設	電気事業者	2018/8/17	県	教文第 1037 号
2018	南伊豆町妻良	電柱立替	電気事業者	2018/8/17	県	教文第 1068 号
2018	西伊豆町仁科	ケーブル付替	町	2018/8/20	県	教文第 1052 号
2018	西伊豆町仁科	電話回線ケーブル付替	通信事業者	2018/8/20	県	教文第 1053 号
2018	松崎町雲見	手摺設置	区長	2018/8/23	県	教文第 1074 号
2018	西伊豆町仁科	建物部分改修	宿泊事業者	2018/9/3	県	教文第 1149 号
2018	南伊豆町石廊崎	樹木伐採	水産研究施設	2018/9/7	県	教文第 1191 号
2018	南伊豆町妻良	支線張替	電気事業者	2018/9/13	県	教文第 1231 号
2018	南伊豆町大瀬	電柱・支柱建替	電気事業者	2018/10/12	県	教文第 1375 号
2018	西伊豆仁科	電柱支柱撤去	電気事業者	2018/10/15	県	教文第 1458 号
2018	南伊豆町入間	支柱建替等	通信事業者	2018/10/29	県	教文第 1462 号
2018	松崎町岩地	手摺設置	区長	2018/11/2	県	教文第 1514 号
2018	西伊豆町仁科	建物改修	個人	2018/11/14	県	教文第 1561 号
2018	西伊豆町仁科	放送設備改修	電気通信事業	2018/11/15	県	教文第 1584 号
2018	西伊豆町	看板設置	宿泊事業者	2018/11/21	県	教文第 1602 号
2018	南伊豆町湊	擁壁設置	個人	2018/12/3	県	教文第 1676 号
2018	南伊豆町入間	照明器具仮設	町	2018/12/18	県	教文第 1805
2018	南伊豆町石廊崎	転落防止柵設置等	町	2018/12/28	県	教文第 1848 号
2018	南伊豆町伊浜	発電設備設置	観光事業者	2019/1/8	県	教文第 1875 号
2018	西伊豆町仁科	看板設置	個人	2019/1/21	県	教文第 1924 号
2018	松崎町雲見	手摺改修等	町	2019/1/31	県	教文第 1989 号
2018	西伊豆町仁科	看板改修等	水産事業者	2019/2/4	県	教文第 2053 号
2018	松崎町江奈	公衆トイレ除却	町	2019/2/6	県	教文第 2042 号
2018	南伊豆町大瀬	支柱設置等	通信事業者	2019/2/21	県	教文第 2146 号
2018	西伊豆仁科	電柱撤去	電気事業者	2019/3/4	県	教文第 2199 号
2018	南伊豆町石廊崎	樹木伐採	町	2019/3/13	県	教文第 2275 号
2018	松崎町岩地	誘導看板設置	町	2019/3/27	県	教文第 2346 号
2019	南伊豆町石廊崎	電柱建替等	電気事業者	2019/4/22	県	文財第 272 号
2019	南伊豆町伊浜	電柱立替	電気事業者	2019/4/24	県	文財第 274 号
2019	南伊豆町子浦	電柱等撤去及び支線新設	電気事業者	2019/5/7	県	文財第 318 号
2019	南伊豆町	接地極新設	電気事業者	2019/5/13	県	文財第 317 号
2019	南伊豆町妻良	支線張替	電気事業者	2019/5/24	県	文財第 498 号
2019	南伊豆町妻良	電柱立替	電気事業者	2019/5/27	県	文財第 497 号
2019	南伊豆町石廊崎	電話回線ケーブル付替	通信事業者	2019/5/29	県	文財第 514 号
2019	南伊豆町湊	建築物の仮設	区長	2019/5/31	県	文財第 536 号
2019	南伊豆町下流	支線張替	電気事業者	2019/6/7	県	文財第 579 号
2019	南伊豆町妻良	海上アスレチック	町	2019/6/7	県	文財第 608 号

受付年度	位置	件名	申請者区分	許可月日	許可権者	許可番号
2019	西伊豆町仁科	電柱及び支柱建替	電気事業者	2019/6/7	県	文財第 580 号
2019	西伊豆町田子	電柱及び支柱建替	電気事業者	2019/6/13	県	文財第 637 号
2019	西伊豆町仁科	看板設置	個人	2019/6/13	県	文財第 640 号
2019	西伊豆町仁科	電柱建替	製造業者	2019/6/17	県	文財第 669 号
2019	南伊豆町石廊崎	小型発電機設置	気象台	2019/6/21	国	元受文庁第 4 号の 96
2019	松崎町道部	法面保護対策等	県	2019/6/21	国	元受文庁第 4 号の 142
2019	松崎町雲見他	道路改築工事	県	2019/6/21	国	元受文庁第 4 号の 144
2019	西伊豆町仁科	電柱建替	電気事業者	2019/6/21	県	文財第 706 号
2019	南伊豆町中木	携帯電話基地局設置	通信事業者	2019/6/21	県	文財第 660 号
2019	南伊豆町湊（海面含む）	仮設海上アスレチック	区長	2019/6/24	県	文財第 728 号
2019	西伊豆町仁科	携帯電話無線機設備取替	通信事業者	2019/7/2	県	文財第 769 号
2019	南伊豆町入間	電線新設	電気事業者	2019/7/10	県	文財第 809 号
2019	松崎町道部	光ケーブル移設	通信事業者	2019/7/29	県	文財第 902 号
2019	西伊豆町仁科	倒木伐採	町	2019/8/19	県	文財第 1049 号
2019	松崎町道部	電柱撤去	電気事業者	2019/8/21	県	文財第 1060 号
2019	西伊豆町仁科	電柱立替	電気事業者	2019/9/25	県	文財第 1274 号
2019	南伊豆町入間	南伊豆歩道改修	県	2019/10/3	県	文財第 1273 号
2019	南伊豆町	樹木伐採	観光事業者	2019/11/13	県	文財第 1564 号
2019	南伊豆町石廊崎	太陽光パネル設置	気象台	2019/11/15	国	元受文庁第 4 号の 1196
2019	西伊豆町田子	法面保護工事	県	2019/11/18	県	文財第 1581 号
2019	南伊豆町子浦	電柱立替	電気事業者	2019/11/25	県	文財第 1631 号
2019	西伊豆町仁科	樹木伐採	町	2019/12/3	県	文財第 1687 号
2019	南伊豆町石廊崎	転落防止柵改修	町	2019/12/13	県	文財第 1777 号
2019	南伊豆町中木	注意看板設置	町	2019/12/20	国	元受文庁第 4 号の 1386
2019	西伊豆町仁科	電柱建替	電気事業者	2019/12/24	県	文財第 1830 号
2019	南伊豆町湊	南伊豆歩道改修	県	2020/1/17	県	文財第 1951 号
2019	南伊豆町妻良	安全対策工作物設置	県	2020/2/5	県	文財第 1938 号
2019	西伊豆町仁科	地質調査	県	2020/2/5	県	文財第 2062 号
2019	西伊豆町田子	電柱立替	電気事業者	2020/2/13	県	文財第 2110 号
2019	南伊豆町子浦	支線張替	電気事業者	2020/2/13	県	文財第 2138 号
2019	南伊豆町石廊崎	観測施設移設等	気象台	2020/2/14	国	元受文庁第 4 号の 1673
2019	南伊豆町石廊崎	照明器具仮設	通信事業者	2020/2/28	県	文財第 2216 号
2019	南伊豆町石廊崎	電柱及び光ケーブル新設	通信事業者	2020/3/11	県	文財第 2261 号
2019	南伊豆町伊浜	落石防止	町	2020/3/25	県	文財第 2364 号
2019	西伊豆町仁科	電柱建替	電気事業者	2020/3/23 2020/9/17 計画変更	県	文財第 2340 号, 文財第 1285 号
2020	南伊豆町石廊崎	電話ケーブルの撤去及び新設	通信事業者	2020/4/9	県	文財第 69 号
2020	南伊豆町子浦	電柱の撤去	電気事業者	2020/4/14	県	文財第 115 号
2020	南伊豆町石廊崎	管理棟の新築	町	2020/4/23	県	文財第 218 号
2020	南伊豆町伊浜	携帯電話基地局設置	通信事業者	2020/4/23	県	文財第 232 号
2020	南伊豆町妻良	海上アスレチックの設置	町	2020/5/20	県	文財第 441 号
2020	南伊豆町大瀬	法面保護工事	県	2020/5/25	県	文財第 486 号
2020	南伊豆町伊浜	防護柵工事	県	2020/6/3	県	文財第 544 号
2020	南伊豆町子浦	支線張替	電気事業者	2020/6/3	県	文財第 545 号

受付年度	位置	件名	申請者区分	許可月日	許可権者	許可番号
2020	松崎町石部	電柱の新設	電気事業者	2020/6/10	県	文財第 591 号
2020	西伊豆町仁科	樹木伐採	町	2020/6/22	県	文財第 670 号
2020	南伊豆町湊	コンテナハウス仮設	区長	2020/6/24	県	文財第 683 号
2020	南伊豆町子浦	仮柱撤去	電気事業者	2020/6/30	県	文財第 713 号
2020	松崎町道部	境界杭の埋設	町	2020/8/19	県	文財第 954 号
2020	南伊豆町石廊崎	電線新設	通信事業者	2020/9/10	県	文財第 1113 号
2020	松崎町道部	公衆便所撤去	町	2020/9/18	国	2 文庁第 945 号
2020	西伊豆町田子	自転車用看板設置	県	2020/9/18	国	2 文庁第 945 号
2020	西伊豆町仁科	電線張替	電気事業者	2020/10/13	県	文財第 1283 号
2020	西伊豆町仁科	道路改修工事	県	2020/10/16	国	2 文庁第 1129 号
2020	南伊豆町石廊崎	看板設置	町	2020/10/16	国	2 文庁第 1129 号
2020	松崎町雲見	建築物の解体	運輸事業者	2020/10/29	県	文財第 1424 号
2020	南伊豆町大瀬	電柱立替	電気事業者	2020/10/29	県	文財第 1426 号
2020	南伊豆町子浦	電柱撤去	電気事業者	2020/10/30	県	文財第 1427 号
2020	松崎町岩地	電柱の建替及び撤去	電気事業者	2020/7/20 2020/11/6 計画変更	県	文財第 827 号, 文財第 827 号－２
2020	松崎町石部	枯木の伐採	町	2020/11/9	県	文財第 1488 号
2020	西伊豆町田子	防災無線用柱の立替	町	2020/11/27	県	文財第 1558 号
2020	西伊豆町田子	防災無線用柱の立替	町	2020/11/27	県	文財第 1559 号
2020	西伊豆町仁科	樹木伐採	町	2020/8/6 2020/12/4 計画変更	県	文財第 911 号, 文財第 911 号-２
2020	西伊豆町田子	電柱及び支線立替	電気事業者	2020/8/26 2021/1/4 計画変更	県	文財第 987 号、文財第 987 号-２
2020	南伊豆町伊浜	トイレ修繕	町	2021/1/7	県	文財 1826 号
2020	南伊豆町大瀬	法面保護工事	県	2021/1/15	県	文財第 1876 号
2020	南伊豆町石廊崎	電線引込	電気事業者	2021/1/15	県	文財第 1897 号
2020	西伊豆町仁科	電柱の撤去	電気事業者	2020/7/28 2021/1/28 計画変更	県	文財第 852 号, 文財第 852 号－2
2020	南伊豆町妻良	落石防止網設置	県	2021/1/29	県	文財第 1984 号
2020	南伊豆町子浦	電柱建替	電気事業者	2021/2/12	県	文財第 2043 号
2020	南伊豆町妻良	基地局の新設	通信事業者	2021/2/12	県	文財第 2071 号
2020	南伊豆町入間	看板の新設	町	2021/2/19	県	文財第 2095 号
2020	西伊豆町仁科	電柱の移設	電気事業者	2021/2/24	県	文財第 2130 号
2020	西伊豆町仁科	支線等の新設	通信事業者	2021/3/4	県	文財第 2187 号
2020	南伊豆町入間	看板の新設	町	2021/3/18	県	文財第 2320 号
2020	南伊豆町伊浜	灯台等修理	海上保安本部	2021/3/22	国	２受文庁第４号の 2222
2020	西伊豆町田子	電線張替	電気事業者	2021/3/30	県	文財第 2406 号
2020	西伊豆町田子	自転車用看板設置	県	2021/4/16	国	3 文庁第 25 号
2020	西伊豆町田子	灯台等修理	海上保安本部	2021/4/19	国	3 受文庁第 4 号

名勝伊豆西南海岸保存活用計画

令和４年（2022 年）３月

西伊豆町　　松崎町　　南伊豆町

名勝伊豆西南海岸保存活用計画策定委員会